

○保護に関する諸手続き

本章では、重要文化財「武雄鍋島家洋学関係資料」の保存活用にあたり、必要となる諸手続きについて、文化財保護法その他関係法規に基づき整理する。原則として、手続きは佐賀県を經由して行う。なお、手続きが不明確な行為については、文化庁及び佐賀県と協議し、その指示に従う。

1 文化財の現状変更をしようとする場合の手続き

①文化庁長官の許可を必要とする行為

重要文化財に指定されている資料の現状を変更しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない（文化財保護法第43条第1項）。なお、文化庁長官が現状変更を許可するにあたっては、あらかじめ文化審議会に諮問することとされており、手続き及び行為の計画時期に留意する。また、許可に係る現状変更が終了したときは、遅滞なく文化庁長官に報告しなければならない（国宝または重要文化財の現状変更及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則第7条）。「重要文化財武雄鍋島家洋学関係資料」の保護において文化庁長官の許可を必要とするのは、次の行為が想定される。

- ・資料の形状を変更する行為
- ・二点以上の重要文化財資料を接合する行為

②許可を要しない行為

重要文化財の現状を変更しようとする行為のうち、維持のためその価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき及びき損している場合にその拡大を防止するため応急の措置を行うときは許可を要しないこととされる。（文化財保護法第43条、国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則第8条）

現在実施中の「重要文化財武雄鍋島家洋学関係資料美術工芸品保存修理事業」は、現状変更に該当する行為を除き、修理後に形状の変更及び価値の本質の変更を伴わない文化財を原状に復する行為であるため、許可は要しないこととされる（修理届が必要な行為に該当するが、文化庁より補助金の交付を受けて行うため、その手続きも不要である）。

また、き損している場合の応急措置については、しかるべき専門業者に依頼して行う軽微な糊差し程度の維持管理が該当するものであり、所有者または所蔵館の職員等が安易に行うことのないよう注意しなければならない。

2 文化財の保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合の手続き

①文化庁長官の許可を必要とする行為

重要文化財に指定されている資料に保存上好ましくない影響を与える行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない（文化財保護法第43条第1項）。なお、文化庁長官が当該行為を許可するにあたっては、あらかじめ文化審議会に諮問することとされており、手続き及び行為の計画時期に留意する。また、許可に係る行為が終了したときは、遅滞なく文化庁長官に報告しなければならない（国宝または重要文化財の現状変更及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則第7条）。文化庁長官の許可を必要とする行為は、主に所蔵館であ

る武雄市図書館・歴史資料館における次の行為が想定される。

- ・武雄市図書館・歴史資料館の展示室及び収蔵庫に影響を及ぼす恐れのある改修工事・同館展示室及び収蔵庫内の改装工事または修繕工事

②許可を要しない行為

重要文化財の保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微である場合は、許可を要しないこととされ、主に所蔵館である武雄市図書館・歴史資料館における次の行為が想定される。

- ・武雄市図書館・歴史資料館の展示室及び収蔵庫に影響を及ぼす恐れのない改修工事
- ・同館展示室及び収蔵庫内の文化財に影響を及ぼす恐れのない軽微な修繕工事

3 所有者以外の者が主催する展覧会等で公開を行おうとする場合の手続き

①文化庁長官の許可を必要とする行為、重要文化財の所有者及び管理団体以外の者が、その主催する展覧会等で重要文化財資料を公開しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない（文化財保護法第53条第1項）。

②許可を要しない行為、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官の承認を受けた博物館等（公開承認施設）または公開承認施設の設置者が当該公開承認施設で重要文化財資料を公開しようとするときは、前号の許可を要しない。ただし、公開期間の最終日から20日以内に文化庁長官への届出が必要とされる（文化財保護法第53条第1項、第2項）。

4 その他管理に関する手続き

①所有者が変更したとき

所有者が変更したときは、重要文化財にあつては20日以内に文化庁長官に届け出なければならない（文化財保護法第32条第1項）。

②所有者の氏名、名称または住所が変更したとき

所有者の氏名、名称または住所が変更したときは、重要文化財にあつては20日以内に文化庁長官に届け出なければならない（文化財保護法第32条第3項）。

③文化財が滅失、き損、亡失、盗難にあったとき

文化財が滅失、き損、亡失、盗難にあったときは、重要文化財にあつてはそれらの事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない（文化財保護法第33条）。これらの事実を知ったときは、できるだけ現場を保存し、速やかにその事実が生じた日時、当時の管理の状況、原因を調査するとともに、発見時の文化財及び管理場所の写真を撮影する。なお、関係機関等への連絡または資料を安全な場所に移動する等その後に行った措置を記録し、き損の場合は保存上受ける影響を把握する。

④文化財の所在場所を変更しようとするとき

文化財の所在場所を変更しようとするときは、重要文化財にあつては変更しようとする日の20日前までに文化庁長官に届け出なければならない（文化財保護法第34条）。ただし、重要文化財にあつて文化庁より補助金の交付を受けて修理を行う場合、現状変更の許可を受けて行う場合、所有者以外

の者が主催する展覧会に関する許可または届出を行う場合等の届出は不要とされる。なお、所在の場所の変更が30日を超えない場合も届出は不要とされるが、本法人が主催する展示公開のため所在場所を変更しようとする場合は、30日を超えない場合であっても届出が必要になることに留意する。(国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則第8条)。現在実施中の「重要文化財武雄鍋島家洋学関係資料美術工芸品保存修理事業」は、文化庁より補助金の交付を受けて修理を行う場合に該当するため、届出は不要である。

⑤文化財の修理をしようとするとき

文化財の修理をしようとするときは、重要文化財にあつては修理に着手する日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。(文化財保護法第43条の2第1項)。また、重要文化財にあつて届出に係る修理が終了したときは、遅滞なく文化庁長官に報告しなければならない(国宝または重要文化財の修理の届出に関する規則第3条)。なお、文化庁より補助金の交付を受けて修理を行う場合または現状変更の許可を受けて修理を行う場合等の届出は不要とされる(国宝または重要文化財の修理の届出に関する規則第4条第1号、第3号)。現在実施中の「重要文化財武雄鍋島家洋学関係資料美術工芸品保存修理事業」は、文化庁より補助金の交付を受けて修理を行う場合に該当するため、届出は不要である。

5 保存活用計画に関する手続き

保存活用計画を作成したときまたは変更をしようとするときは、次の手続きを行う。

①保存活用計画の作成

作成した保存活用計画は、文化庁長官の認定を申請することができる(文化財保護法第53条の2)。なお、文化庁長官が申請のあった保存活用計画を認定するにあたっては、あらかじめ文化審議会に諮問することとされる。また、認定を受けた保存活用計画に次に掲げる事項を記載し、必要とされる書類が添付されている場合は、それぞれ手続き等の弾力化の特例を受けることができるとされる(文化財保護法第53条の4～5、租税特別措置法第76条の6の7)。

ア. 現状変更または文化財の保存に影響をおよぼす行為に関する事項

イ. 修理に関する事項

ウ. 公開を目的とする寄託契約に関する事項

②保存活用計画の変更

文化庁長官の認定を受けた保存活用計画の内容を変更しようとするときは、事前に文化庁、佐賀県と協議し、軽微な変更以外は文化庁長官の認定を受けなければならないとされる(文化財保護法第53条の3)。

なお、文化庁長官が保存活用計画の変更を認定するにあたっては、あらかじめ文化審議会に諮問することとされており、手続き及び変更時期に留意する。ここでいう軽微な変更とは、所有者及び所在の場所、計画期間、現状変更・修理・寄託契約に関する事項、資料の保存に影響を及ぼす恐れのある事項以外の変更とされる(文化財保護法第53条の3第1項、重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令第6条)。

○関係法令

1) 文化財保護法（抜粋）

（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）最終改正：令和 2 年 4 月 17 日法律第 18 号

第 1 章 総則

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第 2 条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第 27 条から第 29 条まで、第 37 条、第 55 条第 1 項第 4 号、第 153 条第 1 項第 1 号、第 165 条、第 171 条及び附則第 3 条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第 109 条、第 110 条、第 112 条、第 122 条、第 131 条第 1 項第 4 号、第 153 条第 1 項第 7 号及び第 8 号、第 165 条並びに第 171 条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第 3 条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第 4 条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

二 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

三 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第3章 有形文化財

第1節 重要文化財

第1款 指定

(指定)

第27条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

二 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

(告示、通知及び指定書の交付)

第28条 前条の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする。

二 前条の規定による指定は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。但し、当該国宝又は重要文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。

三 前条の規定による指定をしたときは、文部科学大臣は、当該国宝又は重要文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

四 指定書に記載すべき事項その他指定書に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

五 第3項の規定により国宝の指定書の交付を受けたときは、所有者は、30日以内に国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

(解除)

第29条 国宝又は重要文化財が国宝又は重要文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、国宝又は重要文化財の指定を解除することができる。

二 前項の規定による指定の解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする。

三 第1項の規定による指定の解除には、前条第二項の規定を準用する。

四 第2項の通知を受けたときは、所有者は、30日以内に指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

五 第1項の規定により国宝の指定を解除した場合において当該有形文化財につき重要文化財の指定を解除しないときは、文部科学大臣は、直ちに重要文化財の指定書を所有者に交付しなければならない。

第2款 管理

(管理方法の指示)

第30条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第31条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

二 重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、第192条の2第1項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節及び第187条第1項第1号において「管理責任者」という。）に選任することができる。

三 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上20日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

ない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

四 管理責任者には、前条及び第1項の規定を準用する。

(所有者又は管理責任者の変更)

第32条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、20日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

二 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上20日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第3項の規定は、適用しない。

三 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、20日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

(滅失、き損等)

第33条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(所在の変更)

第34条 重要文化財の所在の場所を変更しようとするときは、重要文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、指定書を添えて、所在の場所を変更しようとする日の20日前までに文化庁長官に届け出なければならない。但し、文部科学省令の定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際指定書の添付を要せず、又は文部科学省令の定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる。

第3款 保護

(修理)

第34条の2 重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

(管理又は修理の補助)

第35条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

二 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

三 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第36条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

二 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

三 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第3項の規定を準用する。
(現状変更等の制限)

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(修理の届出等)

第43条の2 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

二 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(輸出の禁止)

第44条 重要文化財は、輸出してはならない。但し、文化庁長官が文化の国際的交流その他の事由により特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。

(環境保全)

第45条 文化庁長官は、重要文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

二 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

三 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(国に対する売渡しの申出)

第46条 重要文化財を有償で譲り渡そうとする者は、譲渡の相手方、予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積つた額。以下同じ。)その他文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、まず文化庁長官に国に対する売渡しの申出をしなければならない。

二 前項の書面においては、当該相手方に対して譲り渡したい事情を記載することができる。

三 文化庁長官は、前項の規定により記載された事情を相当と認めるときは、当該申出のあつた後30日以内に当該重要文化財を買い取らない旨の通知をするものとする。

四 第1項の規定による売渡しの申出のあつた後30日以内に文化庁長官が当該重要文化財を国において買い取るべき旨の通知をしたときは、第1項の規定による申出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。

五 第1項に規定する者は、前項の期間(その期間内に文化庁長官が当該重要文化財を買い取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間)内は、当該重要文化財を譲り渡してはならない。

(管理又は修理の受託又は技術的指導)

第47条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。

二 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。

三 前2項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第39条第1項及び第2項の規定を準用する。

四 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

第4款 公開 (公開)

第47条の2 重要文化財の公開は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

二 前項の規定は、所有者又は管理団体の出品に係る重要文化財を、所有者及び管理団体以外の者が、この法律の規定により行う公開の用に供することを妨げるものではない。

三 管理団体は、その管理する重要文化財を公開する場合には、当該重要文化財につき観覧料を徴収することができる。

(文化庁長官による公開)

第48条 文化庁長官は、重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、一年以内の期間を限つて、国立博物館（独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館をいう。以下この条において同じ。）その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため重要文化財を出品することを勧告することができる。

二 文化庁長官は、国庫が管理又は修理につき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、一年以内の期間を限つて、国立博物館その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため当該重要文化財を出品することを命ずることができる。

三 文化庁長官は、前項の場合において必要があると認めるときは、一年以内の期間を限つて、出品の期間を更新することができる。但し、引き続き五年をこえてはならない。

四 第2項の命令又は前項の更新があつたときは、重要文化財の所有者又は管理団体は、その重要文化財を出品しなければならない。

五 前四項に規定する場合の外、文化庁長官は、重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）から国立博物館その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため重要文化財を出品したい旨の申出があつた場合において適当と認めるときは、その出品を承認することができる。

第49条 文化庁長官は、前条の規定により重要文化財が出品されたときは、第185条に規定する場合を除いて、文化庁の職員のうちから、その重要文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

第50条 第48条の規定による出品のために要する費用は、文部科学省令の定める基準により、国庫の負担とする。

二 政府は、第48条の規定により出品した所有者又は管理団体に対し、文部科学省令の定める基準により、給与金を支給する。

(所有者等による公開)

第51条 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、3箇月以内の期間を限つて、重要文化財の公開を勧告することができる。

二 文化庁長官は、国庫が管理、修理又は買取りにつき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者又は管理団体に対し、3箇月以内の期間を限つて、その公開を命ずることができる。

三 前項の場合には、第48条第4項の規定を準用する。

四 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、前3項の規定による公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

五 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が前項の指示に従わない場合には、文化庁長官は、公開の停止又は中止を命ずることができる。

六 第2項及び第3項の規定による公開のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

七 前項に規定する場合のほか、重要文化財の所有者又は管理団体がその所有又は管理に係る重要文化財を公開するために要する費用は、文部科学省令で定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

第51条の2 前条の規定による公開の場合を除き、重要文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第34条の規定による届出があつた場合には、前条第4項及び第5項の規定を準用する。

(損失の補償)

第52条 第48条又は第51条第1項、第2項若しくは第3項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該重要文化財が滅失し、又はき損したときは、国は、その重要文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、重要文化財が所有者、管理責任者又は管理団体の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

二 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(所有者等以外の者による公開)

第53条 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設(以下この項において「公開承認施設」という。)において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開承認施設の設置者が当該公開承認施設においてこれらを主催する場合は、この限りでない。

二 前項ただし書の場合においては、同項に規定する催しを主催した者(文化庁長官を除く。)は、重要文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して20日以内に、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、文化庁長官に届け出るものとする。

三 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として、許可に係る公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

四 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

第5款 重要文化財保存活用計画

(重要文化財保存活用計画の認定)

第53条の2 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財の保存及び活用に関する計画(以下「重要文化財保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

二 重要文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 当該重要文化財の名称及び所在の場所
- 2 当該重要文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

3 計画期間

4 その他文部科学省令で定める事項

三 前項第2号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

1 当該重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項

2 当該重要文化財の修理に関する事項

3 当該重要文化財（建造物であるものを除く。次項第六号において同じ。）の公開を目的とする寄託契約に関する事項

四 文化庁長官は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、その重要文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

1 当該重要文化財保存活用計画の実施が当該重要文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

2 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

3 第183条の2第1項に規定する文化財保存活用大綱又は第183条の5第1項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

4 当該重要文化財保存活用計画に前項第1号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 当該重要文化財保存活用計画に前項第2号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が重要文化財の修理を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

6 当該重要文化財保存活用計画に前項第3号に掲げる事項が記載されている場合には、当該寄託契約の内容が重要文化財の公開を適切かつ確実に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

五 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

（認定を受けた重要文化財保存活用計画の変更）

第53条の3 前条第四項の認定を受けた重要文化財の所有者又は管理団体は、当該認定を受けた重要文化財保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

二 前条第4項及び第5項の規定は、前項の認定について準用する。

（現状変更等の許可の特例）

第5条の4 第53条の2第3項第1号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画が同条第4項の認定（前条第1項の変更の認定を含む。以下この款及び第183条第2項第6号において同じ。）を受けた場合において、当該重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第43条第1項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

（修理の届出の特例）

第53条の5 第53条の2第3項第2号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画が同条第4項の認定を受けた場合において、当該重要文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第43条の2第1項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

（認定重要文化財保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収）

第 53 条の 6 文化庁長官は、第 53 条の 2 第 4 項の認定を受けた重要文化財の所有者又は管理団体に對し、当該認定を受けた重要文化財保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第 1 項及び第 53 条の 8 において「認定重要文化財保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第 53 条の 7 文化庁長官は、認定重要文化財保存活用計画が第 53 条の 2 第 4 項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

二 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

（所有者等への指導又は助言）

第 53 条の 8 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長。第 143 条第 3 項、第 183 条の 8 第 4 項、第 190 条第 1 項及び第 191 条第 1 項を除き、以下同じ。）は、重要文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

二 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

2) 文化財保護法施行令（抜粋）

（昭和 50 年 9 月 9 日 政令第 267 号）最終改正：平成 31 年 3 月 30 日第 129 号

（出品された重要文化財等の管理）

第 7 条 文化庁長官は、法第 185 条第 1 項の規定により、法第 48 条（法第 85 条において準用する場合を含む。）の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を当該出品に係る公開を行う施設が存する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする場合には、あらかじめ、当該教育委員会が行う事務の範囲を明らかにして、当該教育委員会の同意を求めなければならない。

2 都道府県又は指定都市等の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。

○重要文化財武雄鍋島家洋学関係資料保存活用計画策定委員会の構成および経過

計画の策定にあたっては、当該文化財の恒久的な保存と保存管理、さらに活用に関する方針について助言を求めるために、「重要文化財武雄鍋島家洋学関係資料保存活用計画策定委員会」を設置し、多面的な検討・審議を重ね、『重要文化財武雄鍋島家洋学関係資料保存活用計画書』として取りまとめた。

策定委員会の委員は、各分野の学識経験者に委嘱した。事務局は、文化庁および佐賀県の指導のもと、武雄市教育委員会文化課が担当した。

重要文化財武雄鍋島家洋学関係資料保存活用計画策定委員会 策定委員名簿

氏名	所属等
岡部 幹彦	元文化庁主任文化財調査官 公益財団法人江川文庫理事 国の文化財審議会文化財分科会第一専門調査会委員 「武雄鍋島家洋学関係資料」指定時の調査担当者
鳥井裕美子	大分大学名誉教授 日蘭交渉史・蘭学・洋学の研究者 国の文化財審議会文化財分科会第一専門調査会委員（～令和3年3月）
山下 真一	都城島津邸（重要文化財保有の公立館）館長
志賀 智史	九州国立博物館学芸部博物館科学課保存修理室長 保存科学の識者
川副 義敦	武雄市図書館・歴史資料館元副館長

重要文化財武雄鍋島家洋学関係資料保存活用計画策定委員会 事務局名簿

浦郷 究（令和元年度）	武雄市教育委員会	教育長
松尾 文雄（令和2～4年度）	武雄市教育委員会	教育長
牟田由紀子（令和元年度）	武雄市教育委員会	こども教育部 理事
永尾 淳一（令和2年度）	武雄市教育委員会	こども教育部 理事
諸岡 智恵（令和3・4年度）	武雄市教育委員会	こども教育部 理事
野口 幸未（令和元・2年度）	武雄市教育委員会	こども教育部 文化課長
山北 太（令和3・4年度）	武雄市教育委員会	こども教育部 文化課長
溝上 正勝	武雄市教育委員会	武雄市図書館・歴史資料館長
一ノ瀬明子	武雄市教育委員会	こども教育部 文化課 歴史資料係
古川 総一	武雄市教育委員会	こども教育部 文化課 歴史資料係
近藤 貴子	武雄市教育委員会	こども教育部 文化課 歴史資料係

委員会開催の経過（報告）

第1回（令和元年12月9日）

「武雄鍋島家洋学関係資料」の概要説明

管理状況・資料を取り巻く環境の説明、および現状視察（図書館内および収蔵庫内）

第2回（令和2年2月21日）

保存活用計画書の構成について提案

現状と課題、基本方針について検討

第3回（令和2年11月26日）

現状と課題・基本方針・保存と活用の計画と方法について検討

※新型コロナウイルス感染症対策のため、委員の一部についてはリモートで参加

第4回（令和3年2月24日）

現状と課題・基本方針・保存と活用の計画と方法について検討

※新型コロナウイルス感染症対策のため、委員の一部についてはリモートで参加

第5回（令和3年11月24日）

保存と活用の計画と方法について検討

「重要文化財 武雄鍋島家洋学関係資料保存活用計画書」(草案) について検討

※当初8月19日開催予定であったが、8月11日からの大雨による災害のため延期

第6回（令和4年6月30日）

「重要文化財 武雄鍋島家洋学関係資料保存活用計画書」(草案) について検討

第7回（令和4年8月10日）

「重要文化財 武雄鍋島家洋学関係資料保存活用計画書」(草案) について検討

※新型コロナウイルス感染症対策のため、委員の一部についてはリモートで参加

重要文化財武雄鍋島家洋学関係資料一覧

指定番号	管理番号	資料名	形態	頁数	丁数	法量
64	文書 1	威遠流砲術初段伝授个条	折紙	1冊	1通	410 × 566
65	文書 1	威遠流砲術初段伝授个条	折紙	1冊	1通	410 × 566
66	文書 1	威遠流砲術初段伝授个条	折紙	1冊	1通	410 × 567
67	文書 1	威遠流砲術初段伝授个条	折紙	1冊	1通	410 × 566
68	文書 1	威遠流砲術初段伝授个条	折紙	1冊	1通	410 × 566
69	文書 1	威遠流砲術初段伝授个条	折紙	1冊	1通	410 × 567
70	文書 1	威遠流砲術初段伝授个条	折紙	1冊	1通	410 × 565
71	文書 1	威遠流砲術初段伝授个条	折紙	1冊	1通	410 × 566
72	文書 1	威遠流砲術初段伝授个条	折紙	1冊	1通	410 × 565
73	文書 1	威遠流砲術初段伝授个条	折紙	1冊	1通	408 × 566
74	文書 1	威遠流砲術初段伝授个条	折紙	1冊	1通	410 × 566
75	文書 1	威遠流砲術初段伝授个条	折紙	1冊	1通	406 × 549
76	文書 1	威遠流砲術初段伝授个条	折紙	1冊	1通	406 × 565
77	文書 1	威遠流砲術初段伝授个条	折紙	1冊	1通	408 × 565
78	文書 1	威遠流砲術初段伝授个条	折紙	1冊	1通	408 × 564
79	文書 1	威遠流砲術初段伝授个条	折紙	1冊	1通	410 × 565
80	文書 1	威遠流砲術初段伝授个条	折紙	1冊	1通	410 × 565
81	文書 1	威遠流砲術初段伝授个条	折紙	1冊	1通	408 × 565
82	文書 1	威遠流砲術初段伝授个条	折紙	1冊	1通	408 × 565
83	文書 1	威遠流砲術初段伝授个条	折紙	1冊	1通	410 × 564
84	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	状	1冊	128 × 389	
85	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	状	1冊	140 × 380	
86	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	状	1冊	257 × 324	
87	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	状	1冊	250 × 340	
88	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	状	1冊	185 × 51.5	
89	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	折紙	1冊	364 × 502	
90	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	折紙	1冊	364 × 502	
91	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	折紙	1冊	364 × 500	
92	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	状	1冊	183 × 244	
93	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	堅紙	1冊	101丁	289 × 195
94	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	堅紙	1冊	63丁	280 × 210
95	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	堅紙	1冊	18丁	280 × 180
96	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	堅紙	1冊	47丁	270 × 190
97	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	堅紙	1冊	32丁	275 × 190
98	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	堅紙	1冊	31丁	280 × 190
99	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	收帳	1冊	136 × 355	
100	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	状	1冊	135 × 414	
101	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	一紙	1冊	131 × 161	
102	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	一紙	1冊	132 × 160	
103	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	状	1冊	153 × 164	
104	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	状	1冊	135 × 316	
105	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	帳帳	1冊	3丁	263 × 178
106	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	帳帳	1冊	109丁	270 × 188
107	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	帳帳	1冊	109丁	270 × 188
108	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	状	1冊	323 × 228.0	
109	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	堅紙	1冊	52丁	265 × 190
110	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	状	1冊	360 × 296.3	
111	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	帳帳	1冊	326 × 458	
112	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	帳帳	1冊	134 × 433	
113	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	帳帳	1冊	11丁	162 × 538
114	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	状	1冊	318 × 96.5	
115	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	状	1冊	254 × 347	
116	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	帳帳	1冊	8丁	135 × 380
117	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	帳帳	1冊	7丁	130 × 423
118	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	帳帳	1冊	3丁	127 × 351
119	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	帳帳	1冊	6丁	135 × 381
120	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	帳帳	1冊	5丁	135 × 378
121	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	帳帳	1冊	3丁	135 × 380
122	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	折紙帳	1冊	2丁	135 × 37.5
123	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	石版複製	1冊	76丁	269 × 186
124	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	御土姓名簿(断簡)	1冊	132丁	140 × 202
125	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	御土姓名簿(断簡)	1冊	29丁	270 × 190
126	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	御土姓名簿(断簡)	1冊	24丁	270 × 192

指定番号	管理番号	資料名	形態	頁数	丁数	法量
1	文書 1	自然長崎表御前禁船来着之節一左右次第跡より御馳候者仕組	堅紙	1冊	21丁	300 × 215
2	文書 1	長崎通并失土積置候人者仕分帳	堅紙	1冊	2丁	300 × 215
3	文書 1	至尔時小人駈二而長崎相懸候御供	堅紙	1冊	10丁	305 × 220
4	文書 1	御手頭承知(長崎御仕組に付)	帳帳	1冊	8丁	135 × 435
5	文書 1	自然長崎表御前禁船来着之節留守在嘉屋敷仕組	帳帳	1冊	6丁	160 × 430
6	文書 1	〔砲術書訓〕(入門書訓・初段・中段書訓、ボンペン・ブランドコート外)	帳帳	1冊	60丁	155 × 424
7	文書 1	長崎御供帳	帳帳	1冊	39丁	153 × 430
8	文書 1	長崎御主仕組	帳帳	1冊	5丁	140 × 380
9	文書 1	長崎御往來に際し申付	帳帳	1冊	14丁	154 × 430
10	文書 1	長崎御往來に際し申付	帳帳	1冊	5丁	154 × 438
11	文書 1	長崎御主自然火事之節仕組	帳帳	1冊	8丁	140 × 380
12	文書 1	長崎御供帳	帳帳	1冊	7丁	152 × 424
13	文書 1	長崎御供帳	帳帳	1冊	39丁	272 × 184
14	文書 1	惣書到	堅紙	1冊	92丁	291 × 196
15	前編 4	本國より申し候唐国上エグレス国との取極書和牌字	堅紙	1冊	23丁	245 × 166
16	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	堅紙	1冊	35丁	275 × 190
17	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	堅紙	1冊	11丁	150 × 425
18	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	堅紙	1冊	5丁	250 × 170
19	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	堅紙	1冊	9丁	325 × 230
20	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	堅紙	1冊	8丁	315 × 220
21	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	堅紙	1冊	15丁	310 × 210
22	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	帳帳	1冊	4丁	150 × 420
23	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	状(巻紙)	1冊	361 × 442.7	
24	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	状(巻紙)	1冊	213 × 288.1	
25	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	状(巻紙)	1冊	362 × 304.5	
26	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	464 × 630	
27	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	状	1冊	322 × 950	
28	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	410 × 566	
29	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	410 × 565	
30	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	410 × 565	
31	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	410 × 566	
32	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	408 × 565	
33	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	410 × 567	
34	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	410 × 566	
35	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	408 × 566	
36	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	410 × 566	
37	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	410 × 566	
38	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	410 × 566	
39	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	408 × 566	
40	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	410 × 567	
41	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	410 × 565	
42	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	410 × 567	
43	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	408 × 565	
44	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	408 × 566	
45	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	408 × 565	
46	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	410 × 565	
47	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	410 × 567	
48	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	410 × 566	
49	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	408 × 565	
50	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	410 × 566	
51	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	410 × 566	
52	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	410 × 566	
53	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	410 × 566	
54	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	410 × 565	
55	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	410 × 567	
56	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	410 × 566	
57	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	410 × 567	
58	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	404 × 557	
59	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	408 × 566	
60	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	410 × 565	
61	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	410 × 567	
62	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	410 × 567	
63	文書 1	御家長(長崎御供・披露・他部・御前)	折紙	1冊	410 × 565	

指定番号	管理番号	資料名	形態	頁数	丁数	法量
188	文書	〔遺書〕(軍勢を率いての登京を命ず)	状	1冊	5丁	178 × 540
189	文書	口達(部隊長願いにつき)	折紙綴	1綴	2丁	122 × 326
190	文書	口達(大迫陣役命書なるも傍分は指領に不服か、いかんが得べきか伺い)	状	1通		261 × 344
191	文書	〔英文契約書〕(越後高田へオランダ船積込に付)	状(洋紙)	1通		178 × 225
192	文書	〔英文契約書〕(越後高田へオランダ船積込に付)	状	1通		283 × 449
193	文書	寛(明州兵隊分配の明証下賜品目録)	状	1通		201 × 603
194	文書	寛(明州兵隊分配の明証下賜品目録)	状	1通		181 × 877
195	文書	寛(明州兵隊分配の明証下賜品目録)	状	1通		273 × 370
196	文書	寛(明州兵隊分配の明証下賜品目録)	折紙	1通		164 × 311
197	文書	手宛(兵庫陣中への賜書)	状	1通		219 × 107
198	文書	〔通行証〕(京都参上出陣に付)	切紙	1通		217 × 105
199	文書	〔通行証〕(京都参上出陣に付)	切紙	1通		149 × 409
200	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	状	1通		123 × 339
201	綴	綴	綴	1冊	5丁	137 × 366
202	綴	綴	綴	1冊	4丁	137 × 366
203	文書	納高上総奥羽留守付出張兵隊等御沙汰書	綴	1冊	15丁	264 × 196
204	文書	〔沙汰書〕(奥州出陣命)	状	1通		189 × 216
205	文書	〔沙汰書〕(奥州出陣命)	状	1通		212 × 234
206	文書	佐幕殿御留守付	綴	1冊	7丁	136 × 376
207	文書	明州陣中御家文帳	綴	1冊	32丁	273 × 190
208	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	状	1通		196 × 182
209	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	状	1通		195 × 786
210	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	折紙	1通		247 × 337
211	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	折紙	1通		335 × 445
212	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	状	1通		124 × 256
213	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	折紙	1通		326 × 404
214	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	折紙	1通		328 × 403
215	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	折紙	1通		327 × 403
216	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	折紙	1通		327 × 403
217	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	状	1通		125 × 140
218	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	折紙	1通		162 × 437
219	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	切紙	1通		278 × 394
220	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	状	1通		159 × 650
221	綴	綴	綴	1冊	6丁	316 × 408
222	綴	綴	綴	1冊	5丁	157 × 174
223	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	状	1通		210 × 268
224	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	状	1通		210 × 423
225	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	切紙	1通		118 × 455
226	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	状	1通		122 × 681
227	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	状	1通		143 × 259
228	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	切紙	1通		124 × 340
229	綴	綴	綴	1冊	2丁	124 × 206
230	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	状	1通		127 × 477
231	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	折紙	1通		130 × 342
232	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	切紙	1通		130 × 120
233	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	状	1通		21 × 907
234	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	切紙	1通		248 × 240
235	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	折紙綴	1綴	3丁	125 × 341
236	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	状	1通		133 × 341
237	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	状	1通		163 × 419
238	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	状	1通		124 × 340
239	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	状	1通		124 × 285
240	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	状	1通		132 × 814
241	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	状	1通		211 × 521
242	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	状	1通		249 × 343
243	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	切紙	1通		125 × 342
244	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	状	1通		160 × 160
245	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	折紙	1通		250 × 340
246	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	折紙	1通		248 × 344
247	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	状	1通		124 × 235
248	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	状	1通		123 × 432
249	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	切紙	1通		154 × 365
250	文書	〔遺書〕(備孫六郎陣中書上)	状	1通		136 × 102

指定番号	管理番号	資料名	形態	頁数	丁数	法量
127	文書	長州御征伐御出陣御印帳	綴	1冊	21丁	270 × 187
128	文書	御出陣御印帳	綴	1冊	22丁	270 × 188
129	文書	〔長州征伐〕につき出兵夫人、馬券につき	状	1通		270 × 982
130	文書	〔陣立〕	1冊	1冊	791 × 718	
131	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	4丁	4丁	136 × 376
132	文書	手宛(出陣につき足利持持道具の件)	状	1通		136 × 511
133	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	4丁	136 × 375
134	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	5丁	136 × 378
135	文書	慶応二年六月長州御征伐御出陣御印帳	折紙綴	1枚		425 × 300
136	文書	御出陣御留守武蔵組	折紙綴	1枚		272 × 270
137	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	26丁	374 × 186
138	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	28丁	278 × 374
139	文書	手宛(御出陣の馬、夫丈、夫丸目数差引につき依頼)	折紙	1通		268 × 377
140	文書	手宛(御出陣の馬、夫丈、夫丸目数差引につき依頼)	状	1通		129 × 465
141	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	25丁	152 × 425
142	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	15丁	137 × 371
143	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	11丁	135 × 380
144	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	6丁	134 × 381
145	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	15丁	138 × 377
146	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	16丁	135 × 382
147	文書	注文御約定書(控)	綴	1冊	9丁	270 × 190
148	文書	日本慶応二年七月十七日英商アールト江武蔵政府注文長崎海軍之上	状	1通		270 × 377
149	文書	日本慶応二年七月十八日英商アールト江武蔵政府注文長崎海軍之上	綴	1冊	6丁	250 × 178
150	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	3丁	135 × 365
151	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	2丁	135 × 371
152	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	1冊	150 × 191
153	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	6丁	268 × 186
154	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	9丁	270 × 187
155	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	9丁	270 × 186
156	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	5丁	245 × 165
157	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	2丁	250 × 178
158	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	30丁	151 × 425
159	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	6丁	265 × 189
160	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	3丁	278 × 190
161	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	1冊	133 × 157
162	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	6丁	270 × 191
163	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	1通	160 × 320
164	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	12丁	269 × 190
165	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	2丁	270 × 168
166	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	1通	212 × 513
167	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	1通	202 × 650
168	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	31丁	275 × 190
169	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	1通	211 × 550
170	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	1通	212 × 568
171	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	4丁	251 × 170
172	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	1通	187 × 942
173	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	1通	253 × 340
174	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	1通	153 × 493
175	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	1通	155 × 340
176	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	1通	159 × 840
177	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	1通	175 × 412
178	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	1通	211 × 692
179	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	1通	212 × 392
180	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	3丁	133 × 380
181	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	8丁	134 × 370
182	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	5丁	152 × 471
183	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	7丁	135 × 378
184	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	15丁	268 × 304
185	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	4丁	350 × 4797
186	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	1通	133 × 377
187	文書	御出陣御留守武蔵組	綴	1冊	1通	178 × 460

指定 番号	管理 番号	資料名	形態	員数	丁数	法量
251	後編 6	御出陣方違	状	1通	157 × 496	
252	文書	手覚(下下嘉兵衛・久保田清順等にて様表願)	状	1通	164 × 210	
253	後編 6	手覚(細下佐長任命につき)	状	1通	124 × 204	
254	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	124 × 226	
255	文書	手覚(長浜戦争における部隊別発給状)	状	1通	140 × 314	
256	文書	[達書](紅白旗を合戦とする旨)	状	1通	212 × 357	
257	文書	書付(備前長門、佐井表到着につき激励)	状	1通	217 × 358	
258	文書	[通書](備前長門、佐井表到着につき激励)	状	1通	213 × 358	
259	文書	[通書](備前長門、佐井表到着につき激励)	状	1通	160 × 561	
260	文書	[通書](備前長門、佐井表到着につき激励)	状	1通	247 × 343	
261	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	124 × 204	
262	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	159 × 417	
263	後編 6	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	164 × 113	
264	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	150 × 864	
265	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	160 × 282	
266	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	246 × 173	
267	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	210 × 613	
268	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	140 × 393	
269	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	140 × 398	
270	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	160 × 226	
271	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	162 × 829	
272	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	162 × 1143	
273	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	124 × 216	
274	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	133 × 252	
275	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	154 × 394	
276	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	124 × 216	
277	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	124 × 216	
278	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	124 × 216	
279	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	213 × 226	
280	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	150 × 229	
281	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	157 × 690	
282	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	159 × 358	
283	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	163 × 331	
284	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	326 × 392	
285	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	159 × 615	
286	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	140 × 408	
287	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	325 × 382	
288	後編 6	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	166 × 270	
289	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	291 × 210	
290	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	303 × 216	
291	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	244 × 172	
292	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	162 × 240	
293	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	157 × 397	
294	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	150 × 147	
295	後編 6	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	150 × 167.0	
296	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	251 × 248	
297	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	135 × 390	
298	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	124 × 228	
299	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	135 × 248	
300	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	248 × 340	
301	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	284 × 376	
302	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	166 × 992	
303	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	200 × 103	
304	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	150 × 115	
305	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	136 × 371	
306	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	170 × 242	
307	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	318 × 400	
308	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	163 × 248	
309	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	123 × 281	
310	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	125 × 486	
311	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	122 × 196	
312	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	124 × 270	
313	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	124 × 594	

指定 番号	管理 番号	資料名	形態	員数	丁数	法量
314	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	244 × 340	
315	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	136 × 294	
316	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	240 × 340	
317	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	244 × 344	
318	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	126 × 347	
319	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	156 × 204	
320	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	328 × 405	
321	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	121 × 75.1	
322	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	165 × 640	
323	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	166 × 273	
324	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	122 × 69.1	
325	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	161 × 305	
326	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	166 × 306	
327	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	124 × 340	
328	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	123 × 292	
329	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	160 × 185	
330	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	153 × 151	
331	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	137 × 248	
332	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	136 × 180	
333	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	135 × 358	
334	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	156 × 1139	
335	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	245 × 343	
336	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	163 × 215	
337	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	133 × 307	
338	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	279 × 400	
339	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	280 × 404	
340	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	278 × 401	
341	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	125 × 341	
342	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	165 × 351	
343	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	158 × 226	
344	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	279 × 400	
345	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	160 × 778	
346	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	134 × 368	
347	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	134 × 371	
348	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	136 × 287	
349	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	155 × 883	
350	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	220 × 622	
351	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	120 × 643	
352	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	133 × 262	
353	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	160 × 199	
354	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	158 × 227	
355	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	160 × 620	
356	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	122 × 165	
357	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	163 × 250	
358	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	154 × 674	
359	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	158 × 563	
360	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	164 × 608	
361	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	278 × 342	
362	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	162 × 383	
363	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	60 × 863	
364	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	159 × 1564	
365	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	154 × 522	
366	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	199 × 535	
367	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	165 × 262	
368	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	165 × 87.5	
369	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	160 × 644	
370	文書	手覚(御所これあるにより御願い)	状	1通	160 × 2347	

指定番号	管理番号	資料名	形態	頁数	丁数	法量
438	文書	〔複製〕(鶴島監物隊入京に際し届)	状	1通	1通	15.7 × 134.0
439	綴綴	〔軍務官達〕(参列を命ず)	状	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
440	綴綴	口達(東京藩領・軍装衣類の新調・旗物面陣による困窮のため借金額)	折紙綴	1綴	1綴	28.6 × 57 × 厚0.5
441	綴綴	手宛(精製紗織の西着と、手宛(精製紗織の出着)	状	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
442	綴綴	手宛(病欠につき辞退願書)	状	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
443	綴綴	〔遊船〕(急ぎ本陣へ出陣につき)	状	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
444	綴綴	口達(上総の兵隊、品川より乗船し帰国のこと)	折紙	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
445	綴綴	口達(上総の兵隊、品川より乗船し帰国のこと)	折紙	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
446	綴綴	〔沙法野〕(御用相済係条、帰国体兵可致)	状	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
447	綴綴	〔沙法野〕(東北平定陣営につき御方料下賜)	状	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
448	綴綴	〔達書〕(御陣式奉行につき)	状	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
449	綴綴	口達(御金子下行願)	折紙	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
450	綴綴	口達(東軍調議の士等様)	折紙綴	1綴	1綴	28.6 × 57 × 厚0.3
451	綴綴	〔明十二日当初参入人数書上〕	折紙綴	1綴	1綴	28.6 × 57 × 厚0.3
452	綴綴	手宛(鶴島上総東軍帰着届)	折紙綴	1綴	1綴	28.6 × 57 × 厚0.3
453	綴綴	〔明始從軍者書上断簡〕	未綴	1綴	1綴	28.6 × 57 × 厚0.3
454	綴綴	戦死手負録	仮綴	1綴	1綴	28.6 × 57 × 厚0.3
455	綴綴	手授(上滝村八幡宮銘文の儀はかにつき)	状	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
456	綴綴	口達(手負いにつき養生料17貫支払いにつき)	切紙	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
457	綴綴	口達(兵隊参着およの傷病兵の人数について)	切紙	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
458	綴綴	〔添状〕	切紙	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
459	綴綴	〔添状〕(船田通軍、酒井家断簡につき)	切紙	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
460	綴綴	口達(鶴二羽上紙)	状	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
461	綴綴	口達(細首五枚・夜復紙二枚下につき)	切紙	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
462	綴綴	口達(上総之儀去秋大戦様御出京御供の部在滞在、断簡につき)	折紙綴	1綴	1綴	28.6 × 57 × 厚0.3
463	綴綴	〔明出陣作戦書簡〕	状	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
464	綴綴	口達(鶴島監物隊入京に際し届)	状	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
465	綴綴	口達(鶴島監物隊入京に際し届)	状	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
466	綴綴	口達(出勢仕組人数、一番・大与頭武要人隊)	切紙	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
467	綴綴	〔宛〕(出勢仕組人数、二番・与頭田寛作隊)	切紙	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
468	綴綴	〔宛〕(出勢仕組人数、三番・与頭佐々木太郎左衛門隊)	切紙	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
469	綴綴	〔宛〕(出勢仕組人数、四番・与頭立野田次郎隊)	切紙	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
470	綴綴	〔宛〕(出勢仕組人数、五番・与頭清水寛太郎隊)	切紙	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
471	綴綴	〔宛〕(出勢仕組人数、六番・大与頭後藤兵衛隊)	切紙	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
472	綴綴	〔宛〕(出勢仕組)(七番・与頭松原一助隊)	切紙	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
473	綴綴	〔宛〕(出勢仕組)(八番・与頭久地七左衛門隊)	切紙	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
474	綴綴	〔宛〕(出勢仕組)(九番・与頭小川内蔵源隊)	切紙	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
475	綴綴	〔宛〕(出勢仕組)(十番・与頭原田入道隊)	切紙	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
476	綴綴	〔宛〕(出勢仕組)(十一番・向大与頭田邦衛・土肥新十郎隊)	切紙	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
477	綴綴	〔宛〕(出勢仕組)(十二番・与頭松原藏人隊)	切紙	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
478	綴綴	〔宛〕(出勢仕組)(十三番・与頭小川内蔵源隊)	切紙	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
479	綴綴	〔宛〕(出勢仕組)(十四番・与頭二位徳太郎隊)	切紙	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
480	綴綴	〔宛〕(出勢仕組)(十五番・与頭千福又三郎隊)	切紙	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
481	綴綴	〔宛〕(出勢仕組)(十六番・与頭千福又三郎隊)	切紙	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
482	綴綴	〔宛〕(出勢仕組)(十七番・与頭菅助之丞隊)	切紙	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
483	綴綴	〔宛〕(出勢仕組)(十八番・与頭市島一助大隊)	切紙	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
484	綴綴	〔宛〕(出勢仕組)(十九番・小荷駄方・兵衛方・医師山伏・大逃組・小荷駄役方)	切紙	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
485	綴綴	〔宛〕(出勢仕組)(二十番・小荷駄方・兵衛方・医師山伏・大逃組・小荷駄役方)	切紙	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
486	綴綴	口達(軍勢夏出兵に付き、当地季節は冬になるにつき)	状	1通	1通	28.6 × 57 × 厚0.3
487	綴綴	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	28.6 × 57 × 厚0.3
488	綴綴	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	28.6 × 57 × 厚0.3
489	綴綴	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	28.6 × 57 × 厚0.3
490	綴綴	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	28.6 × 57 × 厚0.3
491	綴綴	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	28.6 × 57 × 厚0.3
492	綴綴	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	28.6 × 57 × 厚0.3
493	綴綴	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	28.6 × 57 × 厚0.3
494	綴綴	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	28.6 × 57 × 厚0.3
495	綴綴	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	28.6 × 57 × 厚0.3
496	綴綴	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	28.6 × 57 × 厚0.3
497	綴綴	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	28.6 × 57 × 厚0.3
498	綴綴	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	28.6 × 57 × 厚0.3
499	綴綴	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	28.6 × 57 × 厚0.3
500	綴綴	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	28.6 × 57 × 厚0.3
501	綴綴	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	28.6 × 57 × 厚0.3

指定番号	管理番号	資料名	形態	頁数	丁数	法量
376	文書	〔宛〕(鶴島監物隊入京に際し届)	状	1通	1通	14.1 × 32.6
377	文書	〔軍務官達〕(参列を命ず)	状	1通	1通	19.5 × 52.6
378	文書	口達(東京藩領・軍装衣類の新調・旗物面陣による困窮のため借金額)	折紙綴	1綴	2丁	12.7 × 31.9
379	文書	手宛(精製紗織の西着と、手宛(精製紗織の出着)	状	1通	1通	17.3 × 35.6
380	文書	手宛(病欠につき辞退願書)	状	1通	1通	16.8 × 37.0
381	文書	〔遊船〕(急ぎ本陣へ出陣につき)	状	1通	1通	16.4 × 36.1
382	文書	口達(上総の兵隊、品川より乗船し帰国のこと)	折紙	1通	1通	27.8 × 39.6
383	文書	口達(上総の兵隊、品川より乗船し帰国のこと)	折紙	1通	1通	27.9 × 39.6
384	文書	〔沙法野〕(御用相済係条、帰国体兵可致)	状	1通	1通	19.6 × 54.4
385	文書	〔沙法野〕(東北平定陣営につき御方料下賜)	状	1通	1通	21.0 × 79.8
386	文書	〔達書〕(御陣式奉行につき)	状	1通	1通	33.5 × 41.4
387	文書	口達(御金子下行願)	折紙	1通	2丁	32.4 × 45.0
388	文書	口達(東軍調議の士等様)	折紙綴	1綴	1綴	32.7 × 45.4
389	文書	〔明十二日当初参入人数書上〕	折紙綴	1綴	1綴	32.3 × 41.5
390	文書	手宛(鶴島上総東軍帰着届)	折紙綴	1綴	1綴	24.3 × 32.5
391	文書	〔明始從軍者書上断簡〕	未綴	1綴	1綴	27.0 × 37.3
392	文書	戦死手負録	仮綴	1綴	12丁	15.3 × 75.0
393	文書	手授(上滝村八幡宮銘文の儀はかにつき)	状	1通	1通	16.7 × 15.0
394	文書	口達(手負いにつき養生料17貫支払いにつき)	切紙	1通	1通	32.7 × 42.0
395	文書	口達(兵隊参着およの傷病兵の人数について)	切紙	1通	1通	21.4 × 14.8
396	文書	〔添状〕	切紙	1通	1通	21.4 × 16.3
397	文書	〔添状〕(船田通軍、酒井家断簡につき)	切紙	1通	1通	13.3 × 37.8
398	文書	口達(鶴二羽上紙)	状	1通	1通	19.0 × 53.6
399	文書	口達(細首五枚・夜復紙二枚下につき)	切紙	1通	1通	13.9 × 68.0
400	文書	口達(上総之儀去秋大戦様御出京御供の部在滞在、断簡につき)	折紙綴	1綴	4丁	14.0 × 33.9
401	文書	〔明出陣作戦書簡〕	状	1通	1通	16.0 × 13.0
402	文書	口達(鶴島監物隊入京に際し届)	切紙	1通	1通	16.2 × 13.2
403	文書	口達(鶴島監物隊入京に際し届)	切紙	1通	1通	15.6 × 12.5
404	文書	〔宛〕(出勢仕組人数、一番・大与頭武要人隊)	切紙	1通	1通	16.0 × 13.0
405	文書	〔宛〕(出勢仕組人数、二番・与頭田寛作隊)	切紙	1通	1通	16.1 × 13.2
406	文書	〔宛〕(出勢仕組人数、三番・与頭佐々木太郎左衛門隊)	切紙	1通	1通	15.9 × 13.2
407	文書	〔宛〕(出勢仕組)(七番・与頭松原一助隊)	切紙	1通	1通	16.2 × 11.5
408	文書	〔宛〕(出勢仕組)(八番・与頭久地七左衛門隊)	切紙	1通	1通	16.2 × 11.5
409	文書	〔宛〕(出勢仕組)(九番・与頭小川内蔵源隊)	切紙	1通	1通	16.2 × 11.5
410	文書	〔宛〕(出勢仕組)(十番・与頭原田入道隊)	切紙	1通	1通	16.2 × 11.5
411	文書	〔宛〕(出勢仕組)(十一番・向大与頭田邦衛・土肥新十郎隊)	切紙	1通	1通	16.2 × 11.5
412	文書	〔宛〕(出勢仕組)(十二番・与頭松原藏人隊)	切紙	1通	1通	16.0 × 12.0
413	文書	〔宛〕(出勢仕組)(十三番・与頭小川内蔵源隊)	切紙	1通	1通	16.0 × 12.0
414	文書	〔宛〕(出勢仕組)(十四番・与頭二位徳太郎隊)	切紙	1通	1通	16.0 × 12.0
415	文書	〔宛〕(出勢仕組)(十五番・与頭千福又三郎隊)	切紙	1通	1通	16.1 × 9.6
416	文書	〔宛〕(出勢仕組)(十六番・与頭千福又三郎隊)	切紙	1通	1通	16.1 × 9.7
417	文書	〔宛〕(出勢仕組)(十七番・与頭菅助之丞隊)	切紙	1通	1通	15.8 × 9.8
418	文書	〔宛〕(出勢仕組)(十八番・与頭市島一助大隊)	切紙	1通	1通	16.1 × 9.7
419	文書	〔宛〕(出勢仕組)(十九番・小荷駄方・兵衛方・医師山伏・大逃組・小荷駄役方)	切紙	1通	1通	16.2 × 9.8
420	文書	〔宛〕(出勢仕組)(二十番・小荷駄方・兵衛方・医師山伏・大逃組・小荷駄役方)	切紙	1通	1通	16.1 × 9.7
421	文書	口達(軍勢夏出兵に付き、当地季節は冬になるにつき)	状	1通	1通	16.1 × 9.7
422	文書	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	15.9 × 19.4
423	文書	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	15.9 × 19.4
424	文書	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	15.9 × 19.4
425	文書	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	14.8 × 52.8
426	文書	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	25.1 × 34.0
427	文書	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	15.9 × 48.7
428	文書	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	24.7 × 34.4
429	文書	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	16.2 × 32.4
430	文書	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	12.4 × 34.0
431	文書	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	16.3 × 33.8
432	文書	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	16.2 × 73.0
433	文書	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	16.5 × 42.5
434	文書	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	16.3 × 24.6
435	文書	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	16.5 × 23.3
436	文書	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	16.0 × 105.8
437	文書	口達(出陣作戦書簡)	折紙綴	1綴	1綴	17.4 × 28.6

指定番号	管理番号	資料名	形態	員数	丁数	法量
565	文書	(分限帳)	帳	1冊	132丁	318×217
566	文書	〔下役人名目御用物書上取簡〕	状	1冊	1冊	163×350
567	文書	〔陣立〕(細音森、小堀川、吹津、女龍、大御堂各取略時、先陣、兵部隊)	折紙	1冊	2丁	122×340
568	文書	〔人教付〕(小幡重久、兵衛、美丸外)	状	1冊	1冊	157×160
569	文書	〔院〕(一番袂、二番松尾頼朝書上)	状	1冊	1冊	164×285.9
570	文書	〔院〕(玉葉・ハトロロの分配内訳・総数・積など)	状	1冊	1冊	154×381
571	文書	〔長持御用物書・残り手書上〕	状	1冊	1冊	163×358
572	文書	〔院〕(山寺から大田原まで開族の宿場付)	状	1冊	1冊	160×544
573	文書	〔院〕(山口から千住まで開族の宿場付)	状	1冊	1冊	164×888
574	文書	〔院〕(休泊所付)	切紙	1冊	1冊	153×379
575	文書	〔院〕(長持御用物書)	切紙	1冊	1冊	164×330
576	文書	〔院〕(各隊手角・病人付)	折紙	1冊	1冊	278×402
577	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	折紙	1冊	1冊	554×405
578	文書	〔院〕(各隊手角・病人付)	折紙	1冊	1冊	125×349
579	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	354×156
580	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	134×374
581	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	322×414
582	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	162×358
583	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	247×143
584	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	285×207
585	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	285×263
586	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	160×320
587	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	173×498
588	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	152×732
589	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	196×576
590	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	184×521
591	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	136×375
592	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	270×1125
593	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	275×403
594	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	270×193
595	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	272×200
596	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	134×846
597	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	133×725
598	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	272×373
599	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	136×394
600	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	134×207
601	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	246×166
602	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	178×728
603	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	144×680
604	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	144×810
605	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	284×400
606	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	131×524
607	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	129×268
608	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	270×190
609	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	270×190
610	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	234×171
611	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	249×350
612	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	245×172
613	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	242×175
614	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	136×287
615	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	140×377
616	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	6861×160
617	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	270×439.2
618	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	140×380
619	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	144×866
620	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	270×190
621	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	270×190
622	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	263×350
623	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	135×376
624	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	273×190
625	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	
626	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	
627	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	

指定番号	管理番号	資料名	形態	員数	丁数	法量
502	文書	〔御給御供人名書上〕	状	1冊	1冊	162×340
503	文書	〔下役人名目御用物書上取簡〕	状	1冊	1冊	161×370
504	文書	〔院〕(別巻 旦那様へ岩倉よりの品あり)	切紙	1冊	1冊	157×128
505	文書	〔院〕(要之助死変の事)	切紙	1冊	1冊	162×87
506	文書	〔院〕(相地彦太郎以下十名、下役、近幸・・・丸丸式百四)	切紙	1冊	1冊	133×378
507	文書	〔院〕(御用物書上取簡)	状	1冊	1冊	164×885
508	文書	〔院〕(アルム家、ホムム家行軍必要人足につき)	折紙	1冊	2丁	127×342
509	文書	〔院〕(大砲方人教付)	切紙	1冊	1冊	162×393
510	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	切紙	1冊	1冊	122×159
511	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	切紙	1冊	1冊	117×248
512	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	17丁	140×906
513	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	130×237
514	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	8丁	361×137
515	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	226×127
516	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	155×757
517	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	303×271
518	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	157×359
519	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	164×235
520	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	122×334
521	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	160×382
522	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	160×382
523	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	19丁	277×202
524	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	155×169
525	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	152×458
526	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	284×404
527	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	163×1205
528	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	243×338
529	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	163×443
530	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	165×71
531	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	165×71
532	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	159×1985
533	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	136×243
534	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	248×342
535	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	140×406
536	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	156×403
537	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	163×1466
538	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	3丁	123×320
539	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	326×401
540	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	163×316
541	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	158×207
542	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	160×700
543	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	159×566
544	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	153×443
545	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	155×319
546	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	167×232
547	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	154×176
548	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	160×125
549	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	164×160
550	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	247×342
551	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	148×290
552	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	153×1928
553	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	248×342
554	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	137×1170
555	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	162×228
556	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	167×236
557	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	154×808
558	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	123×102
559	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	123×287
560	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	247×374
561	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	160×250
562	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	167×370
563	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	167×632
564	文書	〔院〕(肥州種小幡重久内休泊番士名付)	状	1冊	1冊	167×512

指定番号	管理番号	資料名	形態	員数	丁数	法量
691	文書	〔記〕(軍勢入数調べ)	切紙	1通	1通	165 × 388
692	文書	〔記〕(金銭収支明細)	状	1通	1通	162 × 642
693	文書	〔記〕(酒樽代明細)	状	1通	1通	164 × 660
694	綴綴	〔記〕(セクメンテノ頭玉月々イハヒエヌ、同玉割用ヒエス書上)	切紙	1通	1通	133 × 319
695	綴綴	〔記〕(私所持の紙を御用により差出すに付)	切紙	1通	1通	170 × 487
696	文書	〔御武具方簡役役金品書上〕	状	1通	1通	257 × 346
697	文書	〔馬術流儀別人名書上〕	状	1通	1通	152 × 285
698	文書	〔家中人名書上〕	状	1通	1通	158 × 205
699	文書	〔記〕(番長付)	切紙	1通	1通	163 × 405
700	文書	〔記〕(大寺頭交替につき)	切紙	1通	1通	135 × 273
701	文書	〔記〕(念定の法被具定めにつき)	切紙	1通	1通	134 × 390
702	文書	〔記〕(伊方里御被官付)	切紙	1通	1通	145 × 260
703	文書	〔記〕(念定の法被具定めにつき)	切紙	1通	1通	170 × 350
704	文書	〔記〕(伊方里御被官付)	切紙	1通	1通	254 × 330
705	文書	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	251 × 168
706	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	130 × 347
707	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	279 × 187
708	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	135 × 375
709	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	300 × 228
710	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	193 × 140
711	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	196 × 138
712	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	196 × 137
713	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	240 × 170
714	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	266 × 187
715	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	270 × 190
716	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	275 × 190
717	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	250 × 175
718	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	270 × 190
719	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	280 × 189
720	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	323 × 442
721	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	250 × 172
722	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	131 × 394
723	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	240 × 166
724	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	140 × 205
725	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	248 × 170
726	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	270 × 365
727	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	274 × 192
728	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	133 × 195
729	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	137 × 195
730	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	142 × 200
731	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	139 × 194
732	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	136 × 185
733	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	136 × 497
734	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	260 × 350
735	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	143 × 388
736	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	134 × 378
737	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	137 × 392
738	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	274 × 192
739	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	266 × 177
740	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	140 × 382
741	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	180 × 890
742	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	248 × 346
743	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	273 × 368
744	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	270 × 379
745	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	281 × 404
746	綴綴	〔記〕(有田御被官名付)	切紙	1通	1通	150 × 468

指定番号	管理番号	資料名	形態	員数	丁数	法量
628	文書	〔記〕(武備)	切紙	1通	66丁	258 × 177
629	後編	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	144 × 628
630	後編	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	2丁	134 × 378
631	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	8丁	131 × 366
632	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	2丁	207 × 290
633	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	2丁	275 × 225
634	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	135 × 463.1
635	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	128 × 476
636	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	138 × 381
637	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	120 × 330
638	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
639	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
640	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
641	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
642	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
643	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
644	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
645	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
646	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
647	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
648	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
649	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
650	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
651	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
652	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
653	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
654	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
655	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
656	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
657	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
658	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
659	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
660	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
661	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
662	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
663	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
664	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
665	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
666	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
667	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
668	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
669	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
670	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
671	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
672	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
673	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
674	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
675	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
676	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
677	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
678	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
679	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
680	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
681	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
682	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
683	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
684	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
685	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
686	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
687	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
688	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
689	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302
690	文書	〔記〕(後編検査の控)	状	1通	1通	116 × 302

掲載番号	管理番号	資料名	形態	員数	丁数	法量
815	文書 1	奥国御注文器職師人方長崎贈答控	横紙	1冊	86丁	136×377
816	前編 2	水戸製菓備忘録其外雜記	堅紙(膠紙)	1冊	37丁	209×139
817	綴編 2	京師其外天下用二態贈許之家中着到出陣方諸控(慶応3年侍着到、アルム、ライフル、モルナー、ラングホーム外)	小横紙	1冊	32丁	140×195
818	文書 1	諸役人勤年数調子帳(武蔵家士)	横紙	1冊	21丁	135×370
819	文書 1	諸控	横紙	1冊	120丁	268×186
820	文書 1	追々渡来之積り帳日安(武治四封便コケチ等購入につき)	堅紙	1冊	2丁	246×166
821	文書 1	オールド御注文金差引(スベセル長兵衛等購入につき)	堅紙	1冊	3丁	269×191
822	文書 1	振替一日二月片持ホシより百ホシ迄定額製作器械便面二而月取	綴	1冊	2丁	243×164
823	文書 1	染物和解(オールド住上の武蔵購入につき)	堅紙	1冊	4丁	248×165
824	文書 1	(請私帳)(フランクレット選送金外)	堅紙	1冊	16丁	255×169
825	文書 1	入日記	堅紙	1冊	44丁	270×188
826	文書 1	茂目公羽州御申日記	堅紙	1冊	217丁	271×186
828	文書 1	(日記断簡)(奥州御申日記)	横紙	1冊	4丁	278×200
829	文書 1	官等便覧	横紙	1冊	1枚	278×400
830	文書 1	(在實津崎役人名簿)	折紙	1冊	1通	354×458
831	文書 1	金差引帳目安(スベセル長兵衛等購入につき)	横紙	1冊	4丁	136×377
832	文書 1	水廻り器器械ケラス註文書文字和解書	堅紙	1冊	3丁	246×167
833	文書 1	(意番草図)	横紙	1冊	3丁	254×176
834	文書 1	(袖印図)	横紙	1冊	1通	644×267
835	文書 1	(名刺)崎島上総家臣木村義一名刺	切紙	1帖	107×34	(横大)
836	文書 1	(武蔵隊來訪者名刺)	切紙	1帖	164×50	(横大)
837	文書 1	(八月十八日長浜戦争陣島願図)	状	1通	161×555	
838	文書 1	羽州戦争記 一	袋綴装	1冊	45丁	254×182
839	文書 1	羽州戦争記 二	袋綴装	1冊	40丁	253×180
840	文書 1	羽州戦争記 三	袋綴装	1冊	45丁	253×181
841	文書 1	羽州戦争記 四	袋綴装	1冊	65丁	254×180
842	文書 1	御道場有物調子帳(宛帳目録)	堅紙	1冊	18丁	276×189
843	文書 1	御道具屋有物帳	堅紙	1冊	18丁	270×190
844	文書 1	(浄土神廟通物下書)	横紙	1冊	12丁	162×425
845	文書 1	(漢書草書)(龍神御講)専念する事	状	1通	133×623	
846	文書 1	(書付)(御前立二付所要毎設置道具見込につき)	横紙	1冊	6丁	135×167
847	後編 1	御道具并御前立二付所要毎設置道具見込につき	横紙	1冊	5丁	247×189
848	後編 2	逸山左衛門尉立合相改係高島四郎大夫贈書(門台へ相贈係分)	横紙	1冊	15丁	273×189
849	後編 3	約定(日本相親委託相贈)	横紙	1冊	15丁	247×189
850	前編 4	課程目録(銀幣運動)	横紙	1冊	1通	267×187
851	前編 5	別段内番風説御贈書	横紙	1冊	29丁	271×190
852	前編 6	評定所一應書取	横紙	1冊	8丁	274×190
853	後編 7	武蔵内蔵御器目録	横紙	1冊	1通	196×137
854	文書 1	(伊万里彫刻師村御江藤職掛因)	横紙	1冊	26丁	261×246
855	文書 1	(製御前御付御前御器目録)	横紙	1冊	15丁	273×178
856	文書 1	(流儀圖)(破流)	横紙	1冊	35丁	351×486
857	文書 1	(草稿)(御前四部大夫へ門に付)	横紙	1冊	1通	172×1005
858	文書 1	(龍術書(部分))	横紙	1冊	19丁	199×137
859	後編 8	抄巻(儀形秘伝御器目録)	横紙	1冊	1通	248×342
860	文書 1	(書付)(御器目録)	横紙	1冊	12紙	323×442
861	文書 1	(武蔵、佐賀大砲寸法比較表)(高島藩二而出來方相成儀此御前御寸法、此御前御寸法)	横紙	1冊	1通	270×380
862	文書 1	砲流流儀式目録(御器目録)	横紙	1冊	15丁	278×187
863	文書 1	砲流流儀式目録(御器目録)	横紙	1冊	20丁	193×135
864	前編 9	短縮書	横紙	1冊	20丁	262×175
865	文書 1	越前藩御他界之御調子帳(御器目録)	横紙	1冊	30丁	250×171
866	文書 1	浄土親御遺物取(控)	横紙	1冊	1枚	249×339
867	文書 1	(標的圖)	横紙	1冊	18丁	126×340
868	文書 1	浄土親御遺物取(控)	横紙	1冊	18丁	126×340
869	文書 1	御器目録	横紙	1冊	23丁	197×190
870	文書 1	御器目録	横紙	1冊	8丁	277×190
871	文書 1	浄土親御遺物取(控)	横紙	1冊	8丁	137×377
872	文書 1	浄土親御遺物取(控)	横紙	1冊	2丁	140×204
873	綴編 2	三鷹藩界役々勤年数調子	小横紙	1冊	68丁	141×193
874	綴編 2	(兵器修整其外有物帳品々控)(アルム銃10挺分の彈丸4箱2000発等書上)	横紙	1冊	1通	354×430

掲載番号	管理番号	資料名	形態	員数	丁数	法量
754	後編 5	辰年渡来本國船内申上帳風説書	堅紙	1冊	28丁	270×197
755	文書 1	碓石方諸道具台帳(碓石防務)	堅紙	1冊	29丁	272×190
756	文書 1	(天保十年持渡書目録)(人体管理書全2冊外)	横紙	1冊	5丁	273×193
757	文書 1	持渡書目録(スタープラーデ(2冊外))	横紙	1冊	25丁	253×168
758	文書 1	持渡書目録(スタープラーデ(2冊外))	横紙	1冊	31丁	224×19
759	文書 1	阿蘭陀持渡書目録	横紙	1冊	26丁	250×175
760	文書 1	当野阿蘭陀ヨリ持渡書目録(1843年取外)	横紙	1冊	34丁	248×169
761	文書 1	当野阿蘭陀ヨリ持渡書目録(オランダセキ4冊外)	横紙	1冊	31丁	238×161
762	文書 1	当野阿蘭陀ヨリ持渡書目録(オランダセキ4冊外)	横紙	1冊	34丁	240×173
763	文書 1	当野阿蘭陀ヨリ持渡書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	49丁	243×168
764	文書 1	当野阿蘭陀ヨリ持渡書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	49丁	241×171
765	文書 1	いはは(見用之内取集書目録)(オランダセキ3冊外)	横紙	1冊	12丁	270×194
766	文書 1	当野阿蘭陀ヨリ持渡書目録(オランダセキ3冊外)	横紙	1冊	106丁	270×194
767	文書 1	当野阿蘭陀ヨリ持渡書目録(オランダセキ3冊外)	横紙	1冊	8丁	249×174
768	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	12丁	271×195
769	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	9丁	270×195
770	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	6丁	269×193
771	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	15丁	270×193
772	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	6丁	134×387
773	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	7丁	270×195
774	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	5丁	135×388
775	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	58丁	242×168
776	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	6丁	249×170
777	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	53丁	238×167
778	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	9丁	141×393
779	前編 2	当野阿蘭陀ヨリ持渡書目録	横紙	1冊	8丁	102×138
780	前編 2	当野阿蘭陀ヨリ持渡書目録	横紙	1冊	14丁	103×136
781	前編 2	当野阿蘭陀ヨリ持渡書目録	横紙	1冊	14丁	103×139
782	前編 2	当野阿蘭陀ヨリ持渡書目録	横紙	1冊	6丁	103×138
783	前編 2	当野阿蘭陀ヨリ持渡書目録	横紙	1冊	17丁	103×138
784	前編 2	当野阿蘭陀ヨリ持渡書目録	横紙	1冊	24丁	103×138
785	前編 2	当野阿蘭陀ヨリ持渡書目録	横紙	1冊	20丁	103×138
786	前編 2	当野阿蘭陀ヨリ持渡書目録	横紙	1冊	20丁	103×138
787	前編 2	当野阿蘭陀ヨリ持渡書目録	横紙	1冊	23丁	103×138
788	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	29丁	137×380
789	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	40丁	275×188
790	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	43丁	270×190
791	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	56丁	276×200
792	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	14丁	276×200
793	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	59丁	278×198
794	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	17丁	270×192
795	綴編 2	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	2丁	133×380
796	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	7丁	135×370
797	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	29丁	274×190
798	綴編 2	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	3丁	136×372
799	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	62丁	268×188
800	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	3丁	134×350
801	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	22丁	131×361
802	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	4丁	134×377
803	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	13丁	135×376
804	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	25丁	134×377
805	前編 2	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	13丁	133×378
806	前編 2	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	53丁	268×188
807	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	19丁	270×190
808	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	19丁	270×190
809	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	43丁	137×375
810	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	21丁	126×348
811	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	15丁	138×380
812	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	4丁	134×376
813	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	102丁	135×380
814	文書 1	阿蘭陀政府送書目録(オランダセキ10冊外)	横紙	1冊	110丁	135×380

指定番号	管理番号	資料名	形態	員数	丁数	法量
935	文書	L - 723	〔書状下書〕(明州出陣の拜命)	1通	2丁	117 × 311
936	文書	L - 434	〔書状〕(別紙一通)仁兵衛江渡せられたし、還国にて借金不自由の難の対応につき)	1通	1通	157 × 1370
937	文書	L - 607	〔書状〕(奥州藩兵庫出陣の件)	1通	1通	266 × 370
938	文書	L - 847	〔書状〕(鍋島茂昌兵庫出陣につき)	1通	1通	325 × 443
939	文書	L - 540	〔書状〕(別紙一通)仰付られたる旨伝達)	1通	1通	272 × 380
940	文書	L - 619	〔書状〕(印内御無難密定御大寺御出陣につき)	1通	2丁	137 × 380
941	文書	L - 85	〔書状〕(鍋島茂昌登京・帰陣につき)	1通	1通	174 × 606
942	文書	L - 91	〔書状〕(軍資金不足に付送金依頼)	1通	1通	180 × 448
943	文書	L - 12	〔書状〕(名代一人の参陣を請う)	1通	1通	212 × 365
944	文書	L - 90	〔書状〕(鍋島茂昌兵庫出陣につき)	1通	1通	174 × 454
945	文書	L - 93	〔書状〕(鍋島茂昌兵庫出陣につき)	1通	1通	270 × 379
946	文書	L - 106	〔書状〕(御儀挨拶、酒御答につき)	1通	1通	174 × 520
947	文書	L - 115	〔書状〕(参陣挨拶につき)	1通	1通	183 × 485
948	文書	L - 152	〔書状〕(参陣挨拶につき)	1通	1通	160 × 300
949	文書	L - 83	〔書状〕(鍋島茂昌出陣につき)	1通	1通	277 × 281
950	文書	L - 89	〔書状〕(鍋島茂昌上京し、天蓋頂戴の上願につき)	1通	1通	159 × 806
951	文書	L - 92	〔書状〕(無事帰陣の御禮を祈り付元元の様子を報す)	1通	1通	159 × 460
952	文書	L - 92	〔書状〕(無事帰陣の御禮を祈り付元元の様子を報す)	1通	1通	159 × 460
953	文書	L - 152	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	160 × 414
954	文書	L - 153	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	165 × 341
955	文書	L - 58	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	173 × 270
956	文書	L - 284	〔書状〕(専断書面認めるにつき)	1通	1通	210 × 560
957	文書	L - 84	〔書状〕(鍋島茂昌明台治兵衛閣につき)	1通	2丁	135 × 380
958	文書	L - 84	〔書状〕(鍋島茂昌明台治兵衛閣につき)	1通	2丁	135 × 380
959	文書	L - 94	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	270 × 368
960	文書	L - 288	〔書状〕(密出陣馬を依頼)	1通	1通	210 × 915
961	文書	L - 451	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	160 × 1200
962	文書	L - 440	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	158 × 2960
963	文書	L - 94	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	2丁	135 × 378
964	文書	L - 95	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	274 × 382
965	文書	L - 96	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	275 × 382
966	文書	L - 96	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	158 × 693
967	文書	L - 614	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	132 × 274
968	文書	L - 217	〔書状下書〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	159 × 543
969	文書	L - 600	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	155 × 602
970	文書	L - 591	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	150 × 210
971	文書	L - 298	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	157 × 452
972	文書	L - 561	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	126 × 410
973	文書	L - 628	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	127 × 252
974	文書	L - 670	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	126 × 344
975	文書	L - 49	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	122 × 300
976	文書	L - 600	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	123 × 343
977	文書	L - 425	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	147 × 427
978	文書	L - 426	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	241 × 341
979	文書	L - 539	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	132 × 765
980	文書	L - 370	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	159 × 473
981	文書	L - 61	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	122 × 280
982	文書	L - 86	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	158 × 251
983	文書	L - 285	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	212 × 449
984	文書	L - 529	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	163 × 374
985	文書	L - 305	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	164 × 1800
986	文書	L - 427	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	163 × 1069
987	文書	L - 637	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	272 × 377
988	文書	L - 30	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	163 × 1000
989	文書	L - 186	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	153 × 369
990	文書	L - 450	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	159 × 871
991	文書	L - 452	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	164 × 541
992	文書	L - 448	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	163 × 442
993	文書	L - 445	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	159 × 1960
994	文書	L - 490	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	158 × 1274
995	文書	L - 491	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	160 × 734
996	文書	L - 59	〔書状〕(御儀挨拶につき)	1通	1通	278 × 415

指定番号	管理番号	資料名	形態	員数	丁数	法量
875	経緯	2	〔書状〕(蘭和対訳、フルハンデリングハンデン、ホルランドセキエ、アズボウ1841)	1通	1通	185 × 159
876	経緯	2	〔度前比較表〕(1833年当時の各回度制4種)	1枚	1枚	269 × 398
877	経緯	2	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	172 × 341
878	経緯	2	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	206 × 104
879	経緯	2	〔度前比較表〕(1833年当時の各回度制4種)	1枚	1枚	176 × 191
880	経緯	2	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	275 × 393
881	経緯	2	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	134 × 354
882	文書	J - 6	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	262 × 190
883	文書	J - 6	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	26 × 189
884	文書	J - 6	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	26 × 189
885	文書	J - 6	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	184 × 85
886	経緯	2	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	203 × 125
887	経緯	2	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	271 × 378
888	経緯	2	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	272 × 191
889	経緯	2	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	271 × 191
890	経緯	2	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	136 × 668
891	文書	I - 75	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	184 × 515
892	文書	I - 75	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	138 × 390
893	文書	I - 108	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	185 × 926
894	文書	I - 101	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	188 × 926
895	文書	I - 105	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	184 × 146
896	文書	I - 102	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	183 × 980
897	文書	I - 100	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	273 × 191
898	経緯	2	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	266 × 177
899	文書	L - 160	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	149 × 619
900	文書	L - 161	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	158 × 629
901	文書	L - 82	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	134 × 728
902	文書	L - 170	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	188 × 255
903	文書	L - 159	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	249 × 173
904	後編	6	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	2丁	165 × 637
905	文書	L - 535	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	276 × 188
906	文書	L - 48	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	266 × 380
907	文書	L - 388	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	267 × 380
908	文書	L - 390	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	154 × 282
909	文書	L - 706	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	131 × 477
910	文書	L - 706	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	155 × 721
911	文書	L - 155	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	337 × 440
912	文書	L - 74	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	275 × 372
913	文書	L - 77	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	137 × 550
914	文書	L - 79	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	145 × 970
915	文書	L - 80	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	162 × 850
916	文書	L - 81	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	137 × 512
917	文書	L - 81	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	167 × 1102
918	後編	6	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	275 × 380
919	文書	L - 75	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	268 × 374
920	文書	L - 75	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	276 × 266
921	文書	L - 76	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	268 × 190
922	文書	L - 78	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	147 × 170
923	文書	L - 81	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	157 × 655
924	後編	6	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	160 × 314
925	文書	L - 542	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	133 × 352
926	文書	L - 88	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	134 × 91
927	文書	L - 88	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	164 × 1352
928	文書	L - 11	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	136 × 372
929	経緯	2	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	267 × 395
930	文書	L - 227	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	160 × 3060
931	文書	L - 57	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	262 × 370
932	文書	L - 594	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	178 × 736
933	文書	L - 595	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	247 × 712
934	文書	L - 605	〔度前比較表〕(度制4種)	1通	1通	

指定番号	管理番号	資料名	形態	頁数	丁数	法量
1061	文書	L - 289	文書	L - 289	1通	137 × 522
1062	文書	L - 349	文書	L - 349	1通	164 × 371
1063	文書	L - 493 - 1	文書	L - 493 - 1	1通	164 × 320
1064	文書	L - 493 - 2	文書	L - 493 - 2	1通	183 × 343
1065	文書	L - 588	文書	L - 588	1通	246 × 596
1066	文書	L - 624	文書	L - 624	1通	160 × 349
1067	文書	L - 662 - 2	文書	L - 662 - 2	1通	162 × 357
1068	文書	L - 51	文書	L - 51	1通	164 × 750
1069	文書	L - 8	文書	L - 8	1通	213 × 770
1070	文書	L - 487	文書	L - 487	1通	20.7 × 112.6
1071	文書	L - 489	文書	L - 489	1通	21.4 × 115.2
1072	文書	L - 510	文書	L - 510	1通	20.8 × 344
1073	文書	L - 66	文書	L - 66	1通	24.8 × 430
1074	文書	L - 641	文書	L - 641	1通	28.4 × 37.7
1075	文書	L - 659	文書	L - 659	1通	28.0 × 38.0
1076	文書	L - 63	文書	L - 63	1通	16.0 × 150.0
1077	文書	L - 6	文書	L - 6	1通	15.9 × 131.1
1078	文書	L - 297	文書	L - 297	1通	32.8 × 44.0
1079	文書	L - 308	文書	L - 308	1通	24.6 × 34.3
1081	文書	L - 534	文書	L - 534	1通	12.8 × 19.3
1082	文書	L - 71	文書	L - 71	1通	17.3 × 50.2
1083	文書	L - 511	文書	L - 511	1通	16.0 × 85.8
1084	文書	L - 422	文書	L - 422	1通	13.6 × 46.8
1085	文書	L - 543	文書	L - 543	1通	13.6 × 26.6
1086	文書	L - 546	文書	L - 546	1通	20.2 × 29.6
1087	文書	L - 620	文書	L - 620	1通	16.0 × 45.2
1088	文書	L - 56	文書	L - 56	1通	19.4 × 33.0
1089	文書	L - 618	文書	L - 618	1通	17.6 × 39.4
1090	文書	L - 279	文書	L - 279	1通	24.7 × 34.0
1091	文書	L - 430	文書	L - 430	1通	15.7 × 23.2
1092	文書	L - 55 - 2	文書	L - 55 - 2	1通	15.6 × 55.4
1093	文書	L - 224	文書	L - 224	1通	15.4 × 34.2
1094	文書	L - 576	文書	L - 576	1通	21.4 × 101.7
1095	文書	L - 608	文書	L - 608	1通	12.4 × 22.4
1096	文書	L - 612	文書	L - 612	1通	16.5 × 152.8
1097	文書	L - 41	文書	L - 41	1通	16.6 × 170.2
1098	文書	L - 43	文書	L - 43	1通	16.0 × 27.0
1099	文書	L - 44	文書	L - 44	1通	12.5 × 24.2
1100	文書	M - 160 - 1	文書	M - 160 - 1	1通	15.8 × 138.5
1101	文書	M - 160 - 2	文書	M - 160 - 2	1通	23.9 × 34.1
1102	文書	L - 175	文書	L - 175	1通	21.2 × 92.4
1103	文書	L - 210	文書	L - 210	1通	15.8 × 70.0
1104	文書	L - 217 - 1	文書	L - 217 - 1	1通	13.5 × 43.9
1105	文書	L - 217 - 4	文書	L - 217 - 4	1通	13.8 × 47.4
1106	文書	L - 260	文書	L - 260	1通	24.6 × 34.7
1107	文書	L - 342	文書	L - 342	1通	24.8 × 35.0
1108	文書	L - 447	文書	L - 447	1通	16.3 × 48.8
1109	文書	L - 545	文書	L - 545	1通	13.5 × 31.8
1110	文書	L - 603	文書	L - 603	1通	16.0 × 81.2
1111	文書	L - 672	文書	L - 672	1通	16.5 × 24.4
1112	文書	L - 678	文書	L - 678	1通	21.1 × 154.0
1113	文書	L - 690	文書	L - 690	1通	12.5 × 44.5
1114	文書	L - 691	文書	L - 691	1通	21.4 × 68.7
1115	文書	L - 242	文書	L - 242	1通	25.0 × 35.0
1116	文書	L - 223	文書	L - 223	1通	15.0 × 62.0
1117	文書	L - 40	文書	L - 40	1通	15.9 × 112.5
1118	文書	L - 547	文書	L - 547	1通	15.9 × 25.5
1119	文書	L - 50	文書	L - 50	1通	15.5 × 22.0
1120	文書	L - 24	文書	L - 24	1通	15.4 × 30.6
1121	文書	L - 527	文書	L - 527	1通	12.6 × 29.0
1122	文書	L - 638	文書	L - 638	1通	16.3 × 63.5
1123	文書	L - 28	文書	L - 28	1通	24.6 × 34.5
1124	文書	L - 639	文書	L - 639	1通	14.9 × 29.3

指定番号	管理番号	資料名	形態	頁数	丁数	法量
997	文書	L - 415	文書	L - 415	1通	137 × 522
998	文書	L - 604	文書	L - 604	1通	164 × 371
999	文書	L - 61	文書	L - 61	1通	164 × 320
1000	文書	M - 151	文書	M - 151	1通	243 × 546
1001	文書	L - 12 - 2	文書	L - 12 - 2	1通	183 × 343
1002	文書	L - 107	文書	L - 107	1通	160 × 349
1003	文書	L - 345	文書	L - 345	1通	162 × 357
1004	文書	L - 454 - 2	文書	L - 454 - 2	1通	164 × 750
1005	文書	L - 291 - 2	文書	L - 291 - 2	1通	21.3 × 77.0
1006	文書	L - 116 - 2	文書	L - 116 - 2	1通	20.7 × 112.6
1007	文書	L - 290	文書	L - 290	1通	21.4 × 115.2
1008	文書	L - 295	文書	L - 295	1通	20.8 × 344
1009	文書	L - 652	文書	L - 652	1通	24.8 × 430
1010	文書	L - 5 - 2	文書	L - 5 - 2	1通	28.4 × 37.7
1011	文書	L - 106	文書	L - 106	1通	28.0 × 38.0
1012	文書	L - 3	文書	L - 3	1通	16.0 × 150.0
1013	文書	L - 376	文書	L - 376	1通	15.9 × 131.1
1014	文書	L - 5 - 1	文書	L - 5 - 1	1通	32.8 × 44.0
1015	文書	L - 55 - 1	文書	L - 55 - 1	1通	24.6 × 34.3
1016	文書	L - 665	文書	L - 665	1通	12.8 × 19.3
1017	文書	L - 46	文書	L - 46	1通	17.3 × 50.2
1018	文書	L - 635	文書	L - 635	1通	16.0 × 85.8
1019	文書	L - 615	文書	L - 615	1通	13.6 × 46.8
1020	文書	L - 9	文書	L - 9	1通	13.6 × 26.6
1021	文書	L - 483	文書	L - 483	1通	20.2 × 29.6
1022	文書	L - 633	文書	L - 633	1通	16.0 × 45.2
1023	文書	L - 7	文書	L - 7	1通	19.4 × 33.0
1024	文書	L - 26	文書	L - 26	1通	17.6 × 39.4
1025	文書	L - 486	文書	L - 486	1通	24.7 × 34.0
1026	文書	L - 72 - 1	文書	L - 72 - 1	1通	15.7 × 23.2
1027	文書	L - 72 - 2	文書	L - 72 - 2	1通	15.6 × 55.4
1028	文書	L - 72 - 2	文書	L - 72 - 2	1通	15.4 × 34.2
1029	文書	L - 291 - 1	文書	L - 291 - 1	1通	21.4 × 101.7
1030	文書	L - 484	文書	L - 484	1通	12.4 × 22.4
1031	文書	L - 154	文書	L - 154	1通	16.5 × 152.8
1032	文書	L - 664	文書	L - 664	1通	16.6 × 170.2
1033	文書	L - 369	文書	L - 369	1通	16.0 × 27.0
1034	文書	L - 685	文書	L - 685	1通	12.5 × 24.2
1035	文書	L - 611	文書	L - 611	1通	15.8 × 138.5
1036	文書	L - 272	文書	L - 272	1通	23.9 × 34.1
1037	文書	L - 283	文書	L - 283	1通	21.2 × 92.4
1038	文書	L - 465	文書	L - 465	1通	15.8 × 70.0
1039	文書	L - 530 - 1	文書	L - 530 - 1	1通	13.5 × 43.9
1040	文書	L - 544	文書	L - 544	1通	13.8 × 47.4
1041	文書	L - 666 - 1	文書	L - 666 - 1	1通	24.6 × 34.8
1042	文書	L - 666 - 2	文書	L - 666 - 2	1通	24.8 × 35.0
1043	文書	L - 625	文書	L - 625	1通	16.3 × 48.8
1044	文書	L - 57 - 1	文書	L - 57 - 1	1通	13.5 × 31.8
1045	文書	L - 530 - 2	文書	L - 530 - 2	1通	16.0 × 81.2
1046	文書	L - 31	文書	L - 31	1通	16.5 × 24.4
1047	文書	L - 57 - 2	文書	L - 57 - 2	1通	21.1 × 154.0
1048	文書	L - 10	文書	L - 10	1通	12.5 × 44.5
1049	文書	L - 623	文書	L - 623	1通	21.4 × 68.7
1050	文書	L - 298	文書	L - 298	1通	25.0 × 35.0
1051	文書	L - 53 - 2	文書	L - 53 - 2	1通	15.0 × 62.0
1052	文書	L - 223	文書	L - 223	1通	15.9 × 112.5
1053	文書	L - 592	文書	L - 592	1通	15.9 × 25.5
1054	文書	L - 217 - 3	文書	L - 217 - 3	1通	15.5 × 22.0
1055	文書	L - 431	文書	L - 431	1通	15.4 × 30.6
1056	文書	L - 488	文書	L - 488	1通	12.6 × 29.0
1057	文書	L - 650	文書	L - 650	1通	16.3 × 63.5
1058	文書	L - 621	文書	L - 621	1通	24.6 × 34.5
1059	文書	L - 11	文書	L - 11	1通	14.9 × 29.3
1060	文書	L - 6	文書	L - 6	1通	137 × 522

指定番号	管理番号	資料名	形態	員数	丁数	法量
1245	文書 L-264	(書状下野)(長濱戦争秋田藩救済報告)	切紙	1通	1	15.9 × 56.1
1246	文書 L-265	(書状下野)(長濱戦争戦況報告)	状	1通	1	16.6 × 50.1
1247	文書 L-266	(書状下野)(八月十九日松ヶ崎進軍の戦況報告)	状	1通	1	15.9 × 53.5
1248	文書 L-273	(書状下野)(田内城攻めにつき諸藩報告)	状	1通	1	15.8 × 118.7
1249	文書 L-274	(書状下野)(鍋島茂昌新高在陣に際し書状状越につき)	状	1通	1	16.0 × 40.7
1250	文書 L-275	(書状下野)(御義詞、庄内藩城後の隔問の件につき)	切紙	1通	1	15.9 × 51.8
1251	文書 L-287	(書状)(後身人教派遺状)	切紙	1通	1	21.4 × 28.0
1252	文書 L-341	(包紙)(明州戦闘における戦略図ほか届けにつき)	状	1通	1	31.5 × 43.0
1253	文書 L-351	(書状)(防塞の品、難物取組・脱引差違む様申しける)	状	1通	1	15.9 × 13.0
1254	文書 L-402	(書状下野)(雄越止宿について)	状	1通	1	16.8 × 31.8
1255	文書 L-403	(書状下野)(在府前より差開る難物取組・脱引について)	状	1通	1	16.0 × 21.7
1256	文書 L-406	(書状下野)(明後日雄越尾籠入と一隊合戦見、翁30隊の護衛、些か御手薄。明日は西田、明後日松ヶ崎に御義詞付)	状	1通	1	16.0 × 32.8
1257	文書 L-408	(書状下野)(雄越にて小崎隊と相談、上様には明2日雄越麓砲吐泊、三日酒田、四日鶴岡御着の予定。白砲一内は御頼守へ遣わし、フランスホーナム一門お渡のこと)	状	1通	1	15.8 × 52.7
1258	文書 L-570	(書状)(御手廻の兵一小隊派遣)	状	1枚	1	17.2 × 27.7
1259	文書 L-590	(書状)(急行軍(明越雄越進軍のため小荷駄は遅れるべし)	状	1通	1	16.0 × 37.6
1260	文書 L-685	(書状)(参謀局よりの休田附進出につき)	状	1通	1	15.8 × 58.0
1261	文書 L-686	(書状)(上様召在光長寺到着、罷出へにつき)	状	1通	1	16.2 × 21.5
1262	文書 L-692	(書状)(松山藩兵千五百人君川到着)	切紙	1通	1	16.2 × 30.3
1263	文書 L-720	(書状下野)(茂昌帰京)	切紙	1通	1	16.4 × 39.2
1264	文書 L-41	(書状)(スベンセル戦場入につき)	状	1通	1	13.3 × 59.0
1265	文書 L-154	(書状)(スベンセル・側につ)	状	1通	1	13.5 × 29.2
1266	紙類 2	(書状)(山崎藩七艘より相達のこと付)	状	1通	1	16.2 × 55.3
1267	後編 6	(書状)(レミンスセル・ハトロンの代金五百両督促につき)	状	1通	3丁	19.2 × 16.6
1268	後編 6	(書状)(スベンセル・ハトロンの代金五百両督促につき)	状	1通	3丁	33.0 × 24.2
1269	後編 6	(書状)(アルム銃・ラシヤ人用)	仮紙	1枚	2丁	24.4 × 16.6
1270	後編 6	(書状)(長崎近況、大田購入につき)	状	1通	1	24.0 × 33.0
1271	後編 6	(書状)(注文の御義詞品につき)	状	1通	1	33.0 × 24.2
1272	後編 6	(書状)(アルム銃他購入につき)	袋綴・仮紙	1冊	4丁	24.4 × 16.5
1273	後編 6	(書状)(精算文につき)	状	1通	1	16.4 × 25.0
1274	後編 6	(書状)(種草注文につき)	状	1通	1	16.5 × 39.0
1275	後編 6	(書状)(銃砲器購入につき、御代取返状)	袋綴・仮紙	1冊	7丁	24.8 × 17.3
1276	後編 6	(書状)(アルム銃・ハンダリー銃等の銃砲買入れにつき)	袋綴・仮紙	1冊	4丁	24.2 × 16.6
1277	後編 6	(書状)(アルム銃・ハンダリー銃等の買入れ代金につき)	袋綴・仮紙	1冊	4丁	24.2 × 16.6
1278	文書 L-153	(書状)(元込銃銃につ)	状	1通	1	13.3 × 68.8
1279	後編 6	(書状)(御節御用御義詞の相達につき)	状	1通	1	15.8 × 45.4
1280	後編 6	(書状)(長崎近況)	状	1通	1	16.0 × 118.2
1281	後編 6	(書状)(銃砲、スベンセル・ハトロフ・セツケツ銃ほか物品購入につき)	袋綴・仮紙	1冊	4丁	24.6 × 16.7
1282	後編 6	(書状)(エレキテライト薬劑調査、スベンセル銃ハトロフにつき)	袋綴・仮紙	1冊	3丁	24.9 × 17.2
1283	後編 6	(書状)(前儀銃他古金銀の相場につき)	状	1通	1	15.8 × 43.7
1284	後編 6	(書状)(エレキテライト薬劑調査につき)	状	1通	1	24.4 × 16.6
1285	後編 6	(書状)(エレキテライト薬劑調査につき)	袋綴・仮紙	1冊	2丁	24.4 × 16.6
1286	文書 L-75	(書状)(御節御用御義詞初発より苦慮後報提出につ)	状	1通	1	19.0 × 138.3
1287	後編 6	(書状)(七月二日オランダ半玉の製作につき)	袋綴・仮紙	1冊	3丁	16.0 × 121.6
1288	文書 L-94	(書状)(御節御用御義詞調査につき)	状	1通	1	15.3 × 99.5
1289	文書 L-95	(書状)(御節御用御義詞調査につき)	状	1通	1	18.5 × 64.9
1290	文書 L-97	(書状)(御節御用御義詞調査につき)	状	1通	1	18.2 × 56.7
1291	文書 L-97	(書状)(御節御用御義詞調査につき)	状	1通	1	14.4 × 72.2
1292	文書 L-116	(書状)(御節御用御義詞調査につき)	状	1通	1	13.7 × 39.3
1293	後編 6	(書状)(御節御用御義詞調査につき)	切紙	1通	1	16.8 × 36.6
1294	文書 L-167	(書状)(御節御用御義詞調査につき)	状	1通	1	17.0 × 32.4
1295	後編 6	(書状)(御節御用御義詞調査につき)	状	1通	1	17.0 × 65.4
1296	後編 6	(書状)(御節御用御義詞調査につき)	状	1通	1	18.4 × 193.0
1297	後編 6	(書状)(御節御用御義詞調査につき)	状	1通	1	18.4 × 193.0
1298	後編 6	(書状)(御節御用御義詞調査につき)	状	1通	1	18.4 × 193.0
1299	文書 N-2	(包紙)(御節御用御義詞調査につき)	袋綴	1枚	1	34.3 × 34.5
1300	後編 6	(書状)(御節御用御義詞調査につき)	状	1通	1	16.0 × 23.0
1301	文書 L-98	(書状)(御節御用御義詞調査につき)	折紙	1通	1	26.4 × 34.8
1302	文書 L-163	(書状)(御節御用御義詞調査につき)	状	1通	1	13.2 × 57.6
1303	文書 L-211	(書状下野)(御見書・御手廻につき)	切紙	1通	1	15.9 × 29.7
1304	文書 L-255	(書状)(御見書・御手廻につき)	切紙	1通	1	15.9 × 16.8

2. 標本類

指定番号	管理番号	資料名	形態	員数	丁数	法量
1	文書 I-349	(植物標本)	整紙	1冊	26	31.2 × 21.1
2	文書 I-349	蘭葉(植物標本)	整紙	1冊	29	28.6 × 20.3
3	文書 I-349	蘭葉(植物標本)	整紙	1冊	42	28.6 × 19.3
4	文書 J-7	蘭葉(植物標本)	整紙	1冊	29	31.4 × 21.5

3. 和書・歌書類

指定番号	管理番号	資料名	形態	員数	丁数	法量
1	後編 4	(訓讀)	袋綴表	1冊	294丁	23.6 × 16.0
2	前編 9	和蘭語法解 中	袋綴表・四ツ目綴	1冊	58丁	22.5 × 15.2
3	前編 7	和蘭語法解 下	袋綴表・五ツ目綴	1冊	38丁	22.5 × 15.1
4	後編 4	和蘭文書	袋綴表	1冊	65丁	24.8 × 17.4
5	後編 5	改正和蘭語法解巻二	袋綴表・四ツ目綴	1冊	69丁	19.1 × 13.1
6	後編 4	改訂和蘭英和対訳袖珍辞書	洋装	1冊	1007頁	15.5 × 20.3
7	後編 4	Nederlantsche Spraakkunst 2de deel(和蘭語学)	袋綴表	1冊	297丁	25.1 × 19.0
8	前編 3	源字蘭学数論	袋綴表・大和綴	1冊	13丁	26.9 × 18.3
9	前編 3	気海蘭語	袋綴表・大和綴(三ツ目)	1冊	47丁	26.3 × 17.5
10	後編 5	格物入門和解	袋綴表・四ツ目綴	1冊	29丁	22.5 × 15.2
11	後編 5	格物入門和解	袋綴表・四ツ目綴	1冊	28丁	22.5 × 15.2
12	後編 5	格物入門和解	袋綴表・四ツ目綴	1冊	33丁	22.5 × 15.2
13	前編 3	格物入門和解	袋綴表・四ツ目綴	1冊	22丁	16.1 × 23.6
14	前編 3	格物入門和解	袋綴表・四ツ目綴	1冊	40丁	26.0 × 18.3
15	文書 I-138	庶民考	袋綴表・大和綴(包背表)	1冊	40丁	20.0 × 13.2
16	前編 3	評語遊書目録	袋綴表・大和綴(三ツ目)	1冊	33丁	27.0 × 17.6
17	前編 4	積珠全書	袋綴表・大和綴(三ツ目)	1冊	19丁	26.9 × 17.9
18	前編 4	積珠全書	袋綴表・五ツ目綴	1冊	41丁	28.1 × 20.7
19	前編 3	製菓書	袋綴表・五ツ目綴	1冊	77丁	19.3 × 15.4
20	前編 3	(三角関数表)	袋綴表・四ツ目綴	1冊	50丁	26.1 × 19.0
21	前編 3	(三角関数表)	袋綴表・四ツ目綴	1冊	47丁	26.1 × 19.0
22	前編 3	職方秘笈	袋綴表・大和綴(三ツ目)	1冊	15丁	24.5 × 16.3
23	後編 5	ペリニキ図解	袋綴表・大和綴	1冊	77丁	19.4 × 13.7
24	前編 3	倉御宗 初編	袋綴表・四ツ目綴	1冊	7丁	25.8 × 17.9
25	前編 3	倉御宗 二編	袋綴表・四ツ目綴	1冊	70丁	25.8 × 17.9
26	前編 3	倉御宗 三編	袋綴表・四ツ目綴	1冊	70丁	25.8 × 17.9
27	前編 3	倉御宗 四編	袋綴表・四ツ目綴	1冊	71丁	25.8 × 17.9
28	前編 3	倉御宗 五編	袋綴表・四ツ目綴	1冊	68丁	25.8 × 17.9
29	前編 3	倉御宗 六編	袋綴表・四ツ目綴	1冊	65丁	25.8 × 17.9
30	前編 3	倉御宗 七編	袋綴表・四ツ目綴	1冊	67丁	25.8 × 17.9
31	前編 3	倉御宗 初編	袋綴表・四ツ目綴	1冊	77丁	25.7 × 17.6
32	前編 3	倉御宗 二編	袋綴表・四ツ目綴	1冊	71丁	25.7 × 17.7
33	前編 3	倉御宗 三編	袋綴表・四ツ目綴	1冊	67丁	26.0 × 17.9
34	文書 I-146	加藤石 圖之法	状(扉紙)	1通	1丁	27.8 × 39.0
35	文書 I-183	(化学薬法補録)	袋綴表・大和綴	1冊	14丁	20.7 × 13.6
36	前編 3	エペキ目録武書一	袋綴表・四ツ目綴	1冊	59丁	23.3 × 17.4
37	前編 3	エペキ目録武書二	袋綴表・四ツ目綴	1冊	95丁	23.3 × 17.4
38	前編 3	別冊法律断目次	袋綴表・四ツ目綴	1冊	90丁	26.4 × 18.6
39	前編 3	別冊法律断目次	袋綴表・四ツ目綴	1冊	67丁	26.4 × 18.6
40	後編 2	蒸気力ワグネル法ヲ論ス	袋綴表・大和綴	1冊	8丁	26.6 × 19.4
41	後編 2	蒸気力ワグネル法ヲ論ス	袋綴表・大和綴	1冊	8丁	26.6 × 19.4
42	後編 2	蒸気力ワグネル法ヲ論ス	袋綴表・大和綴	1冊	10丁	13.4 × 17.7
43	後編 5	(温度・体積等対照表及び重曹溶液)	袋綴表・三ツ目綴	1冊	8丁	19.1 × 14.3
44	後編 5	西遊集法成定簡一	袋綴表・四ツ目綴	1冊	25丁	17.8 × 12.0
45	前編 3	西洋医事集成定簡三	袋綴表・四ツ目綴	1冊	33丁	25.3 × 17.0
46	前編 3	西洋医事集成定簡五	袋綴表・四ツ目綴	1冊	31丁	25.3 × 17.0
47	前編 3	増補訂内科要略 卷一	袋綴表・四ツ目綴	1冊	31丁	25.3 × 17.0
48	前編 3	増補訂内科要略 卷二	袋綴表・四ツ目綴	1冊	83丁	25.3 × 17.7
49	前編 3	増補訂内科要略 卷三	袋綴表・四ツ目綴	1冊	87丁	25.3 × 17.7
50	前編 3	増補訂内科要略 卷五	袋綴表・四ツ目綴	1冊	77丁	25.3 × 17.7
51	前編 3	増補訂内科要略 卷六	袋綴表・四ツ目綴	1冊	77丁	25.3 × 17.7
52	前編 3	増補訂内科要略 卷六	袋綴表・四ツ目綴	1冊	83丁	25.3 × 17.7
53	前編 3	遠西医学方物考	袋綴表・四ツ目綴	1冊	33丁	25.8 × 17.0
54	前編 3	泰西医学方物考	袋綴表・四ツ目綴	1冊	44丁	25.9 × 17.9
55	前編 3	西医学方物考	袋綴表・大和綴	1冊	60丁	18.6 × 12.5
56	前編 3	西医学方物考	袋綴表・四ツ目綴	1冊	75丁	18.6 × 12.4

指定番号	管理番号	資料名	形態	頁数	丁数	法量
57	前編: 3: -2: -22: -1:	和蘭藥鏡 一~三	袋綴表、四ツ目綴	1冊	89丁	254 × 170
58	前編: 3: -2: -22: -2:	和蘭藥鏡 四~六	袋綴表、四ツ目綴	1冊	85丁	254 × 170
59	前編: 3: -2: -22: -3:	和蘭藥鏡 七~九	袋綴表、四ツ目綴	1冊	82丁	254 × 170
60	前編: 3: -2: -22: -4:	和蘭藥鏡 十~十二	袋綴表、四ツ目綴	1冊	88丁	254 × 170
61	前編: 3: -2: -28: -1:	楊科新選 附録	袋綴表、四ツ目綴	1冊	19丁	258 × 180
62	前編: 3: -2: -28: -2:	楊科新選 一	袋綴表、四ツ目綴	1冊	37丁	258 × 180
63	前編: 3: -2: -28: -3:	楊科新選 二	袋綴表、四ツ目綴	1冊	22丁	258 × 180
64	前編: 3: -2: -28: -4:	楊科新選 三	袋綴表、四ツ目綴	1冊	17丁	258 × 180
65	前編: 3: -2: -28: -5:	楊科新選 四	袋綴表、四ツ目綴	1冊	25丁	258 × 180
66	前編: 3: -2: -9: -1:	医療正始 一~三	袋綴表、四ツ目綴	1冊	74丁	260 × 177
67	前編: 3: -2: -9: -2:	医療正始 四~六	袋綴表、四ツ目綴	1冊	72丁	260 × 177
68	前編: 3: -2: -52:	煉書 全	袋綴表、大和綴(三ツ目)	1冊	14丁	245 × 167
69	前編: 3: -2: -40: -1:	泰西名医薬譜 一~三	袋綴表、四ツ目綴	1冊	28丁	254 × 164
70	前編: 3: -2: -40: -2:	泰西名医薬譜 四~六	袋綴表、四ツ目綴	1冊	74丁	254 × 164
71	前編: 3: -2: -35:	散花錦囊	袋綴表、五ツ目綴	1冊	23丁	265 × 177
72	前編: 3: -2: -51: -1:	窩篤見薬性論 一	袋綴表、四ツ目綴	1冊	31丁	220 × 150
73	前編: 3: -2: -51: -2:	窩篤見薬性論 二	袋綴表、四ツ目綴	1冊	48丁	220 × 150
74	前編: 3: -2: -51: -3:	窩篤見薬性論 七	袋綴表、四ツ目綴	1冊	33丁	220 × 150
75	前編: 3: -2: -51: -4:	窩篤見薬性論 十四	袋綴表、四ツ目綴	1冊	34丁	220 × 150
76	前編: 3: -2: -51: -5:	窩篤見薬性論 十五	袋綴表、四ツ目綴	1冊	29丁	220 × 150
77	前編: 3: -2: -51: -6:	窩篤見薬性論 十六	袋綴表、四ツ目綴	1冊	30丁	220 × 150
78	前編: 3: -2: -51: -7:	窩篤見薬性論 十七	袋綴表、四ツ目綴	1冊	20丁	220 × 150
79	前編: 3: -2: -51: -8:	窩篤見薬性論 十八	袋綴表、四ツ目綴	1冊	24丁	220 × 150
80	前編: 3: -2: -36: -1:	扶氏秘傳通訓 卷一、二	袋綴表、四ツ目綴	1冊	64丁	260 × 180
81	前編: 3: -2: -36: -2:	扶氏秘傳通訓 卷十四~十七	袋綴表、四ツ目綴	1冊	110丁	260 × 180
82	前編: 3: -2: -37:	扶氏秘傳通訓 卷十九	袋綴表、四ツ目綴	1冊	30丁	260 × 180
83	前編: 3: -2: -37:	原病名論	袋綴表、大和綴	1冊	29丁	243 × 168
84	前編: 3: -2: -38:	病学通論	袋綴表、四ツ目綴	1冊	20丁	255 × 181
85	前編: 3: -2: -34: -1:	窩篤見薬性論 一	袋綴表、四ツ目綴	1冊	30丁	182 × 121
86	前編: 3: -2: -34: -2:	斯魯魯見起概論 二	袋綴表、四ツ目綴	1冊	44丁	182 × 121
87	前編: 3: -2: -3: -1:	生理発蒙 一	袋綴表、四ツ目綴	1冊	31丁	228 × 155
88	前編: 3: -2: -3: -2:	生理発蒙 二	袋綴表、四ツ目綴	1冊	42丁	228 × 155
89	前編: 3: -2: -3: -3:	生理発蒙 三	袋綴表、四ツ目綴	1冊	41丁	228 × 155
90	前編: 3: -2: -33: -1:	朝顔新説 一	袋綴表、四ツ目綴	1冊	38丁	185 × 121
91	前編: 3: -2: -33: -2:	朝顔新説 二	袋綴表、四ツ目綴	1冊	67丁	185 × 121
92	文庫: 一: 一: 一: 8:	藥学油能薬	綴表	1冊	24丁	185 × 130
93	前編: 3: -2: -8:	病四精要	袋綴表、四ツ目綴	1冊	35丁	257 × 180
94	前編: 3: -2: -11:	養生館日常藥品大略	袋綴表、五ツ目綴	1冊	76丁	179 × 123
95	前編: 3: -2: -12:	蘭西医学名物考補遺 二	袋綴表、大和綴(三節所綴)	1冊	43丁	244 × 157
96	前編: 3: -2: -18:	蘭西医学名物考補遺 七	袋綴表、四ツ目綴	1冊	30丁	244 × 177
97	前編: 3: -2: -20:	漢斯多拉草	袋綴表、大和綴	1冊	45丁	237 × 160
98	前編: 3: -2: -21: -1:	昆斯武落置 (-)	袋綴表、大和綴(三節所綴)	1冊	51丁	242 × 170
99	前編: 3: -2: -21: -2:	昆斯武落置 一、三	袋綴表、大和綴(三節所綴)	1冊	87丁	242 × 170
100	前編: 3: -2: -21: -3:	昆斯武落置 四	袋綴表、大和綴(三節所綴)	1冊	43丁	242 × 170
101	前編: 3: -2: -21: -4:	昆斯武落置 九、十	袋綴表、大和綴(三節所綴)	1冊	53丁	242 × 170
102	前編: 3: -2: -21: -5:	昆斯武落置 九、十	袋綴表、大和綴(三節所綴)	1冊	75丁	242 × 170
103	前編: 3: -2: -23:	補藥譜	袋綴表、大和綴	1冊	29丁	235 × 165
104	前編: 3: -2: -24:	牛痘發蒙	袋綴表、四ツ目綴	1冊	24丁	254 × 175
105	前編: 3: -2: -30:	山室柳要便覧外科書 外科全書	袋綴表、大和綴(三節所綴)	1冊	23丁	245 × 165
106	前編: 3: -2: -31:	先助母科経緯方	袋綴表、四ツ目綴	1冊	68丁	242 × 162
107	前編: 3: -2: -43: -2:	外練紅毛匠 上	袋綴表、大和綴(三節所綴)	1冊	84丁	265 × 181
108	前編: 3: -2: -43: -1:	外練紅毛匠 中	袋綴表、大和綴(三ツ目)	1冊	97丁	265 × 181
109	前編: 3: -2: -44:	軍中備用方	袋綴表、大和綴	1冊	36丁	245 × 166
110	前編: 3: -2: -50:	物壳民間話録	袋綴表、五ツ目綴	1冊	36丁	251 × 191
111	前編: 3: -2: -60:	救急本草通解	袋綴表、四ツ目綴	1冊	34丁	262 × 187
112	前編: 3: -2: -7:	命集巻	袋綴表、四ツ目綴	1冊	51丁	248 × 195
113	前編: 2: -4: -7: -1:	万国新話 三	袋綴表、四ツ目綴	1冊	23丁	225 × 158
114	前編: 2: -4: -7: -2:	万国新話 四	袋綴表、四ツ目綴	1冊	28丁	225 × 158
115	前編: 4: -1: -84:	貞徳百箇條之内應意取書	袋綴表、大和綴	1冊	31丁	204 × 134
116	前編: 2: -4: -3: -1:	坤輿図説 一	袋綴表、四ツ目綴	1冊	46丁	265 × 183
117	前編: 2: -4: -3: -2:	坤輿図説 二、三	袋綴表、四ツ目綴	1冊	40丁	265 × 183
118	前編: 2: -4: -3: -3:	坤輿図説補 三	袋綴表、四ツ目綴	1冊	53丁	265 × 183
119	前編: 2: -4: -3: -4:	坤輿図説補 四	袋綴表、四ツ目綴	1冊	52丁	265 × 183

指定番号	管理番号	資料名	形態	頁数	丁数	法量
120	前編: 2: -4: -8: -1:	海外新話 一	袋綴表、四ツ目綴	1冊	20丁	26.1 × 180
121	前編: 2: -4: -8: -2:	海外新話 二	袋綴表、四ツ目綴	1冊	23丁	26.1 × 180
122	前編: 2: -4: -8: -3:	海外新話 三	袋綴表、四ツ目綴	1冊	26丁	26.1 × 180
123	前編: 2: -4: -8: -4:	海外新話 四	袋綴表、四ツ目綴	1冊	27丁	26.1 × 180
124	前編: 2: -4: -8: -5:	海外新話 五	袋綴表、四ツ目綴	1冊	22丁	26.1 × 180
125	前編: 2: -4: -9: -1:	海外新話選	袋綴表、四ツ目綴	1冊	19丁	26.2 × 179
126	前編: 2: -2: -5: -1:	丁巴万国普通歴	袋綴表、四ツ目綴	1冊	19丁	26.0 × 176
127	後編: 5: -2: -6: -1:	成王万国普通歴	袋綴表、四ツ目綴	1冊	19丁	26.0 × 176
128	前編: 2: -4: -1: -1:	連邦地誌 上	袋綴表、四ツ目綴	1冊	47丁	25.7 × 177
129	前編: 2: -4: -1: -2:	連邦地誌 下	袋綴表、四ツ目綴	1冊	48丁	25.7 × 177
130	前編: 2: -4: -1: -3:	連邦地誌 上	袋綴表、四ツ目綴	1冊	47丁	25.7 × 177
131	前編: 2: -4: -1: -4:	連邦地誌 下	袋綴表、四ツ目綴	1冊	48丁	25.7 × 177
132	文庫: 一: -29:	唐山片語異国雜記	袋綴表、大和綴	1冊	21丁	23.6 × 155
133	文庫: 一: -30:	唐山片語異国より日本江運非 附片々土産付	袋綴表、大和綴	1冊	16丁	23.6 × 155
134	文庫: 一: -31: -1:	環海異聞 卷之七	袋綴表、大和綴(三節所綴)	1冊	37丁	26.0 × 175
135	文庫: 一: -31: -2:	環海異聞 卷之八	袋綴表、大和綴(三節所綴)	1冊	30丁	26.0 × 175
136	文庫: 一: -31: -3:	環海異聞 卷之九	袋綴表、大和綴(三節所綴)	1冊	31丁	26.0 × 175
137	前編: 2: -4: -4: -1:	坤輿初問	袋綴表、大和綴(三節所綴)	1冊	72丁	24.3 × 170
138	前編: 2: -4: -5: -1:	輿地誌略 一	袋綴表、四ツ目綴	1冊	40丁	23.8 × 167
139	前編: 2: -4: -5: -2:	輿地誌略 二	袋綴表、四ツ目綴	1冊	21丁	23.8 × 167
140	前編: 2: -4: -5: -3:	輿地誌略 三	袋綴表、四ツ目綴	1冊	40丁	23.8 × 167
141	前編: 2: -4: -5: -4:	輿地誌略 四	袋綴表、四ツ目綴	1冊	60丁	23.8 × 167
142	前編: 2: -4: -5: -5:	輿地誌略 五、六	袋綴表、四ツ目綴	1冊	59丁	23.8 × 167
143	前編: 2: -4: -5: -6:	輿地誌略 七	袋綴表、四ツ目綴	1冊	39丁	23.8 × 167
144	前編: 4: -3: -13:	和蘭七州職并丘庄渡来ノ洋船圖儀	袋綴表、大和綴	1冊	16丁	27.0 × 198
145	前編: 4: -3: -19:	夢物語	袋綴表、大和綴(一ツ目)	1冊	13丁	25.1 × 174
146	前編: 4: -3: -26:	ノルダート	袋綴表、大和綴	1冊	8丁	27.2 × 191
147	前編: 9: -1: -108: -1:	長崎実録 五、六	袋綴表、四ツ目綴	1冊	85丁	26.7 × 189
148	前編: 9: -1: -108: -2:	長崎実録 七、八	袋綴表、四ツ目綴	1冊	51丁	26.7 × 189
149	前編: 9: -1: -108: -3:	長崎実録 十一、十二	袋綴表、四ツ目綴	1冊	56丁	26.7 × 189
150	前編: 9: -1: -108: -4:	長崎実録 十三、十四	袋綴表、四ツ目綴	1冊	55丁	26.7 × 189
151	前編: 4: -3: -32:	英皇如何 三	袋綴表、四ツ目綴	1冊	47丁	22.3 × 155
152	後編: 5: -3: -3: -12: -1:	泰西国法論 一	袋綴表、四ツ目綴	1冊	28丁	22.5 × 155
153	後編: 5: -3: -3: -12: -2:	泰西国法論 二	袋綴表、四ツ目綴	1冊	23丁	22.5 × 155
154	後編: 5: -3: -3: -12: -3:	泰西国法論 四	袋綴表、四ツ目綴	1冊	18丁	22.5 × 155
155	前編: 3: -3: -2: -1:	〔新野流寇捕書〕	袋綴表、四ツ目綴	1冊	20丁	20.9 × 166
156	文庫: 一: -144:	新野流寇捕防州備	袋綴表、大和綴(三ツ目)	1冊	5丁	19.8 × 137
157	前編: 4: -1: -83:	鉄砲百箇條	袋綴表、大和綴	1冊	46丁	20.4 × 134
158	文庫: 一: -144:	船載百箇条	袋綴表、大和綴	1冊	27丁	26.5 × 169
159	文庫: 一: -141:	攻城阿蘭陀由里安本相伝	袋綴表、大和綴(包背表)	1冊	21丁	26.5 × 188
160	後編: 2: -1: -65: -3:	〔築城書〕	袋綴表、大和綴	1冊	4丁	26.8 × 183
161	前編: 4: -1: -48: -1:	海上攻守略説 一	袋綴表、四ツ目綴	1冊	34丁	26.0 × 181
162	前編: 4: -1: -48: -2:	海上攻守略説 二	袋綴表、四ツ目綴	1冊	39丁	26.0 × 181
163	前編: 4: -1: -48: -3:	海上攻守略説 三	袋綴表、四ツ目綴	1冊	47丁	26.0 × 181
164	前編: 4: -1: -48: -4:	海上攻守略説 四	袋綴表、四ツ目綴	1冊	40丁	26.0 × 181
165	前編: 4: -1: -48: -5:	海上攻守略説 四	袋綴表、四ツ目綴	1冊	13丁	26.0 × 181
166	前編: 4: -3: -31:	西洋船術便覧初編	袋綴表、四ツ目綴	1冊	55丁	12.6 × 185
167	前編: 4: -3: -16: -1:	海軍備要 一	袋綴表、四ツ目綴	1冊	43丁	26.3 × 181
168	前編: 4: -3: -16: -2:	海軍備要 二	袋綴表、四ツ目綴	1冊	28丁	26.3 × 181
169	前編: 4: -3: -16: -3:	海軍備要 三	袋綴表、四ツ目綴	1冊	20丁	26.3 × 181
170	前編: 4: -3: -16: -4:	海軍備要 附録 五	袋綴表、四ツ目綴	1冊	22丁	26.3 × 181
171	前編: 4: -3: -16: -5:	海軍備要 三、四、附録	袋綴表、四ツ目綴	1冊	70丁	26.2 × 181
172	前編: 4: -3: -16: -6:	海軍備要 四	袋綴表、四ツ目綴	1冊	27丁	26.2 × 181
173	前編: 3: -3: -5: -1:	万宝書附石簡	袋綴表、四ツ目綴	1冊	91丁	25.7 × 177
174	前編: 4: -3: -23:	和蘭軍歩兵隊職令四	冊子表	1冊	15丁	26.0 × 182
175	前編: 4: -3: -6: -1:	三兵各古知幾 二十三	袋綴表、四ツ目綴	1冊	46丁	25.2 × 176
176	前編: 4: -3: -6: -2:	三兵各古知幾 二十四	袋綴表、四ツ目綴	1冊	27丁	25.2 × 176
177	前編: 4: -3: -6: -3:	三兵各古知幾 二十五	袋綴表、四ツ目綴	1冊	20丁	25.2 × 176
178	前編: 4: -3: -5: -3:	三兵各古知幾 四	袋綴表、五ツ目綴	1冊	31丁	26.9 × 193
179	前編: 4: -3: -5: -2:	三兵各古知幾 九	袋綴表、五ツ目綴	1冊	25丁	26.9 × 193
180	前編: 4: -3: -5: -1:	三兵各古知幾 十	袋綴表、五ツ目綴	1冊	32丁	26.9 × 193
181	後編: 5: -12: -1: -137:	西洋軍用馬術叢書卷之一	袋綴表、大和綴	1冊	20丁	26.0 × 180
182	後編: 5: -12: -1: -138:	西洋軍用馬術叢書卷之二	袋綴表、四ツ目綴	1冊	40丁	25.9 × 180

指定番号	管理番号	資料名	形態	頁数	丁数	法量
183 後編	5 : -12 : -1 : -139 :	西洋軍用馬術叢書之三	袋綴表・四ツ目綴	1冊	27丁	259 × 180
184 後編	5 : -12 : -1 : -140 :	西洋軍用馬術叢書之六	袋綴表・大和綴	1冊	34丁	229 × 197
185 後編	5 : -4 : -3 : -4 :	非兵運動叢書	袋綴表・四ツ目綴	1冊	57丁	227 × 157
186 前編	4 : -1 : -121 :	築城要則	袋綴表・三箇所綴	1冊	29丁	185 × 120
187 前編	4 : -3 : -8 : -1 :	紀元千八百六十二年德俄式英國步兵練法 三編 下	袋綴表・四ツ目綴	1冊	57丁	126 × 182
188 後編	4 : -137 :	紀元千八百六十二年德俄式英國步兵練法 四編 一	袋綴表・四ツ目綴	1冊	80丁	123 × 182
189 前編	4 : -3 : -8 : -2 :	紀元千八百六十二年德俄式英國步兵練法 四編 二	袋綴表・四ツ目綴	1冊	61丁	126 × 182
190 後編	5 : -4 : -3 : -5 :	紀元千八百六十二年德俄式英國步兵練法 五編	袋綴表・大和綴	1冊	68丁	124 × 183
191 前編	4 : -3 : -9 :	砲術法 一	袋綴表・四ツ目綴	1冊	55丁	174 × 127
192 前編	4 : -2 : -20 :	火術要則	袋綴表・大和綴(三ツ目)	1冊	37丁	209 × 139
193 前編	4 : -1 : -71 :	砲術要則	袋綴表・大和綴	1冊	25丁	218 × 203
194 文庫	1 : -72 :	砲術要則	袋綴表・大和綴	1冊	40丁	218 × 147
195 文庫	1 : -79 :	砲術要則	袋綴表・大和綴(三ツ目)	1冊	14丁	198 × 134
196 文庫	1 : -135 :	砲術要則	袋綴表・大和綴(三ツ目)	1冊	66丁	224 × 147
197 文庫	1 : -136 :	砲術要則	袋綴表・大和綴	1冊	7丁	201 × 140
198 文庫	1 : -137 :	砲術要則	袋綴表・大和綴(三ツ目)	1冊	14丁	196 × 138
199 文庫	1 : -142 :	砲術要則	袋綴表・大和綴(三ツ目)	1冊	21丁	245 × 166
200 文庫	1 : -143 :	砲術要則	袋綴表・大和綴(三ツ目)	1冊	27丁	250 × 175
201 文庫	1 : -145 :	砲術要則	袋綴表・大和綴(三ツ目)	1冊	23丁	260 × 138
202 文庫	1 : -147 : -1 :	砲術要則	未綴	1括	21丁	267 × 390
203 文庫	1 : -147 : -2 :	砲術要則	未綴	1括	45丁	267 × 390
204 文庫	1 : -147 : -3 :	砲術要則	未綴	1括	31丁	267 × 390
205 文庫	1 : -147 : -4 :	砲術要則	未綴	1括	39丁	267 × 390
206 文庫	1 : -147 : -5 :	砲術要則	未綴	1括	37丁	267 × 390
207 文庫	1 : -147 : -6 :	砲術要則	未綴	1括	17丁	267 × 390
208 文庫	1 : -147 : -7 :	砲術要則	未綴	1括	14丁	267 × 390
209 前編	4 : -3 : -2 :	砲術要則	袋綴表・大和綴(三ツ目)	1冊	15丁	197 × 135
210 前編	4 : -3 : -3 : -1 :	砲術要則	袋綴表・大和綴	1冊	35丁	238 × 164
211 前編	4 : -3 : -3 : -2 :	砲術要則	袋綴表・大和綴	1冊	24丁	238 × 164
212 前編	4 : -3 : -3 : -3 :	砲術要則	袋綴表・大和綴	1冊	46丁	238 × 164
213 前編	4 : -3 : -3 : -4 :	砲術要則	袋綴表・大和綴	1冊	25丁	238 × 164
214 前編	4 : -3 : -3 : -5 :	砲術要則	袋綴表・大和綴	1冊	13丁	249 × 208
215 前編	4 : -3 : -10 : -1 :	砲術要則	袋綴表・四ツ目綴	1冊	21丁	240 × 166
216 前編	4 : -3 : -10 : -2 :	砲術要則	袋綴表・四ツ目綴	1冊	19丁	240 × 166
217 前編	4 : -3 : -10 : -3 :	砲術要則	袋綴表・四ツ目綴	1冊	21丁	240 × 166
218 前編	4 : -3 : -10 : -4 :	砲術要則	袋綴表・四ツ目綴	1冊	21丁	240 × 166
219 前編	4 : -3 : -10 : -5 :	砲術要則	袋綴表・四ツ目綴	1冊	18丁	240 × 166
220 前編	4 : -3 : -10 : -6 :	砲術要則	袋綴表・四ツ目綴	1冊	20丁	240 × 166
221 前編	4 : -3 : -10 : -7 :	砲術要則	袋綴表・四ツ目綴	1冊	20丁	240 × 166
222 前編	4 : -3 : -10 : -8 :	砲術要則	袋綴表・四ツ目綴	1冊	18丁	240 × 166
223 前編	4 : -3 : -17 :	砲術要則	袋綴表・大和綴(三ツ目)	1冊	59丁	245 × 165
224 前編	4 : -3 : -18 :	砲術要則	袋綴表・大和綴(三ツ目)	1冊	40丁	247 × 166
225 文庫	1 : -132 :	砲術要則	袋綴表・大和綴(三ツ目)	1冊	30丁	248 × 171
226 前編	4 : -3 : -21 :	砲術要則	袋綴表・大和綴	1冊	47丁	248 × 170
227 前編	4 : -3 : -22 :	砲術要則	袋綴表・四ツ目綴	1冊	33丁	267 × 189
228 前編	4 : -3 : -24 : -1 :	砲術要則	袋綴表・四ツ目綴	1冊	29丁	237 × 167
229 前編	4 : -3 : -24 : -2 :	砲術要則	袋綴表・四ツ目綴	1冊	43丁	237 × 167
230 前編	4 : -3 : -24 : -3 :	砲術要則	袋綴表・四ツ目綴	1冊	42丁	268 × 173
231 前編	4 : -3 : -27 :	砲術要則	袋綴表・大和綴(三ツ目)	1冊	18丁	256 × 175
232 前編	4 : -3 : -28 :	砲術要則	袋綴表・四ツ目綴	1冊	43丁	257 × 185
233 前編	4 : -3 : -29 : -1 :	砲術要則	袋綴表・四ツ目綴	1冊	32丁	257 × 185
234 前編	4 : -3 : -29 : -2 :	砲術要則	袋綴表・四ツ目綴	1冊	48丁	257 × 185
235 前編	4 : -3 : -29 : -3 :	砲術要則	袋綴表・四ツ目綴	1冊	35丁	257 × 185
236 前編	4 : -3 : -29 : -4 :	砲術要則	袋綴表・四ツ目綴	1冊	27丁	257 × 185
237 前編	4 : -3 : -29 : -5 :	砲術要則	袋綴表・四ツ目綴	1冊	33丁	257 × 185
238 前編	4 : -3 : -29 : -6 :	砲術要則	袋綴表・四ツ目綴	1冊	28丁	257 × 185
239 前編	4 : -3 : -29 : -7 :	砲術要則	袋綴表・四ツ目綴	1冊	44丁	257 × 185
240 前編	4 : -3 : -29 : -8 :	砲術要則	袋綴表・四ツ目綴	1冊	46丁	257 × 185
241 前編	4 : -3 : -30 : -1 :	砲術要則	袋綴表・四ツ目綴	1冊	31丁	260 × 187
242 前編	4 : -3 : -30 : -2 :	砲術要則	袋綴表・四ツ目綴	1冊	49丁	260 × 187

指定番号	管理番号	資料名	形態	頁数	丁数	法量
244 前編	4 : -3 : -30 : -3 :	海防叢書 三	袋綴表・四ツ目綴	1冊	26丁	260 × 187
245 前編	4 : -3 : -30 : -4 :	海防叢書 四	袋綴表・四ツ目綴	1冊	25丁	260 × 187
246 前編	4 : -3 : -30 : -5 :	海防叢書 五	袋綴表・四ツ目綴	1冊	23丁	260 × 187
247 前編	4 : -3 : -30 : -6 :	海防叢書 六	袋綴表・四ツ目綴	1冊	43丁	260 × 187
248 前編	4 : -3 : -30 : -7 :	海防叢書 七	袋綴表・四ツ目綴	1冊	29丁	260 × 187
249 前編	4 : -3 : -30 : -8 :	海防叢書 八	袋綴表・四ツ目綴	1冊	22丁	260 × 187
250 前編	4 : -3 : -30 : -9 :	海防叢書 九	袋綴表・四ツ目綴	1冊	28丁	260 × 187
251 前編	4 : -3 : -30 : -10 :	海防叢書 十	袋綴表・四ツ目綴	1冊	22丁	260 × 187
252 前編	4 : -3 : -30 : -11 :	海防叢書 十一	袋綴表・四ツ目綴	1冊	28丁	260 × 187
253 前編	4 : -3 : -30 : -12 :	海防叢書 十二	袋綴表・四ツ目綴	1冊	31丁	260 × 187
254 前編	4 : -3 : -30 : -13 :	海防叢書 十三	袋綴表・四ツ目綴	1冊	30丁	260 × 187
255 前編	4 : -3 : -30 : -14 :	海防叢書 十四	袋綴表・四ツ目綴	1冊	20丁	260 × 187
256 前編	4 : -3 : -30 : -15 :	海防叢書 十五	袋綴表・四ツ目綴	1冊	26丁	260 × 187
257 前編	4 : -1 : -69 :	兵学小論 砲術	袋綴表・三ツ目綴	1冊	60丁	265 × 187
258 前編	4 : -1 : -82 :	製菓新書	袋綴表・五ツ目綴	1冊	57丁	284 × 228
259 前編	4 : -1 : -87 :	製菓新書	未綴	1括	11丁	245 × 172
260 前編	4 : -1 : -88 :	製菓新書	袋綴表・大和綴(三ツ目)	1冊	30丁	197 × 134
261 前編	4 : -1 : -106 :	製菓新書	袋綴表・大和綴(三ツ目)	1冊	18丁	210 × 139
262 前編	4 : -1 : -107 :	製菓新書	袋綴表・大和綴(三ツ目)	1冊	33丁	197 × 134
263 前編	4 : -1 : -108 :	製菓新書	袋綴表・大和綴(三ツ目)	1冊	11丁	196 × 134
264 前編	4 : -1 : -107 :	製菓新書	袋綴表・四ツ目綴	1冊	39丁	270 × 190
265 後編	5 : -12 : -1 : -81 : -1 :	製菓新書	袋綴表・四ツ目綴	1冊	36丁	263 × 189
266 後編	5 : -12 : -1 : -81 : -2 :	製菓新書	袋綴表・四ツ目綴	1冊	37丁	263 × 189
267 後編	5 : -12 : -1 : -82 :	製菓新書	袋綴表・四ツ目綴	1冊	31丁	263 × 189
268 後編	5 : -12 : -1 : -83 :	製菓新書	袋綴表・四ツ目綴	1冊	31丁	263 × 189
269 後編	5 : -12 : -1 : -84 :	製菓新書	袋綴表・四ツ目綴	1冊	36丁	263 × 189
270 後編	5 : -12 : -1 : -85 :	製菓新書	袋綴表・四ツ目綴	1冊	49丁	263 × 189
271 後編	5 : -12 : -1 : -86 :	製菓新書	袋綴表・四ツ目綴	1冊	35丁	263 × 189
272 後編	5 : -12 : -1 : -88 :	製菓新書	袋綴表・四ツ目綴	1冊	33丁	263 × 189
273 後編	5 : -12 : -1 : -89 :	製菓新書	袋綴表・四ツ目綴	1冊	31丁	263 × 189
274 後編	5 : -12 : -1 : -90 :	製菓新書	袋綴表・四ツ目綴	1冊	32丁	263 × 189
275 後編	5 : -12 : -1 : -91 :	製菓新書	袋綴表・四ツ目綴	1冊	34丁	263 × 189
276 後編	5 : -12 : -1 : -121 :	製菓新書	袋綴表・大和綴	1冊	79丁	271 × 200
277 後編	5 : -12 : -1 : -136 :	製菓新書	袋綴表・大和綴	1冊	8丁	248 × 175
278 後編	5 : -4 : -3 : -1 :	製菓新書	袋綴表・大和綴	1冊	84丁	182 × 121
279 後編	5 : -4 : -3 : -2 :	製菓新書	袋綴表・大和綴	1冊	7丁	136 × 198
280 後編	2 : -307 : -4 :	製菓新書	袋綴表・四ツ目綴	1冊	46丁	81 × 179
281 後編	2 : -325 : -47 : -1 :	製菓新書	袋綴表・四ツ目綴	1冊	161丁	150 × 11680
282 後編	2 : -325 : -47 : -2 :	製菓新書	袋綴表・四ツ目綴	1冊	13丁	225 × 157
283 文庫	M :	製菓新書	折本	1帖	161丁	150 × 11680
284 後編	5 : -4 : -3 : -3 :	製菓新書	袋綴表・四ツ目綴	1冊	35丁	228 × 154

4. 洋書類

指定番号	管理番号	標題	原題	頁数	丁数	法量
1 後編	武雄の蘭書番号 113	ウエイラント「オランダ語辞書」一	Nederlandsch Taalkundig Woordenboek (1ste deel: A-D)	1冊	816	226 × 135
2 後編	武雄の蘭書番号 114	ウエイラント「オランダ語辞書」二	Nederlandsch Taalkundig Woordenboek (2de deel: E-L)	1冊	791	226 × 136
3 後編	武雄の蘭書番号 115	ウエイラント「オランダ語辞書」三	Nederlandsch Taalkundig Woordenboek (3de deel: M-O)	1冊	815	226 × 135
4 後編	武雄の蘭書番号 116	ウエイラント「オランダ語辞書」四	Nederlandsch Taalkundig Woordenboek (4de deel: P-S)	1冊	779	226 × 134
5 後編	武雄の蘭書番号 117	ウエイラント「オランダ語辞書」五	Nederlandsch Taalkundig Woordenboek (5de deel: T-V)	1冊	527	227 × 133
6 後編	武雄の蘭書番号 118	ウエイラント「オランダ語辞書」六	Nederlandsch Taalkundig Woordenboek (6de deel: W)	1冊	461	225 × 134
7 後編	武雄の蘭書番号 4	ウエイラント「オランダ語辞書」	Nederlandsche Spraakunst	1冊	328	220 × 136
8 後編	武雄の蘭書番号 1	ウエイラント「外來術語辞典」	Kunstwoordenboek of verklaring Van Allerhande Vreemde Woorden	1冊	468	208 × 135
9 後編	武雄の蘭書番号 75	ウエイラント「外來術語辞典」	Supplement Op Her Kunstwoordenboek Van P. Weiland	1冊	411	210 × 138
10 後編	武雄の蘭書番号 109	ヒュペネル「時事解説辞典」	De Staats-En Koeranten-Tolk, Of Woordenboek Der Geleerden En Ongeleerden	1冊	1029	265 × 211
11 後編	武雄の蘭書番号 111	ヒュペネル「時事解説辞典」	De Nieuwe, Vermeerde En Verbeterde Koeranten-Tolk	1冊	1260	260 × 210

指定番号	管理番号	原題	頁数	法量
12	後編：武雄の蘭書番号：110	ヒュペネル『総合学芸辞典』	1冊	264 × 208
13	後編：武雄の蘭書番号：130	ベイエル『オランダ語作文要略』	1冊	455 218 × 128
14	後編：武雄の蘭書番号：104	ハルマ『私蘭語辞典』	1冊	896 273 × 222
15	後編：武雄の蘭書番号：105	ハルマ『蘭仏辞典』	1冊	821 272 × 220
16	後編：武雄の蘭書番号：108	マーリン『私蘭語辞典』第2版	1冊	1206 250 × 198
17	後編：武雄の蘭書番号：106	マーリン『私蘭語辞典』第6版	1冊	1219 268 × 220
18	後編：武雄の蘭書番号：107	マーリン『蘭仏辞典』第6版	1冊	1166 270 × 222
19	後編：武雄の蘭書番号：128	ペイル『フランス語教程』	1冊	228 215 × 132
20	後編：武雄の蘭書番号：112	ハルノット『新蘭語辞典』	1冊	1016 252 × 210
21	後編：武雄の蘭書番号：72	ケルヒヤー『新蘭語辞典』	1冊	677 242 × 155
22	後編：武雄の蘭書番号：16	フリューゼマン『新蘭語辞典』(第一冊：A - M)	1冊	608 174 × 106
23	後編：武雄の蘭書番号：17	フリューゼマン『新蘭語辞典』(第二冊：N - Z)	1冊	840 174 × 106
24	後編：武雄の蘭書番号：52	ボイス訳『新修学芸百科事典』第一冊	1冊	704 210 × 140
25	後編：武雄の蘭書番号：53	ボイス訳『新修学芸百科事典』第二冊	1冊	908 210 × 140
26	後編：武雄の蘭書番号：54	ボイス訳『新修学芸百科事典』第三冊	1冊	820 210 × 140
27	後編：武雄の蘭書番号：55	ボイス訳『新修学芸百科事典』第四冊	1冊	726 210 × 140
28	後編：武雄の蘭書番号：56	ボイス訳『新修学芸百科事典』第五冊	1冊	681 210 × 140
29	後編：武雄の蘭書番号：57	ボイス訳『新修学芸百科事典』第六冊	1冊	844 210 × 140
30	後編：武雄の蘭書番号：58	ボイス訳『新修学芸百科事典』第七冊	1冊	798 210 × 140
31	後編：武雄の蘭書番号：59	ボイス訳『新修学芸百科事典』第八冊	1冊	979 210 × 140
32	後編：武雄の蘭書番号：60	ボイス訳『新修学芸百科事典』第九冊	1冊	845 210 × 140
33	後編：武雄の蘭書番号：61	ボイス訳『新修学芸百科事典』第十冊	1冊	1044 210 × 140
34	後編：武雄の蘭書番号：88	シヨメル『日用百科事典』第一冊	1冊	565 267 × 216
35	後編：武雄の蘭書番号：89	シヨメル『日用百科事典』第二冊	1冊	626 267 × 222
36	後編：武雄の蘭書番号：90	シヨメル『日用百科事典』第三冊	1冊	708 266 × 224
37	後編：武雄の蘭書番号：91	シヨメル『日用百科事典』第四冊	1冊	600 267 × 222
38	後編：武雄の蘭書番号：92	シヨメル『日用百科事典』第五冊	1冊	668 266 × 220
39	後編：武雄の蘭書番号：93	シヨメル『日用百科事典』第六冊	1冊	589 266 × 223
40	後編：武雄の蘭書番号：94	シヨメル『日用百科事典』第七冊	1冊	608 267 × 220
41	後編：武雄の蘭書番号：95	シヨメル『日用百科事典』第八冊	1冊	749 266 × 218
42	後編：武雄の蘭書番号：96	シヨメル『日用百科事典』第九冊	1冊	747 266 × 215
43	後編：武雄の蘭書番号：97	シヨメル『日用百科事典』第十冊	1冊	788 266 × 218
44	後編：武雄の蘭書番号：98	シヨメル『日用百科事典』第十一冊	1冊	743 266 × 220
45	後編：武雄の蘭書番号：99	シヨメル『日用百科事典』第十二冊	1冊	791 265 × 218
46	後編：武雄の蘭書番号：100	シヨメル『日用百科事典』第十三冊	1冊	716 266 × 220
47	後編：武雄の蘭書番号：101	シヨメル『日用百科事典』第十四冊	1冊	743 266 × 218
48	後編：武雄の蘭書番号：102	シヨメル『日用百科事典』第十五冊	1冊	716 265 × 222

指定番号	管理番号	原題	頁数	法量
49	後編：武雄の蘭書番号：103	シヤルモット『シヨメル日用百科事典補遺』第九冊	1冊	724 26.6 × 21.4
50	後編：武雄の蘭書番号：66	シヨメル『蘭約日用百科事典』第二冊	1冊	584 22.0 × 13.5
51	後編：武雄の蘭書番号：67	シヨメル『蘭約日用百科事典』第三冊	1冊	568 22.0 × 13.5
52	後編：武雄の蘭書番号：68	シヨメル『蘭約日用百科事典』第四冊	1冊	598 22.0 × 13.5
53	後編：武雄の蘭書番号：2	ラヴォアジエ『科学基礎』第一冊	1冊	368 21.6 × 13.5
54	後編：武雄の蘭書番号：3	ラヴォアジエ『科学基礎』第二冊	1冊	277 21.6 × 13.5
55	後編：武雄の蘭書番号：79	イベイ『大系 化学の理論と実践』一	1冊	580 22.6 × 13.1
56	後編：武雄の蘭書番号：80	イベイ『大系 化学の理論と実践』二	1冊	617 22.6 × 13.0
57	後編：武雄の蘭書番号：81	イベイ『大系 化学の理論と実践』三	1冊	624 22.6 × 13.1
58	後編：武雄の蘭書番号：82	イベイ『大系 化学の理論と実践』四	1冊	612 22.6 × 13.2
59	後編：武雄の蘭書番号：83	イベイ『大系 化学の理論と実践』五	1冊	620 22.6 × 13.0
60	後編：武雄の蘭書番号：84	イベイ『大系 化学の理論と実践 - 改訂増補版』一	1冊	655 22.6 × 13.0
61	後編：武雄の蘭書番号：85	イベイ『大系 化学の理論と実践 - 改訂増補版』二	1冊	652 22.6 × 13.2
62	後編：武雄の蘭書番号：86	イベイ『大系 化学の理論と実践 - 改訂増補版』三	1冊	600 22.6 × 13.1
63	後編：武雄の蘭書番号：87	イベイ『大系 化学の理論と実践 - 改訂増補版』四	1冊	230 22.6 × 13.2
64	後編：武雄の蘭書番号：62	カツツ・スマレンビュルフ『化学教程』(1)	1冊	200 21.9 × 13.2
65	後編：武雄の蘭書番号：63	カツツ・スマレンビュルフ『化学教程』(2)	1冊	416 21.9 × 13.3
66	後編：武雄の蘭書番号：122	フランケンケルン『製薬化学提要』第一部	1冊	267 22.7 × 13.3
67	後編：武雄の蘭書番号：123	フランケンケルン『製薬化学提要』第二部	1冊	258 23.3 × 13.6
68	後編：武雄の蘭書番号：124	フランケンケルン『製薬化学提要』第三部	1冊	482 23.0 × 13.8
69	後編：武雄の蘭書番号：5	トロンムストルフ『実地製薬化学教程』	1冊	1060 21.6 × 13.5
70	後編：武雄の蘭書番号：76	ベルセーリウス『化学教程』第一冊	1冊	398 23.9 × 16.3
71	後編：武雄の蘭書番号：43	ベルセーリウス『化学教程』第二冊	1冊	407 23.9 × 16.3
72	後編：武雄の蘭書番号：45	ベルセーリウス『化学教程』第三冊	1冊	418 23.9 × 16.3
73	後編：武雄の蘭書番号：46	ベルセーリウス『化学教程』第四冊 前半	1冊	272 23.9 × 16.3
74	後編：武雄の蘭書番号：44	ベルセーリウス『化学教程』第四冊 後半	1冊	337 23.9 × 16.3
75	後編：武雄の蘭書番号：48	ベルセーリウス『化学教程』第五冊	1冊	365 23.9 × 16.3
76	後編：武雄の蘭書番号：47	ベルセーリウス『化学教程』第六冊	1冊	428 23.9 × 16.3
77	後編：武雄の蘭書番号：50	ワイルト『薬学提要』	1冊	582 23.3 × 13.6
78	後編：武雄の蘭書番号：9	ガイガー『製薬学提要』第二冊	1冊	606 21.8 × 13.4
79	後編：武雄の蘭書番号：10	ガイガー『製薬学提要』第一冊	1冊	802 21.8 × 13.4
80	後編：武雄の蘭書番号：18	ミラルト『通俗化学』	1冊	260 16.0 × 10.8
81	後編：武雄の蘭書番号：40	フレゼニウス『定性化学分析提要』	1冊	245 21.5 × 13.5
82	後編：武雄の蘭書番号：51	ギラルジン『教養化学』	1冊	854 23.4 × 14.6
83	後編：武雄の蘭書番号：39	『自然学論纂』第一巻 第一冊・第二冊	1冊	460 20.0 × 12.6
84	後編：武雄の蘭書番号：20	共訳社『新蘭語辞書』	1冊	275 21.5 × 13.5
85	後編：武雄の蘭書番号：76	アーノット『自然哲学基礎』第一冊	1冊	544 22.0 × 13.2
86	後編：武雄の蘭書番号：75	アーノット『自然哲学基礎』第二冊	1冊	351 23.5 × 13.4
87	後編：武雄の蘭書番号：119	アーノット『自然哲学基礎』第三冊	1冊	538 23.5 × 13.4
88	後編：武雄の蘭書番号：120	アーノット『自然哲学基礎』第四冊	1冊	384 23.4 × 13.3
89	後編：武雄の蘭書番号：15	ファン・デル・ヴェルフト『蘭語入門』	1冊	646 18.2 × 11.6
90	後編：武雄の蘭書番号：7	ヘルドル『蘭語入門』第一冊	1冊	377 22.0 × 13.6
91	後編：武雄の蘭書番号：8	ヘルドル『蘭語入門』第二冊	1冊	447 22.0 × 13.6

指定番号	管理番号	原題	標題	管理番号	原題	頁数	法量
127	後編：武雄の蘭書番号 30	Tijdschrift voor Handel En Nijverheid (1ste Deel No.1)	一の一	「商工業雑誌」一の一	1冊	320	22.0 × 15.3
128	後編：武雄の蘭書番号 31	Tijdschrift voor Handel En Nijverheid (1ste Deel No.2)	一の二	「商工業雑誌」一の二	1冊	320	22.0 × 15.3
129	後編：武雄の蘭書番号 32	Tijdschrift voor Handel En Nijverheid (1ste Deel No.3)	一の三	「商工業雑誌」一の三	1冊	344	22.0 × 14.0
130	後編：武雄の蘭書番号 33	Tijdschrift voor Handel En Nijverheid (2de Deel No.1)	二の一	「商工業雑誌」二の一	1冊	464	22.0 × 15.3
131	後編：武雄の蘭書番号 34	Tijdschrift voor Handel En Nijverheid (2de Deel No.2)	二の二	「商工業雑誌」二の二	1冊	471	22.0 × 15.3
132	後編：武雄の蘭書番号 35	Tijdschrift voor Handel En Nijverheid (3de Deel)	三	「商工業雑誌」三	1冊	572	22.0 × 15.3
133	後編：武雄の蘭書番号 36	Tijdschrift voor Handel En Nijverheid (4de Deel)	四	「商工業雑誌」四	1冊	550	22.0 × 15.3

5. 絵図・地図類

指定番号	管理番号	資料名	形態	頁数	丁数	法量
1	後編 2 : 一	前田附図(京都図)、大御四数備忘録(京)、地獄方面分界図	銅版画	1冊		89.4 × 55.8
2	文書 0	〔長崎絵図〕	紙本着色	1冊	10紙	63.8 × 154.8
3	文書 0	伊王島	紙本着色	1冊	14紙	84.7 × 211.3
4	文書 0	伊王島	紙本着色	1冊	5紙	85.3 × 151.5
5	文書 0	船岡岡崎津島	紙本着色	1冊	26紙	116.2 × 93.5
6	文書 0	山海輿地全図	紙本着色	1冊	16紙	108.0 × 150.0
7	文書 0	〔東西半球図〕	紙本着色	1冊	20紙	110.3 × 195.2
8	絵編 2	伊王島之内町通地下御台場	紙本着色	1枚	1紙	26.8 × 39.1
9	絵編 2	伊王島之内大明寺台御台場	紙本着色	1枚	1紙	27.1 × 39.1
10	絵編 2	伊王島之内中田御台場	紙本着色	1枚	1紙	26.8 × 39.1
11	絵編 2	〔崎雲台場図〕	紙本着色	1枚	1紙	27.0 × 39.2
12	絵編 2	〔四郎高台場図〕	紙本着色	1枚	1紙	27.1 × 39.2
13	前編 9 : 2	薩州鹿兒島見取絵図/後止菜園台・天保山剛舞場・(なわ、ちカララス船塀、家築)〔精米所及び船塀時、大輪磯〕	紙本着色	1枚	1枚	38.1 × 24.2
14	前編 9 : 2	薩州鹿兒島見取絵図/解方見取図	紙本着色	1枚	1枚	54.0 × 113.2
15	前編 9 : 2	薩州鹿兒島見取絵図/船佐崎山・流葉方	紙本着色	1枚	1枚	38.1 × 134.9
16	前編 9 : 2	薩州鹿兒島見取絵図/船佐崎山・船方	紙本着色	1枚	1枚	38.1 × 161.5
17	前編 9 : 2	薩州鹿兒島見取絵図/大輪磯・水車庄・龜見取図・三枚ノ内	紙本着色	1枚	1枚	27.2 × 37.8
18	前編 9 : 2	薩州鹿兒島見取絵図/大輪磯・御見三枚ノ内	紙本着色	1枚	1枚	27.1 × 38.0
19	前編 9 : 2	薩州鹿兒島見取絵図/大輪磯・平規三枚ノ内	紙本着色	1枚	1枚	27.2 × 38.2
20	前編 9 : 2	薩州鹿兒島見取絵図/〔高野田附図〕	紙本着色	1枚	1枚	27.0 × 38.0
21	前編 9 : 2	薩州鹿兒島見取絵図/高野田見取図	紙本着色	1枚	1枚	27.0 × 38.0
22	前編 9 : 2	薩州鹿兒島見取絵図/船磯附図	紙本着色	1枚	1枚	27.3 × 38.0
23	前編 9 : 2	薩州鹿兒島見取絵図/鹿兒島見取図	紙本着色	1枚	1枚	81.0 × 110.0
24	前編 9 : 2	薩州鹿兒島見取絵図/〔鹿別郎の図・葦香村御吹試方図〕	紙本着色	1枚	1枚	74.0 × 280.0
25	前編 9 : 2	羽州御中前所繪圖/〔久保田附図〕	紙本着色	1枚	1紙	34.0 × 24.2
26	前編 9 : 2	羽州御中前所繪圖/〔本庄刃之繪圖〕	紙本着色	1枚	1紙	27.6 × 38.1
27	前編 9 : 2	羽州御中前所繪圖/〔久保田附図〕	紙本着色	1枚	1紙	24.5 × 34.0
28	前編 9 : 2	羽州御中前所繪圖/〔本庄刃之繪圖〕	紙本着色	1枚	1紙	25.0 × 34.0
29	前編 9 : 2	羽州御中前所繪圖/〔久保田附図〕	紙本着色	1冊	3紙	40.3 × 107.0
30	前編 9 : 2	羽州御中前所繪圖/〔植田・里瀬川附図〕	紙本着色	1冊	8紙	106.9 × 74.9
31	前編 9 : 2	羽州御中前所繪圖/〔久保田・本庄・龜田附図〕	紙本着色	1冊	3紙	40.6 × 111.4
32	前編 9 : 2	羽州御中前所繪圖/〔久保田・本庄・龜田附図〕	紙本着色	1冊	3紙	40.4 × 106.8
33	前編 9 : 2	羽州御中前所繪圖/〔久保田・本庄・龜田附図〕	紙本着色	1冊	3紙	75.3 × 135.5
34	前編 9 : 2	羽州御中前所繪圖/〔久保田御内附図〕	紙本着色	1冊	2紙	62.6 × 41.8
35	前編 9 : 2	羽州御中前所繪圖/〔久保田御内附図〕	紙本着色	1冊	6紙	54.5 × 119.0
36	前編 9 : 2	羽州御中前所繪圖/〔鶴岡附図〕	紙本着色	1枚	1紙	28.0 × 38.9

指定番号	管理番号	原題	標題	頁数	法量	
92	後編：武雄の蘭書番号 11	Technologie Handboek	Technology Handboek	1冊	639	15.9 × 10.2
93	後編：武雄の蘭書番号 74	Altereise Gronden Der Practische En Theoretische Mechanica (Tweede Afdeling)	Dr. P. A. M. de Meijer's Mechanica (2de Deel)	1冊	566	19.0 × 13.2
94	後編：武雄の蘭書番号 49	An Illustrated Descriptive Catalogue Of Optical, Mathematical, Philosophical, Photographic And Standard Meteorological Instruments	光學、算學、物理學、攝影學、天體學、氣象學、標準器類目録	1冊	304	24.5 × 15.6
95	後編：武雄の蘭書番号 133	Kruidkundig Kunst-woordenboek, Bevatende Meest Alleen Thans In Gebruik Zijnde Botanische Kunststermen	植物學名辭典	1冊	198	18.7 × 12.4
96	後編：武雄の蘭書番号 131	Tuinbouw-Flora Van Nederland En Zijne Overzeesche Bezittingen (1ste Deel)	オランダ王国及海外領土の園芸植物 上	1冊	32	25.3 × 16.6
97	後編：武雄の蘭書番号 132	Tuinbouw-Flora Van Nederland En Zijne Overzeesche Bezittingen (2de Deel)	オランダ王国及海外領土の園芸植物 下	1冊	32	25.6 × 16.9
98	後編：武雄の蘭書番号 73	Verklaaring Van Den Alimnak Ten Dienste Der Zeeleiden	海軍諸將官の階級表	1冊	511	22.2 × 13.0
99	後編：武雄の蘭書番号 125	Handleiding Tot De Beschouwende En Werkdige Stuurmanskunst (1ste Deel)	航海術の理論と実践 第一冊	1冊	124	22.8 × 13.4
100	後編：武雄の蘭書番号 65	Handleiding Tot De Beschouwende En Werkdige Stuurmanskunst (2de Deel)	航海術の理論と実践 第二冊	1冊	547	26.5 × 15.8
101	後編：武雄の蘭書番号 64	Verhandeling Over De Levenskracht, Volgens Dynamische Grondbeginselen	生命力論	1冊	476	26.5 × 15.8
102	後編：武雄の蘭書番号 41	Nieuwe Bijdrage Tot De Waarde Der Koepkoninging	新編新論	1冊	121	22.3 × 13.8
103	後編：武雄の蘭書番号 27	P. A. Beclard's Grondbeginselen Der Algemeene Ontleekunde (1ste Deel)	一般解剖学基礎 第一冊	1冊	487	23.0 × 13.2
104	後編：武雄の蘭書番号 28	P. A. Beclard's Grondbeginselen Der Algemeene Ontleekunde (2de Deel)	一般解剖学基礎 第二冊	1冊	458	22.6 × 13.4
105	後編：武雄の蘭書番号 29	Handboek Der Bijzondere Pathologie En Therapie (1ste Deel)	特殊病理学提要 第一冊	1冊	428	22.6 × 13.4
106	後編：武雄の蘭書番号 12	Handboek Der Bijzondere Pathologie En Therapie (2de Deel)	特殊病理学提要 第二冊	1冊	805	22.6 × 13.2
107	後編：武雄の蘭書番号 13	Volledige Verzameling Van Afbeeldingen, Uit Den Geheelen Omvang Der Theoretische En Practische Verloskunde	産科学の理論と実践	1冊	774	22.6 × 13.2
108	後編：武雄の蘭書番号 42	Het Zenuwstelsel, En Deszelfs Ziekten In Hare Grondvormen En Wijzigingen	神経系統とその疾患	1冊	680	22.8 × 14.5
109	後編：武雄の蘭書番号 21	Beschriving Hoedanig De Koninklijke Nederlandsche Troepen En Alle In Militaire Betrekkende Staande Personen Gekleed, Geequippeerd En Gewapend Zijn	オランダ陸軍の服装と武装	1冊	57	22.4 × 13.8
110	後編：武雄の蘭書番号 77	Militair Zakenboek Tot Gebruik In Het Veld	野戦提要	1冊	531	21.8 × 13.7
111	後編：武雄の蘭書番号 69	Reglement Op De Exercitien En Manoeuvres Van De Infanterij (2de Deel)	歩兵教練演習規則 第二	1冊	296	23.2 × 13.9
112	後編：武雄の蘭書番号 129	Reglement Op De Exercitien En Manoeuvres Van De Infanterij (1ste Deel)	歩兵教練演習規則 第一	1冊	188	22.4 × 13.0
113	後編：武雄の蘭書番号 23	Reglement Op De Exercitien En Manoeuvres Van De Infanterij (1ste Deel)	歩兵教練演習規則 第一	1冊	199	22.4 × 13.0
114	後編：武雄の蘭書番号 22	Reglement Op De Exercitien En Manoeuvres Van De Infanterij (1ste Deel)	歩兵教練演習規則 第二	1冊	106	22.4 × 13.0
115	後編：武雄の蘭書番号 24	Taktiek Der Drie Wapens: Infanterie, Kavalerie En Artillerie (1ste Deel)	三兵教練 第一冊	1冊	398	21.3 × 13.7
116	後編：武雄の蘭書番号 70	Taktiek Der Drie Wapens: Infanterie, Kavalerie En Artillerie (2de Deel)	三兵教練 第二冊	1冊	385	21.3 × 13.7
117	後編：武雄の蘭書番号 71	Natuurkundige Leer-cursus ten gebuik der Koninklijke Militaire Akademie	自然科学教程	1冊	138	18.0 × 11.8
118	後編：武雄の蘭書番号 25	Ordnance Instructions For The United States Navy	海軍諸將官の階級表	1冊	273	23.6 × 15.6
119	後編：武雄の蘭書番号 37	A Treatise On Land-Surveying	陸地測量術提要	1冊	522	23.3 × 16.0
120	後編：武雄の蘭書番号 38	Handboek Voor Kanoniers	砲兵提要	1冊	124	16.0 × 9.8
121	後編：武雄の蘭書番号 19	Proefnemingen, Gedaan Door De Fransche Marine Omrent De Bombe-Kanons	フランス海軍によるボンベの試験	1冊	100	23.0 × 13.5
122	後編：武雄の蘭書番号 127	Report From The Select Committee On Ordnance	砲兵委員会報告	1冊	32	33.0 × 22.0
123	後編：武雄の蘭書番号 78	Chirurgie D'Armes Ou Traite Des Plaies D'Armes A Feu, Et D'Armes Blanches	軍醫外科学	1冊	681	20.6 × 13.2
124	後編：武雄の蘭書番号 14	Karakteristieke Beschrijving Van Het Bijzonder Leven En Gedrag Van Napoleon Buonaparte	ナポレオン	1冊	471	21.8 × 13.3
125	後編：武雄の蘭書番号 26	De Scheiding Van België In Derzelver Gevolgen	ベルギーの分離	1冊	115	22.8 × 13.8

6. 図面題

指定番号	管理番号	資料名	原題	材質・技法	数量	法量 (縦・横)
1	後編-3-59	旋盤(大砲外圍ノ構造機軸)	FOR TURNING THE OUTSIDE OF GUNS	洋紙・インク	1枚	356 × 743
2	後編-3-60	旋盤(大砲二ノ穴ノ得ル機軸)	FOR BORING GUNS	洋紙・インク	1枚	360 × 747
3	後編-3-61	旋盤(小銃ノ外圍ノ構造機軸)	FOR TURNING THE OUTSIDE OF SMALL ARMS	洋紙・インク	1枚	340 × 738
4	後編-3-62	旋盤(小銃ニ穴ノ得ル機軸)	FOR BORING SMALL ARMS	洋紙・インク	1枚	356 × 740
5	後編-3-63	旋盤(小銃内圍ノ構造機軸)	FOR RIFLING SMALL ARMS	洋紙・インク	1枚	357 × 730
6	後編-3-64	機軸及ボイラーノ図	PLAN OF FOUNDATION FOR ENGINE AND BOILER	洋紙・インク	1枚	283 × 393
7	後編-3-65	旋盤(大砲筋切)	FOR RIFLING GUNS	洋紙・インク	1枚	1100 × 480
8	後編-3-1	金属及び鉄製24ポンドカノン砲	METALEN EN IJZEREN KANON VAN 24 lb	紙・銅版	1枚	453 × 536
9	後編-3-15	要塞用鉄製24ポンドカノン砲砲架及び鉄製部品	IJZEREN DEELEN VAN EEN VESTING-AFFUIT EN TOEBEHOREN TOT EEN IJZEREN KANON VAN 24 lb	紙・銅版	1枚	503 × 651
10	後編-3-16	カノン砲砲架ノ鉄製部と砲車	IJZEREN DEELEN VAN DEN KANON WAGEN, EN EEN KANONWAGEN	紙・銅版	1枚	489 × 635
11	後編-3-18	6ポンドカノン砲と15インチホウキッスル砲ノ野戦用けん引車ノ鉄製部	IJZEREN DEELEN VAN DE VELD-AFFUITEN TOT KANON VAN 6 lb EN HOUWISTER VAN 15 DUIM	紙・銅版	1枚	473 × 617
12	後編-3-19	24ポンド金属製カノン砲ノ攻城用輸送車ノ鉄製部	IJZEREN DEELEN VAN EEN BELEGERINGS AFFUIT TOT METALEN KANON VAN 24 lb	紙・銅版	1枚	662 × 846
13	後編-3-21	24ポンド金属製カノン砲ノ攻城用輸送車ノ木製部	HOUTEN DEELEN VAN EEN BELEGERINGS AFFUIT TOT METALEN KANON VAN 24 lb, EN EEN OP HET AFFUIT LIGGENDE METALEN KANON VAN HETZELFDE KALIBER	紙・銅版	1枚	543 × 761
14	後編-3-23	6ポンドカノン砲と15インチホウキッスル砲ノ野戦用けん引車ノ木製部	HOUTEN DEELEN VAN DE VELD-AFFUITEN TOT KANON VAN 6 lb EN HOUWISTER VAN 15DUIM	紙・銅版	1枚	469 × 616
15	後編-3-25	カノン砲砲架ノ木製部	HOUTEN DEELEN VAN DEN KANON WAGEN	紙・銅版	1枚	433 × 610
16	後編-3-26	6ポンドカノン砲と15インチホウキッスル砲ノ野戦用輸送車ノ鉄製部	IJZEREN DEELEN VAN DE VELD-AFFUITEN TOT KANON VAN 6 lb EN HOUWISTER VAN 15 DUIM	紙・銅版	1枚	473 × 621
17	後編-3-27	鉄製24ポンドカノン砲ノ要塞用木製部*	HOUTEN DEELEN VAN EEN VESTING-AFFUIT MET TOEBEHOREN TOT EEN IJZEREN KANON VAN 24 lb	紙・銅版	1枚	505 × 652
18	後編-3-28	運送車後部ノ鉄製部	IJZEREN DEELEN VAN HET ACHTERSTEL DER KAISSONS	紙・銅版	1枚	670 × 723
19	後編-3-3	1825年モデル15インチホウキッスル砲	HOUWISTER VAN 15 DUIM, MODEL 1825, BENEVENS DEN WISSCHER MET AANZETTER, DE OPGEKLOSTE GRANAAT, DE BLIKKENDOOS EN DE PATROON	紙・銅版	1枚	380 × 519
20	後編-3-30	運送車後部ノ木製部	HOUTEN DEELEN VAN HET ACHTERSTEL DER KAISSONS	紙・銅版	1枚	471 × 613
21	後編-3-31	攻城用前車ノ鉄製部	IJZEREN DEELEN VAN BELEGERINGS VOORWAGEN	紙・銅版	1枚	484 × 672
22	後編-3-32	攻城用前車ノ木製部と攻撃用前車ノ鉄製部	HOUTEN DEELEN VAN DEN BELEGERINGS-VOORWAGEN EN EEN BELEGERINGS-VOORWAGEN	紙・銅版	1枚	445 × 595
23	後編-3-33	台車ノ鉄製部	IJZEREN DEELEN VAN DEN GROOTEN TRIEBAL	紙・銅版	1枚	461 × 592
24	後編-3-35	台車ノ木製部	HOUTEN DEELEN VAN DEN GROOTEN TRIEBAL	紙・銅版	1枚	481 × 630
25	後編-3-37	兵糧用前車ノ鉄製部	IJZEREN DEELEN VAN DE MUNTIJE-VOORWAGENS	紙・銅版	1枚	471 × 618
26	後編-3-38	兵糧用前車ノ木製部	HOUTEN DEELEN VAN DE MUNTIJE-VOORWAGENS	紙・銅版	1枚	476 × 623
27	後編-3-39	一輪手押し車、牽車ノ車止め	DE KRUIWAEGENS, DE DRAAGBERIE, DE DRAAGBAK EN DE DRAAGBOOM	紙・銅版	1枚	487 × 635

指定番号	管理番号	資料名	原題	材質・技法	数量	法量 (縦・横)
28	後編-3-4	火薬試験用モルタル砲	BUSKRUIDPROEFMORTIER OP HET BLOK, KOEGL EN DE BIJ HET ONDERZOEK EN GEBRUIK DESZELVEN BENOODIGDE WERKTUIGEN	紙・銅版	1枚	479 × 635
29	後編-3-44	新式砲引用具	NIEUW MODEL TREKTTUIGEN	紙・銅版	1枚	370 × 475
30	後編-3-45	新式野戦用砲と砲引用具	ZADEL EN TREKTTUIG VOOR HET NIEUWE VELD-MATERIEEL	紙・銅版	1枚	488 × 623
31	後編-3-46	新式野戦用砲と砲引用具	ZADEL EN TREKTTUIG VOOR HET NIEUWE VELD-MATERIEEL	紙・銅版	1枚	489 × 623
32	後編-3-47	新式野戦用砲と砲引用具	ZADEL EN TREKTTUIG VOOR HET NIEUWE VELD-MATERIEEL	紙・銅版	1枚	485 × 620
33	後編-3-48	投擲用具	EENIGE ARTILLERIE-VOORWERPEN	紙・銅版	1枚	395 × 530
34	後編-3-49	投擲用具	EENIGE ARTILLERIE-VOORWERPEN	紙・銅版	1枚	451 × 560
35	後編-3-56	歩兵及び軽・重騎兵用ノサーベル	SABELS VOOR DE INFANTERIJ, DE LIGTE EN DE ZWARE KAVALLERIJ	紙・銅版	1枚	489 × 659
36	後編-3-57	携帯用火器ノ各部	DE LOOP EN HET SJOET DER DRAAGBAARE VUURWAPENEN	紙・銅版	1枚	416 × 617
37	後編-3-8	50ポンドモルタル砲砲架台	IJZEREN STOEL TOT MORTIER VAN 50 lb STEEN	紙・銅版	1枚	417 × 515
38	文書-1-101-2	[ホウキッスル砲并台]	[ホウキッスル砲并台]	紙・墨	1枚	268 × 398
39	文書-1-101-3	[ホウキッスル砲并玉蓋箱ト組合タル図]	[ホウキッスル砲并玉蓋箱ト組合タル図]	紙・墨	1枚	270 × 590
40	文書-1-101-4	[ホウキッスル砲玉蓋箱車台]	[ホウキッスル砲玉蓋箱車台]	紙・墨	1枚	269 × 1478
41	文書-1-122-2-1	[ホウキッスル砲車・車輪図]	[ホウキッスル砲車・車輪図]	紙・墨	1枚	275 × 692
42	文書-1-122-2-10	[カラナーア砲台器具、清車等図]	[カラナーア砲台器具、清車等図]	紙・墨	1枚	312 × 440
43	文書-1-122-2-11	[カラナーア砲台器具、清車等図]	[カラナーア砲台器具、清車等図]	紙・墨	1枚	312 × 440
44	文書-1-122-2-12	[カラナーア砲、右、清車等図]	[カラナーア砲、右、清車等図]	紙・墨	1枚	275 × 385
45	文書-1-122-2-13	[カラナーア砲木製部品図等]	[カラナーア砲木製部品図等]	紙・墨・淡彩	1枚	273 × 402
46	文書-1-122-2-14	[カラナーア砲木製部品図等]	[カラナーア砲木製部品図等]	紙・墨・淡彩	1枚	273 × 402
47	文書-1-122-2-15	[カラナーア砲木製・金属製部品図等]	[カラナーア砲木製・金属製部品図等]	紙・墨・淡彩	1枚	273 × 402
48	文書-1-122-2-16	[カラナーア砲木製・金属製部品図等]	[カラナーア砲木製・金属製部品図等]	紙・墨・淡彩	1枚	273 × 402
49	文書-1-122-2-18	[カラナーア砲木製部品図等]	[カラナーア砲木製部品図等]	紙・墨	1枚	266 × 400
50	文書-1-122-2-2	銅ホウキッスル砲台	銅ホウキッスル砲台	紙・墨	1枚	275 × 777
51	文書-1-122-2-3	銅モルタル砲、銅ホウキッスル砲	銅モルタル砲、銅ホウキッスル砲	紙・墨	1枚	276 × 780
52	文書-1-122-2-4	[モルタル砲、モルタル砲台、ホウキッスル砲等図]	[モルタル砲、モルタル砲台、ホウキッスル砲等図]	紙・墨	1枚	275 × 1923
53	文書-1-122-2-5	[鉄カラナーア砲、鉄カラナーア砲台、用具、玉等図]	[鉄カラナーア砲、鉄カラナーア砲台、用具、玉等図]	紙・墨	1枚	278 × 2328
54	文書-1-122-2-6	[カラナーア砲台台面上部図]	[カラナーア砲台台面上部図]	紙・墨	1枚	312 × 440
55	文書-1-122-2-9	[カラナーア砲台台下面部図]	[カラナーア砲台台下面部図]	紙・墨	1枚	312 × 440
56	文書-1-122-2-8	[カラナーア砲台台上面部図、部品図]	[カラナーア砲台台上面部図、部品図]	紙・墨	1枚	312 × 440
57	文書-1-122-2-9	[カラナーア砲台台下面部図]	[カラナーア砲台台下面部図]	紙・墨	1枚	312 × 440
58	文書-1-122-a-1	ホウキッスル砲台	ホウキッスル砲台	紙・墨	1枚	396 × 2127
59	後編-3-10	ボンバカノン150ポンド海砲(原寸図)	ボンバカノン150ポンド海砲(原寸図)	紙・墨	1枚	835 × 2910
60	後編-3-11	ボンバカノン80ポンド海砲(原寸図)	ボンバカノン80ポンド海砲(原寸図)	紙・墨	1枚	835 × 2910
61	後編-3-12	ボンバカノン80ポンド陸砲(原寸図)	ボンバカノン80ポンド陸砲(原寸図)	紙・墨	1枚	840 × 2910
62	後編-3-13	15トイムランゲホウキッスル砲(原寸図)	15トイムランゲホウキッスル砲(原寸図)	紙・墨	1枚	543 × 2233
63	後編-3-14	ランゲホウキッスル砲1825年モデル	ランゲホウキッスル砲1825年モデル	紙・墨	1枚	418 × 2063
64	後編-3-17	カノン砲砲架ノ鉄製部と砲車	カノン砲砲架ノ鉄製部と砲車	紙・墨	1枚	485 × 597
65	後編-3-2	金属及び鉄製24ポンドカノン砲(等)	金属及び鉄製24ポンドカノン砲(等)	紙・墨	1枚	463 × 547
66	後編-3-20	24ポンド金属製カノン砲ノ攻城用輸送車ノ鉄製部(等)	24ポンド金属製カノン砲ノ攻城用輸送車ノ鉄製部(等)	紙・墨	1枚	535 × 663
67	後編-3-22	24ポンド金属製カノン砲ノ攻城用輸送車ノ木製部(等)	24ポンド金属製カノン砲ノ攻城用輸送車ノ木製部(等)	紙・墨	1枚	485 × 595
68	後編-3-24	6ポンドカノン砲と15トイムホウキッスル砲ノ野戦用けん引車ノ木製部(等)	6ポンドカノン砲と15トイムホウキッスル砲ノ野戦用けん引車ノ木製部(等)	紙・墨	1枚	485 × 596
69	後編-3-29	運送車後部ノ鉄製部(等)	運送車後部ノ鉄製部(等)	紙・墨	1枚	522 × 631
70	後編-3-34	台車ノ鉄製部(等)	台車ノ鉄製部(等)	紙・墨	1枚	485 × 595
71	後編-3-36	台車ノ木製部(等)	台車ノ木製部(等)	紙・墨	1枚	523 × 632
72	後編-3-40	平底ボート1822年モデル	POTON(MODEL 1822)	紙・墨	1枚	514 × 700
73	後編-3-41	平底ボート1822年モデル	BELADEN PONTONWAGEN	紙・墨	1枚	501 × 656

指定番号	管理番号	資料名	原題	材質・技法	数量	法量(縦・横)
118	文書-1-122-a-4	ホウキッスル箱車台図		紙・墨	1枚	26.9 × 157.9
119	文書-1-122-b-10	[砲弾断面図]		紙・墨	1枚	26.7 × 35.6
120	文書-1-122-b-11	[砲弾断面図]		紙・墨	1枚	28.3 × 39.7
121	文書-1-122-b-12	[砲弾断面図]		紙・墨	1枚	27.1 × 37.8
122	文書-1-122-b-13	[砲弾断面図]		紙・墨	1枚	27.2 × 37.8
123	文書-1-122-b-2	モルチール御前[砲弾断面図]		紙・墨	1枚	28.5 × 39.8
124	文書-1-122-b-3	佐藤御前ホウキッスル[砲弾断面図]		紙・墨	1枚	28.3 × 40.0
125	文書-1-122-b-4	佐藤御前ホウキッスル[砲弾断面図]		紙・墨	1枚	27.0 × 28.2
126	文書-1-122-b-5	佐藤御前ホウキッスル[砲弾断面図]		紙・墨	1枚	27.2 × 38.1
127	文書-1-122-b-6	佐藤御前ホウキッスル[砲弾断面図]		紙・墨	1枚	27.2 × 38.3
128	文書-1-122-b-7	佐藤御前ホウキッスル[砲弾断面図]		紙・墨	1枚	26.9 × 37.9
129	文書-1-122-b-8	[3ボンド野戦筒]		紙・墨	1枚	27.0 × 38.1
130	文書-1-122-b-9	[砲弾断面図]		紙・墨	1枚	26.8 × 35.7
131	文書-1-122-c	[モルチール砲切形]		紙・墨	1枚	53.7 × 45.0
132	文書-1-123-1	百目七寸[砲切形]		紙・墨	1枚	26.0 × 11.2
133	文書-1-123-10	三百目玉張御前[砲切形]		紙・墨	1枚	130.7 × 28.0
134	文書-1-123-11	五百目玉長式尺五寸[砲切形]		紙・墨	1枚	83.4 × 25.4
135	文書-1-123-12	五百目玉長式尺五寸[砲切形]		紙・墨	1枚	121.0 × 26.0
136	文書-1-123-13	老實目玉長式尺五寸[砲切形]		紙・墨	1枚	123.7 × 33.3
137	文書-1-123-14	三貫目玉長式尺三寸[砲切形]		紙・墨	1枚	74.8 × 26.0
138	文書-1-123-15	モルチール砲切形		紙・墨	1枚	71.3 × 63.1
139	文書-1-123-16	[大筒断面図]		紙・墨	1枚	27.6 × 127.4
140	文書-1-123-17	[大筒断面図②]		紙・墨	1枚	27.2 × 142.4
141	文書-1-123-2	百目九寸五分[砲切形]		紙・墨	1枚	31.6 × 11.6
142	文書-1-123-3	百目一尺八寸火筒[砲切形]		紙・墨	1枚	58.0 × 14.8
143	文書-1-123-4	百目玉長式三寸[砲切形]		紙・墨	1枚	182.2 × 15.1
144	文書-1-123-5	[百目玉長式四尺砲切形]		紙・墨	1枚	126.4 × 19.6
145	文書-1-123-6	百目玉長式四尺五寸[砲切形]		紙・墨	1枚	138.8 × 15.4
146	文書-1-123-7	百五拾目九寸五分[砲切形]		紙・墨	1枚	34.7 × 14.7
147	文書-1-123-8	[百五拾目九寸五分砲切形]		紙・墨	1枚	34.9 × 13.3
148	文書-1-123-9	三百目玉長式三寸五分[砲切形]		紙・墨	1枚	121.5 × 22.0
149	前編-9-2-10-1	[大砲図]			1枚	18.4 × 13.3
150	前編-9-2-10-2	[砲架図]			1枚	39.7 × 52.6
151	前編-9-2-10-8	[砲架図]			1枚	27.2 × 117.6
152	前編-9-2-10-8	[砲架図]			1枚	26.5 × 77.0
153	前編-9-2-10-8	[大砲部品図]			1枚	32.3 × 49.5
154	前編-9-2-10-8	[大砲部品図]			1枚	32.0 × 49.0
155	前編-9-2-10-9	[砲架部品図]			1枚	28.2 × 40.1
156	前編-9-2-11	[大砲口徑図]			1枚	63.8 × 73.7
157	文書-1-106	[図面]大砲の束制に用立つ品			1枚	18.4 × 13.3
158	文書-1-83	[荻野流砲台図]			1枚	26.7 × 37.5
159	総編二-317	ブレットモートン図			1枚	46.5 × 112.4

7. 写真

指定番号	管理番号	資料名	形態	員数	本紙	台紙
1	後編-2-8-19-5	煙草人を持つ男性写真	御前紙写真	1枚	87 × 54	101 × 62
2	後編-2-8-19-1	徳川慶喜写真	御前紙写真	1枚	80 × 57	100 × 61
3	後編-2-8-19-4	芸妓写真	御前紙写真	1枚	86 × 56	101 × 62
4	後編-2-8-19-7	二人の女性と子供	御前紙写真	1枚	88 × 58	102 × 63
5	後編-2-8-19-2	通訳写真	御前紙写真	1枚	88 × 57	101 × 63
6	後編-2-8-19-3	外国入女性写真	御前紙写真	1枚	88 × 56	103 × 66
7	後編-2-8-19-6	芸妓(二人)写真	御前紙写真	1枚	86 × 54	101 × 62

指定番号	管理番号	資料名	原題	材質・技法	数量	法量(縦・横)
74	後編-3-42	平底ボート積載車後部の鉄製部	IJZERN DEELEN VAN HET ACHTERSTEL DES PONTONWAGENS	紙・墨	1枚	51.6 × 71.6
75	後編-3-43	平底ボート積載車後部の木製部	HOUTEN DEELEN VAN HET ACHTERSTEL DES PONTONWAGENS	紙・墨	1枚	48.1 × 68.7
76	後編-3-5	火薬試験用モルチール砲(写)	BRUGHEF EFTEN EN SCHEEPSTIMMERMANS GEREBED-SCHAPPEN	紙・墨	1枚	53.5 × 61.8
77	後編-3-50	船用具	LAADGEREEDSCHAPPEN VOOR KANONS. HOUWITZER EN MORTIER	紙・墨	1枚	50.3 × 71.3
78	後編-3-51	カノン砲、ホウキッスル、モルチール砲の用具	DE KAAPSTANDER EN SCHRAWK DE VELD-BOK	紙・墨	1枚	40.7 × 49.7
79	後編-3-52	肩マント架台とうま(テンプルなどの付台)	DE BAJANET DE LADE. DE BESLAG DEELEN. BEHF VAN HES INPANTERIE-GOON LERBEDE KARROGN EN DE PISTOL EN	紙・墨	1枚	48.4 × 65.4
80	後編-3-53	野戦用うま(のせ台)	BEWEGBARE SCHRAAG	紙・墨	1枚	51.5 × 68.6
81	後編-3-54	可動式のうま(のせ台)		紙・墨	1枚	52.4 × 69.7
82	後編-3-55	ピストルと小銃		紙・墨	1枚	53.4 × 66.4
83	後編-3-58	反射炉、大砲筒形及び製作工程図巻		紙・墨	1巻	44.4 × 66.92
84	後編-3-6	[29、20、13ドイムモルチールと20ドイムホウキッスル(写)]	MORTIER VAN 29MORTIER EN HOUWISTER VAN 20.	紙・墨	1枚	47.0 × 55.2
85	後編-3-7	39ドイムモルチール砲	IJERN KOGELEN STEENMORTIER VAN 39 DUIM	紙・墨	1枚	38.1 × 50.5
86	後編-3-9	39インチモルチール砲の鉄製台と20インチモルチール砲の台巻	IJZERN STOEL TOT STEENMORTIER VAN 39 DUIMEN. EN STELBLOK VAN DEN MORTIER VAN 20 DUIMEN	紙・銅版	1枚	42.7 × 51.3
87	前編-9-2-11	[ホウキッスル台車正寸図]				220.5 × 291.0
88	前編-9-2-11	[ホウキッスル台車正寸脚面図]				56.3 × 298.0
89	前編-9-2-11	[ホウキッスル台車正寸脚面図]				87.1 × 153.9
90	前編-9-2-11	[ホウキッスル部品図]				37.4 × 43.3
91	前編-9-2-11	[ホウキッスル部品図]				27.6 × 15.2
92	前編-9-2-11	[ホウキッスル部品図]				28.0 × 19.6
93	前編-9-2-11	[ホウキッスル部品図]				42.2 × 17.7
94	前編-9-2-11	[ホウキッスル部品図]				34.1 × 13.6
95	前編-9-2-11	[ホウキッスル部品図]				15.4 × 9.4
96	前編-9-2-11	[ホウキッスル部品図]				37.3 × 11.8
97	前編-9-2-11	[ホウキッスル部品図]				21.3 × 8.4
98	前編-9-2-11	[ホウキッスル部品図]				12.6 × 9.4
99	総編-2-394	[蒸気機関の図]		紙・墨	1枚	26.7 × 72.3
100	総編-2-397-1	フレグット六十六分一内面図		紙・墨	1枚	27.5 × 38.9
101	総編-2-397-2	パロメーター図		紙・墨	1枚	43.4 × 30.1
102	総編-2-396-1	[大砲関係図面]				32.0 × 43.9
103	総編-2-396-2	[大砲関係図面]		洋紙・墨	1枚	32.1 × 43.9
104	総編-2-396-3	[大砲関係図面]		洋紙・墨	1枚	31.8 × 43.9
105	総編-2-396-4	[大砲関係図面]		洋紙・墨	1枚	32.1 × 43.4
106	総編-2-396-5	[大砲関係図面]		洋紙・墨	1枚	31.8 × 43.7
107	総編-2-399	大砲 三十六法度 二十四法度 加農 十分一編図		紙・墨	1巻	26.8 × 385.0
108	文書-1-717	[西洋]馬具図		紙・墨	1枚	27.2 × 36.5
109	文書-1-82	[野砲薬車図]				26.7 × 37.0
110	文書-1-82	[野砲薬車図]				26.7 × 36.9
111	文書-1-82	[野砲薬車図]				27.0 × 37.7
112	文書-1-84	銃六ホントステアーション 二十ドイム モルチール [□+ノ]正形				22.1 × 22.3
113	文書-1-101-1	[ホウキッスル井台絵図]		紙・墨	1枚	39.8 × 26.8
114	文書-1-121-1	[オランダ製ホウキッスル砲正寸法図]		紙・墨	1枚	65.0 × 137.0
115	文書-1-121-2	[ホウキッスル台車輪正寸図]		紙・墨	1枚	82.8 × 151.2
116	文書-1-122-a-2	砲筒切形		紙・墨	1枚	14.5 × 73.1
117	文書-1-122-a-3	ホウキッスル御前筒台・ホウキッスル節玉薬箱ト組合タル図		紙・墨	1枚	26.5 × 118.8

8. 器物類

指定番号	管理番号	資料名	品質形状	目数	法量
1	後編 二口 29	顕微鏡	真鍮製	1	総高254、台座幅66、台座奥行108
2	後編 一口 30	実体顕微鏡	真鍮製	1	最大径42、最大径27、最大径16.7、対物レンズ径6.5、接眼レンズ径7.0
3	後編 二口 32	エレキテル	起電筒：ガラス(ヨーロッパ製)・皮支柱・支柱：木製	1	支柱高56.8、支柱幅33.6、ガラス板径30.0、ガラス板厚0.7
4	後編 二口 20	虫眼鏡	ヒョウタン型、赤紙製ケース入り	1	幅65、長さ120
5	後編 二口 42	ランビキ	磁器	1	筒径134、高17.9、支柱長82
6	後編 二口 43	ランビキ	磁器	1	底径105×上径68、高10.5、支柱長90、98
7	後編 二口 44	ランビキ	磁器	1	上部幅径87、下部最大幅170、高291
8	後編 二口 45	柴付山水園扇引	磁器、三層構造	1	総高216、身長(最大)14.3、底径80
9	後編 一口 46	ランビキ	磁器	1	上部穴径6.6×下部最大幅26.6×高26.5×支柱長90、80
10	後編 二口 47	蘭引	磁器	1	高28.4、口径32、身長169
11	後編 二口 47	2 乳鉢	磁器	1	高53、口径11.5、底径55
12	後編 二口 47	3 乳鉢	磁器	1	長110(折柄)、径(最大)56
13	後編 二口 48	白磁壺(化学用)	磁器	1	上部穴径6.8×最大幅16.0×高さ17.3
14	後編 二口 49	白磁壺(化学用)	磁器	1	上部穴径6.8×下部径13.5×高さ22.5×支柱長21.3
15	後編 二口 50	白陶乾留器	陶器	1	上部穴径2.5×下部径13.5×高さ22.5×支柱長20
16	後編 二口 51	陶製実験器具	素焼	1	下部径8.0×最大幅16.0×高さ28.5
17	後編 二口 52	三口ガラス器	ガラス	1	上部口径16.2×中幅径14.0×高さ280
18	後編 二口 53	円筒状ガラス器具	ガラス	6	上部径4.8×厚さ0.3×高さ15.9
19	後編 二口 54	ホトメートル(液体比重計)	ガラス	1	上部円径4.8×下部径6.0×高さ330
20	後編 二口 55	ガラス管(紫色)	ガラス	37	管径0.3～0.2長さ202～452
21	後編 二口 56	ガラス瓶	ガラス	1	最大幅11.5×高さ16.0×厚さ0.25、底径7.7
22	後編 二口 57	ガラス瓶	ガラス製(無色)、武雄産	1	高14.5、口径4.6、身幅12.5、底部径8.1
23	後編 二口 58	ガラス総具摺	ガラス製(緑色)、長崎産	1	高8.5、口径11.5
24	後編 二口 59	把手付ガラス器	ガラス	1	上部径11.2×下部径5.8×高さ7.3
25	後編 二口 60	把手付ガラス器	ガラス	1	上部径11.5×90高さ6.0、柄長4.1
26	後編 二口 65	ガラスシンリンダー	ガラス	1	上径7.1下径8.5高さ22.8
27	後編 二口 67	把手付ガラス器	ガラス	1	上径11.2×80下径5.7高さ9.1
28	後編 二口 68	ガラス容器	ガラス	1	上径7.5ガラス厚0.4高さ4.9
29	後編 二口 69	ガラス鉢	ガラス製(緑色)、長崎産	1	高5.0、口径6.7
30	後編 二口 72	ガラス栓(中)	ガラス	8	上径2.4高さ60
31	後編 二口 73	ガラス栓(小)	ガラス	3	上径1.8下径5.4
32	後編 二口 77	ガラス栓(大径)	ガラス	1	上径4.1下径3.4高さ5.2
33	後編 二口 78	ガラス栓(大)	ガラス	2	上径4.1高さ9.4
34	後編 二口 80	ガラス容器	ガラス	1	上径21.5下径6.4高さ5.2
35	後編 二口 81	陶器つば	陶器	1	フタ部径17.0、最幅径330高さ330突起径20
36	後編 二口 83	白磁水壺	磁器	1	上部径40、下部径90、最幅径120、高さ22.5
37	後編 一口 1	ランビキ	磁器	1	上部穴径8.4、上部径100、支柱長11.8、12.5
38	後編 一口 4	白磁乾留器	陶器	1	上部穴径2.2、下部径13.6、高さ24.0、支柱長21
39	後編 一口 5	白磁乾留器	陶器	1	上部穴径2.2、下部径14.0、高さ23.0、支柱長22
40	後編 一口 6	白磁実験器具	磁器	1	上部穴径2.2、下部径8.8、最大径130、高さ200
41	後編 一口 14	製薬道具(ガラス瓶)	ガラス、他 他に竹棒4本、銅2コ、木片、竹杓1本、わら、すりこぎ(陶器)	1	ピンの長(白)24.7(緑)25.0、すりこぎ長さ16.5
42	後編 一口 16	ガラス瓶	ガラス	1	他にガラス棒1本と白磁の杓が1個ついている。ピンの中に白い薬品の塊がある。
43	後編 一口 20	三口ガラス器	ガラス	1	ガラス製品で上部に三つの流入口がついている。切りわらの入った木箱に納めてある。
44	後編 一口 21	ピーカー	ガラス	1	側面に目盛りがついている。
45	後編 一口 22	ガラス瓶	ガラス	1	底径6.2、高さ170

指定番号	管理番号	資料名	品質形状	目数	法量
46	後編 一口 23	ガラス栓	ガラス	3	①上径2.1、下径0.0、高59.9、②上径2.3、下径2.25、高5.7、③上径1.75、下径0.7、高3.6、2.5、2.0、1.7、高さ60、60、3.5
47	後編 一口 41	薬品入ガラス瓶	ガラス	1	胴径80、口径7.8、高180
48	後編 一口 42	薬品入ガラス瓶	ガラス	1	底辺各2.5、高8.9
49	後編 一口 43	薬品入ガラス瓶	ガラス	1	胴径4.2、高8.5、口径3.7
50	後編 一口 44	薬品入白磁壺	(容器)磁器	1	底径11.5、胴径13.3、口径10.8、総高240
51	後編 一口 46	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス	1	胴径10.1、口径2.1、高24.6
52	後編 一口 47	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス	1	胴径7.5、口径2.7、高18.7
53	後編 一口 48	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス	1	胴径8.3、口径2.7、高27.5
54	後編 一口 50	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス	1	胴径8.0、口径7.0、高190
55	後編 一口 51	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス	1	胴径8.3、口径30、高28.4
56	後編 一口 52	薬品用ガラス瓶	(容器)ガラス	1	胴径7.6、口径3.4、高170
57	後編 一口 53	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス	1	胴径8.3、口径70、高190
58	後編 一口 54	西洋水壺	陶製	1	高47.7、身長(最大)18.2
59	後編 一口 55	薬品入陶製壺	ツボに取めてある。箱入(被損)	1	胴径23.5、口径13.5、底径20.0、高36.5
60	後編 一口 56	薬品入陶製壺	白陶のツボで上部が黄色。蓋つき。中に薬品(カ)がはいっている。口35と同型	1	胴径23.5、口径13.5、底径20.0、高36.5
61	後編 二口 55	ガラス管(白色)	ガラス	17	管径0.2～0.4長さ200～40.3
62	後編 二口 55	ガラス管(紫色)	ガラス	2	管径0.4長さ26.1～350
63	後編 二口 55	ガラス管(白色)	ガラス	3	管径0.2～0.4 長さ19.5～24.9
64	後編 二口 55	ガラス棒(無色)	ガラス	3	幅0.4 長さ11.7～19.6
65	後編 二口 55	ガラス棒(無色ナギリ)	ガラス	5	径0.2 長さ9.7～19.8
66	後編 二口 55	ガラス棒(紫色)	ガラス	5	径0.15～0.2 長さ9.1～20.7
67	後編 二口 55	ガラス棒(紫色)	ガラス	1	24.7
68	後編 一口 14	製薬道具(ガラス瓶)	ガラス、他 他に竹棒4本、銅2コ、木片、竹杓1本、わら、すりこぎ(陶器)	250	250
69	後編 一口 14	2 製薬道具(ガラス瓶)	ガラス	1	165
70	後編 一口 14	3 製薬道具(竹棒)	ガラス	1	上部口径16.2、中幅径140、高さ280
71	後編 一口 20	三口ガラス器	ガラス	1	上部口径16.2、中幅径140、高さ280
72	後編 一口 20	三口ガラス器	ガラス	1	上部口径16.2、中幅径140、高さ280
73	後編 一口 41	薬品入ガラス瓶	ガラス	1	胴径80、口径7.8、高180
74	後編 一口 41	薬品入ガラス瓶	ガラス	1	胴径80、口径7.8、高180
75	後編 一口 41	薬品入ガラス瓶	ガラス	1	胴径80、口径7.8、高180
76	後編 一口 41	薬品入ガラス瓶	ガラス	1	胴径80、口径7.8、高180
77	後編 一口 41	薬品入ガラス瓶	ガラス	1	胴径80、口径7.8、高180
78	後編 一口 41	薬品入ガラス瓶	ガラス	1	胴径80、口径7.8、高180
79	後編 一口 41	薬品入ガラス瓶	ガラス	1	胴径80、口径7.8、高180
80	後編 一口 41	薬品入ガラス瓶	ガラス	1	胴径80、口径7.8、高180
81	後編 一口 42	薬品用ガラス瓶	ガラス	1	底辺各2.5、高8.9
82	後編 一口 42	薬品用ガラス瓶	ガラス	1	底辺各2.5、高8.9
83	後編 一口 42	薬品入ガラス瓶	ガラス	1	底辺各2.5、高8.9
84	後編 一口 42	薬品入ガラス瓶	ガラス	1	底辺各2.5、高8.9
85	後編 一口 42	薬品入ガラス瓶	ガラス	1	底辺各2.5、高8.9
86	後編 一口 42	薬品入ガラス瓶	ガラス	1	底辺各2.5、高8.9
87	後編 一口 42	薬品入ガラス瓶	ガラス	1	胴径2.3、高5.4

指定番号	管理番号	資料名	品質形状	員数	法量
88	一ロ 42	薬品入ガラス瓶	ガラス 蓋つきガラスビン7個、蓋なし。ガラスビン2個。箱入	1	底辺各24、高さ52
89	一ロ 43	薬品入ガラス瓶	ガラス 蓋つきガラスビン2個、蓋なしガラスビン1個。箱入	1	胴径4.5、高9.8、口径4.5
90	一ロ 43	薬品入ガラス瓶	ガラス 蓋つきガラスビン2個、蓋なしガラスビン1個。箱入	1	胴径4.5、高8.3、口径4.2
91	一ロ 46	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビン入り。箱入	1	胴径8.9、口径7.4、高20.7
92	一ロ 46	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビン入り。箱入	1	胴径9.5、口径3.8、高18.5
93	一ロ 47	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビン入り。箱入	1	胴径7.0、口径2.7、高18.5
94	一ロ 47	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビン入り。箱入	1	胴径7.5、口径2.7、高18.0
95	一ロ 47	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビン入り。箱入	1	胴径6.1、口径3.2、高15.5
96	一ロ 47	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビン入り。箱入	1	胴径5.5、口径3.3、高15.0
97	一ロ 47	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビン入り。箱入	1	胴径7.5、口径4.0、高18.4
98	一ロ 47	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビン入り。箱入	1	胴径6.5、口径5.1、高13.0
99	一ロ 47	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビン入り。箱入	1	胴径5.0、口径2.8、高13.8
100	一ロ 47	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビン入り。箱入	1	胴径6.7、口径6.5、高14.0
101	一ロ 47	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビン入り。箱入	1	胴径6.6、口径3.5、高17.0
102	一ロ 47	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビン入り。箱入	1	胴径6.5、口径3.0、高13.0
103	一ロ 48	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビン入り。箱入	1	胴径8.4、口径3.0、高29.5
104	一ロ 48	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビン入り。箱入	1	胴径8.2、口径3.0、高29.8
105	一ロ 48	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビン入り。箱入	1	胴径8.1、口径3.0、高31.5
106	一ロ 48	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビン入り。箱入	1	胴径8.9、口径3.0、高30.6
107	一ロ 48	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビン入り。箱入	1	胴径8.0、口径3.0、高30.5
108	一ロ 50	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビン入り	1	胴径8.0、口径7.0、高19.0
109	一ロ 50	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビン入り	1	胴径8.0、口径7.0、高19.0
110	一ロ 50	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビン入り	1	胴径8.0、口径7.0、高19.0
111	一ロ 50	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビン入り	1	胴径8.0、口径7.0、高19.0
112	一ロ 50	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビン入り	1	胴径8.0、口径7.0、高19.0
113	一ロ 50	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビン入り	1	胴径8.0、口径7.0、高19.0
114	一ロ 50	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビン入り	1	胴径8.0、口径7.0、高19.0
115	一ロ 50	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビン入り	1	胴径8.0、口径7.0、高19.0
116	一ロ 53	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビンに入っている	1	胴径8.3、口径7.0、高19.0
117	一ロ 53	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビンに入っている	1	胴径8.3、口径7.0、高19.0
118	一ロ 53	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビンに入っている	1	胴径8.3、口径7.0、高19.0
119	一ロ 53	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビンに入っている	1	胴径8.3、口径7.0、高19.0
120	一ロ 53	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス 蓋つきガラスビンに入っている	1	胴径8.3、口径7.0、高19.0
121	一ロ 52	薬品用ガラス瓶		1	胴径6.8、口径3.6、高17.0
122	一ロ 52	ガラス製漏斗		1	口径径4.9、胴径管径0.3、高10.0
123	一ロ 52	ガラス製漏斗		1	口径径2.0、胴径管径0.7、全長19.0
124	一ロ 52	金属製実験器具		1	幅8.0、高さ17.0
125	一ロ 51	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス・陶器 箱入	1	胴径8.1、口径2.8、高32.4
126	一ロ 51	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス・陶器 箱入	1	胴径6.9、蓋径5.8、高14.4
127	一ロ 51	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス・陶器 箱入	1	胴径7.8、高15.8
128	一ロ 51	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス・陶器 箱入	1	胴径7.9、口径3.5、高19.8
129	一ロ 51	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス・陶器 箱入	1	胴径6.3、口径4.3、高17.7
130	一ロ 51	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス・陶器 箱入	1	胴径4.4、蓋径4.6、高10.5
131	一ロ 51	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス・陶器 箱入	1	胴径6.5、高13.0
132	一ロ 51	薬品用自動容器	(容器)ガラス・陶器 箱入	1	径9.1、高15.0
133	一ロ 51	薬品入ガラス瓶	(容器)ガラス・陶器 箱入	1	胴径7.8、口径7.4、高16.0
134	一ロ 10	乳棒	石、陶器カ 石製は振り部が破損。陶器製は穴あり。	1	長さ9.0
135	一ロ 13	マグネシウムランプ(ガラスの壳)	本体：銅製・ガラス	1	全長33.0、鏡径2.0
136	一ロ 16	双眼鏡		1	対物レンズ径各6.0、採眼レンズ径各2.0、筒長時全長16.0、幅13.0
137	一ロ 8	乳鉢(大)	陶器 底にひびあり。	1	最大径18.7、高さ7.2

指定番号	管理番号	資料名	品質形状	員数	法量
138	一ロ 9	乳鉢(小)	陶器	1	最大径13.0、高さ5.0
139	一ロ 18	半円鏡(地球望遠鏡)	真鍮製	1	半径9.3、厚0.36、箱24.8×14.7×3.6
140	一ロ 37	真鍮製キリシテル(完備)	真鍮製	1	最大径5.0、シリンドラ-長20.2、総長26.2、ノズル(直)13.4、ノズル(曲)13.5
141	一ロ 1	モルチール砲	砲身：青銅製銃管：鋼製	1	長57.8、径(大)33.1、幅(大)53.9、口径20.2
142	一ロ 2	試薬モルチール砲	砲身・弾丸・台座：青銅製基台(後補)：木製	1	砲身：長37.0、径25.7、口径18.9弾丸：径18.1 台座：幅41.8、奥行45.0基台：幅7.2、奥行49.8
143	一ロ 3	施条カノン砲(ボ-ンベン野戦砲)	鋼製	1	長138.0、径(大)22.1、口径7.4
144	一ロ 4	砲弾	鋼製	1	径57.6、長13.8
145	一ロ 5	砲弾	鋼製	1	径(大)12.7、厚2.0径(小)リ
146	一ロ 6	銃	鋼製	1	口径11.8ミリ、全長1600ミリ、銃身長1390ミリ
147	一ロ 15	望遠鏡(経緯計付)	一桁張、一部真鍮。	1	最大径6.0、最小径2.1、鏡筒長40.5(伸長時、フ-ード含む)20.7(縮長時)、対物レンズ径4.0、採眼レンズ径6.6、距離計リング径4.5
148	一ロ 19	照準器	真鍮製	1	幅3.4、高18.6
149	一ロ 20	照準器	真鍮製	1	幅5.6、高27.8
150	一ロ 21	照準器	真鍮製	1	幅5.0×8.8×0.7
151	一ロ 35	照準器	真鍮製 他にも銃あり。イギリス製。	1	幅3.4、高18.5
152	追加	砲弾(1)		1	径6.6
153	追加	砲弾(2)		1	径12.7、開口部径2.0
154	追加	砲弾(3)		1	径8.3、長16.3、開口部径2.4
155	追加	砲弾(4)		1	径7.7、長18.4、開口部径3.2
156	追加	ナポレオン式四斤野砲		1	全長16.0、口径8.7
157	追加	ジャ-ブス銃弾丸カートリッジ		318	径1.36、長5.4(紙カートリッジとも)
158	追加	スコットランド製火薬缶		3	幅10.0、奥行4.0、高19.2
159	追加	コロス		177	径1.4、長1.7
160	追加	雷管		2	径0.69、ツバ径0.88、高0.59
161	追加	雷管		1	径0.88、高0.55
162	追加	雷管		2	径0.66、ツバ径0.92、高0.64
163	追加	雷管		6	径0.66、ツバ径1.17、高0.66
164	追加	鉛製突撃砲		7	径1.20-1.22、長2.5
165	追加	銅管機銃薬包		6	3.8×9.3×3.5-6.6
166	一ロ 35	照準器		1	幅3.4、高18.2
167	一ロ 21	照準器		1	幅8.8、高53.5、厚0.8
168	一ロ 19	照準器	真鍮製	1	幅3.4、高18.4
169	一ロ 19	照準器	真鍮製	1	幅3.4、高18.5
170	一ロ 19	照準器	真鍮製	1	幅3.4、高18.4
171	追加	紙其包		10	径1.3、長7.2
172	一ロ 103	なめし革(赤)	赤・茶・えんじに着色してある 銃具補修用カ 紙片	1	66.0×83.0
173	一ロ 103	なめし革(白)		1	53.0×51.0
174	一ロ 103	なめし革(茶・紺)		1	65.0×81.0
175	一ロ 103	なめし革(茶)		1	37.5×99.0
176	一ロ 103	なめし革(茶)		1	57.0×98.5
177	一ロ 103	なめし革(赤茶)		1	73.0×115.0
178	一ロ 103	なめし革(赤茶)		1	85.0×125.0
179	一ロ 8	皮製弾弓織(金庫皮)	箱(77.5×40.5×17.0)付属、(箱蓋上書)「御島朝子・御陣弓織をへ、御直入へ 寄番」羽がばらばらである。箱入り。	1	57.7×49.5
180	一ロ 8	皮製弾弓織(金庫皮)		1	35.0×28.7
181	一ロ 8	皮製弾弓織(金庫皮)		1	24.7×31.3
182	一ロ 8	皮製弾弓織(金庫皮)		1	23.5×76.0

指定番号	管理番号	資料名	品質形状	員数	法量
183	総編 一イ 8	皮製陣羽織(金唐皮)		1	27.3 × 61.0
184	総編 一イ 8	皮製陣羽織(金唐皮)		1	38.0 × 67.0
185	総編 一イ 8	皮製陣羽織(金唐皮)		1	39.3 × 56.0
186	総編 一イ 8	皮製陣羽織(金唐皮)		1	68.0 × 94.5
187	総編 一イ 8	皮製陣羽織(金唐皮)		1	68.0 × 93.4
188	後編 二ト 1	御陣羽織(黒羅紗地波濤紋陣羽織)	金モール、ピロード、紋D型、(2)御陣羽織と同箱(柄、58.2 × 57.0 × 10.5)	1	97.5 × 60.0
189	後編 二ト 2	御陣羽織(白羅紗地三線形波濤陣羽織)	身返しに金襴 背は毛氈(金)、ピロード 紋D型 (1)御陣羽織と同箱	1	106.0 × 73.0
190	総編 一ハ 7	服章(小)	絹布 白地に赤の波濤模様がある。紫のひもがついている。	331	12.0 × 9.0
191	総編 一ハ 8	服章	皮製、対角線に金と黒に塗り分けられ、下部の黒地に赤の丸が描かれる。同じく皮製のひもがついている。	364	10.0 × 6.5
192	総編 一ハ 1	御かたしるし	絹布中央に朱分方印「奥羽陣撫巻書(44 × 4.6)、紐で結ばれている。(包紙上層)宮崎又右衛門殿 慶応四年 御かたしるし 辰六月吉日」	1	絹布 11.4 × 9.5、紐子 17.0 × 6.0
193	総編 一ハ 1	赤絹布		1	19.4 × 99.0
194	総編 一ハ 1	茶絹布		1	15.8 × 124.5
195	総編 一ハ 7	服章(中)	木綿白地に帯い赤の波濤模様。白いひもがついている。	24	15.5 × 9.5
196	総編 一ハ 7	服章(大)		3	3.00 × 25.8
197	総編 一ハ 7	服章(特大)		1	45.0 × 30.0
198	総編 一ハ 7	服章(節)	白地に赤の波濤模様	1	17.0 × 6.3
199	総編 一ロ 40	ドライバー(金属板片一式)		1	半径5.0、厚0.4
200	後編 二ハ 1	御御旗	絹布 長辺は破損につき実際の長さが不明である。同じく波濤部分も破損しつつある。絹・桐長(木)は289センチ。	1	長辺現存分167.0、短辺165.0、菊の紋章径116.0
201	後編 二ハ 2	盃	銅箱(25.5 × 21.0 × 5.4)付属、蓋は土器	1	径14.0 × 高1.7
202	後編 二ハ 3	晒布(絹織地羽織)	絹(38.0 × 38.0 × 8.0)付属、麻布 着物仕立用 紺色の晒布である。紋E型	1	110.0 × 130.0(最大値)
203	後編 二ハ 3	晒布(絹織地羽織)	絹(38.0 × 38.0 × 8.0)付属、麻布 着物仕立用 紺色の晒布である。紋E型	1	115.5 × 130.0(最大値)
204	後編 二ハ 4	御軍扇	(表)金池地に朱の日の丸紋、(裏)朱地金泥日の丸紋、裏背は鉄。房付き、桐箱(37.7 × 9.0 × 5.9)付属	1	長 36.0 × 幅 58.0(最大値)・4.0(最小値)
205	後編 二ハ 23	旗指物	絹布、対角線に白絹で染められて、紺字に「戈止」がある	1	289.0 × 73.0
206	後編 二ハ 24	旗指物	木綿、素地に墨書	1	190.0 × 85.0
207	後編 二ハ 25	旗指物	木綿、上部に2本の黒線があり、下部左方に三角形の黒地がある	1	165.0 × 90.0
208	後編 二ハ 26	旗指物	木綿、素地に墨書	1	180.0 × 87.0
209	後編 二ハ 27	旗指物	木綿、対角線に白黒地で区切られ、黒地に「雄鶏高家紋(抱銀杏)」	1	265.0 × 60.0
210	後編 二ハ 28	旗指物	木綿、対角線に白黒地で区切られ、黒地に「雄鶏高家紋(抱銀杏)」	1	265.0 × 60.0
211	後編 二ハ 29	旗指物	木綿、上部に2本の黒線があり、下部左方に三角形の黒地がある	1	166.0 × 95.0
212	後編 二ハ 30	旗指物	木綿、対角線に白黒地で区切られ、黒地に「家紋(抱銀杏)」	1	265.0 × 60.0
213	後編 二ハ 31	旗指物	絹布、上部に2本の朱線がある	1	276.0 × 139.0
214	後編 二ハ 32	旗指物	木綿、素地に墨書	1	50.0 × 32.0
215	後編 二ハ 33	旗指物	木綿、対角線に白黒地で区切られ、白地に「家紋(抱銀杏)」	1	57.0 × 36.0
216	後編 二ハ 34	旗指物	木綿、素地に墨書	1	54.0 × 32.0
217	後編 二ハ 35	旗指物	木綿、下部に三角黒地あり 白地に「家紋」	1	112.0 × 62.0
218	後編 二ハ 36	旗指物	木綿、対角線に白黒地で区切られ、黒地に「家紋(抱銀杏)」	1	262.0 × 53.0

指定番号	管理番号	資料名	品質形状	員数	法量
219	後編 二ハ 37	旗指物	木綿、対角線に白黒地で区切られ、黒地に「家紋(抱銀杏)」	1	266.0 × 60.0
220	後編 二ハ 38	旗指物	木綿、対角線に白黒地で区切られ、黒地に「家紋(抱銀杏)」	1	266.0 × 60.0
221	後編 二ハ 39	旗指物	木綿、素地に墨書	1	50.0 × 32.0
222	後編 二ハ 40	旗指物	木綿、素地に墨書	1	50.0 × 32.0
223	後編 二ハ 41	旗指物	木綿、対角線に白黒地で区切られ、白地に「家紋(抱銀杏)」	1	58.0 × 36.0
224	後編 二ハ 42	旗指物	木綿、対角線に白黒地で区切られ、白地に「家紋(抱銀杏)」	1	58.0 × 36.0
225	後編 二ハ 43	旗指物	木綿、対角線に白黒地で区切られ、白地に「家紋(抱銀杏)」	1	262.0 × 60.0
226	後編 二ハ 44	旗指物	木綿、素地に墨書	1	50.0 × 32.0
227	後編 二ハ 45	旗指物	木綿、素地に墨書	1	50.0 × 32.0
228	後編 二ハ 46	旗指物	木綿、素地に墨書	1	50.0 × 32.0
229	後編 二ハ 47	旗指物	絹布、対角線に白黒地で区切られ、紺地に「戈止」	1	212.0 × 50.0
230	後編 二ハ 48	旗指物	絹布、対角線に白黒地で区切られ、紺地に「戈止」	1	212.0 × 50.0
231	後編 二ハ 49	旗指物	絹布、対角線に白黒地で区切られ、紺地に「戈止」	1	290.0 × 74.0
232	後編 二ハ 50	旗指物	木綿、白黒地で区切られ、黒地に「家紋(抱銀杏)」	1	264.0 × 60.0
233	後編 二ハ 51	旗指物	木綿、白黒地で区切られ、黒地に「家紋(抱銀杏)」	1	264.0 × 60.0
234	後編 二ハ 52	旗指物	絹布、対角線に白黒地で区切られ、黒地に「戈止」	1	296.0 × 72.0
235	後編 二ハ 53	旗指物	木綿、白黒地で区切られ、黒地に「家紋(抱銀杏)」	1	263.0 × 58.0
236	後編 二ハ 54	旗指物	木綿、白黒地で区切られ、黒地に「家紋(抱銀杏)」	1	57.0 × 36.0
237	後編 二ハ 55	旗指物	白黒地で区切られ、白地に「家紋(抱銀杏)」	1	57.0 × 36.0
238	後編 二ハ 56	旗指物	白黒地で区切られ、白地に「家紋(抱銀杏)」	1	55.0 × 36.0
239	後編 二ロ 10	トランシット	真鍮製	1	総高29.6、鏡筒長40.4、対物部内径32、接眼部内径0.8、コンパス部外径123、露差鏡部(鏡筒径)4.2、長41.2、対物レンズ径32、接眼レンズ径(0.9)、上下角表示板半径58、水準器(径1.8、長17.9)
240	後編 二ロ 11	方位儀(旧測量器)	真鍮製	1	32.5 × 17.1 × 12.5、半径15.5、望遠鏡部(長29.0、径3.1)
241	総編 一ロ 34.2	象限器	真鍮 コンパス	1	12.0 × 12.6
242	後編 二ロ 11	象限儀	真鍮製	1	45.5 × 38.0 × 9.3、表示盤半径228、支柱径3.2、支柱高38.0
243	総編 一ロ 34.4	象限器	真鍮 コンパス	1	24.4 × 24.4
244	総編 一ロ 34.3	コンパス(デバイター)	真鍮 コンパス	1	長20.5、幅16.2
245	総編 一ロ 34.1	象限器	真鍮 コンパス	1	137 × 117
246	総編 一ロ 34.5	実験器具(気化器)	真鍮 コンパス	1	径37、長80
247	後編 二ロ 8	六分儀(セキスタ)	真鍮製	1	高108、幅28.2、鏡筒長18.4
248	後編 二ロ 9	六分儀	真鍮製	1	25.0 × 27.0 × 10.5、外周半径19.5
249	後編 二ロ 14	ボケットセキスタ	部分高35、接眼部66	1	円筒状本体径7.7、同高4.0、蓋(反転して蓋台)
250	後編 二ロ 17	ボケットセキスタ	部分高35、接眼部66	1	円筒状本体径7.7、同高4.0、蓋(反転して蓋台)
251	後編 二ロ 28	望遠鏡	鏡筒：真鍮製鍍金	1	最大径7.3、最小径5.3、鏡筒長162.0(伸長時)66.6(縮長時)、約10.5、対物部内径5.0、接眼部内径0.9、脚高52.3
252	後編 二ロ 25	望遠鏡	鏡筒：真鍮製	1	最大径7.4、最小径4.0(接眼部)の最小径2.4、鏡筒長114.8(伸長時)80.0(縮長時)、対物レンズ径3.5、接眼レンズ径1.3
253	後編 二ロ 26	望遠鏡	鏡筒：真鍮製	1	最大径6.8、最小径4.3(接眼部)の最小径3.2、鏡筒長87.6(伸長時)42.4(縮長時)、対物レンズ径4.0(脚高)2.5、接眼レンズ径1.4
254	後編 二ロ 27	望遠鏡	真鍮製	1	最大径7.4、最小径2.4、鏡筒長73.5(伸長時)26.8(縮長時)、対物レンズ径2.8、接眼レンズ径0.6
255	後編 二ロ 24	天体望遠鏡	真鍮製	1	最大径7.0、最小径5.2、鏡筒長118.0(伸長時)33.0(縮長時)、対物レンズ径5.1、接眼レンズ径0.9、脚高53.5

指定 番号	管理 番号	資料名	品質形状	員 数	法 量
256	後編 二 口 22	地球儀	球体：木製紙貼、側面画着色糊度置：真鍮製基 台：木製	1	総高363、球体径231、緯度環径266、水平環 径343、基台高234
257	後編 二 口 23	天球儀	球体：木製紙貼、側面画着色糊度置：真鍮製基 台：木製	1	総高375、球体径235、緯度環径264、水平環 径352、基台高237
258	後編 二 口 45	総具(繪青)	ウルトラマリンブルー	1	190g(袋込)
259	後編 二 口 45	総具(青)	ウルトラマリンブルー	1	82g(包紙込)
260	後編 二 口 45	総具(濃紺)	ウルトラマリンブルー	1	70g(袋込)
261	後編 二 口 45	総具(濃紺)	ウルトラマリンブルー	1	354g(袋込)
262	総編 二 口 22	総具(青)	ウルトラマリンブルー	1	1230g(袋込)
263	総編 二 口 12	総具(青)	ウルトラマリンブルー	1	1704g(袋・容器・包紙込)
264	総編 二 口 12	総具(青)	ウルトラマリンブルー	1	1300g(包紙込)
265	総編 二 口 12	総具(青)	スマルト	1	3100g(袋込)
266	総編 二 口 12	総具(青)	ウルトラマリンブルー	1	5364g(包紙・袋込)
267	総編 二 口 12	総具(青)	ウルトラマリンブルー	1	484g(包紙込)
268	総編 二 口 12	総具(濃青)	ウルトラマリンブルー	1	1.6g(包紙込)
269	総編 二 口 12	総具(青)	ウルトラマリンブルー	1	1.4g(包紙込)
270	総編 二 口 12	総具(濃青)	ウルトラマリンブルー	1	1.8g(包紙込)
271	総編 二 口 12	総具(青)	ウルトラマリンブルー	1	20g(包紙込)
272	総編 二 口 12	総具(青)	ウルトラマリンブルー	1	1626g(包紙・風袋・容器込)
273	総編 一 口 8	無尽灯	真鍮製 頭部のガラス(ホヤ)なし。木箱入り	1	高さ428、底部径130
274	総編 一 口 9	無尽灯	真鍮製(胴部に金箔) 底部の皿が外れている。 木箱入り	1	高さ630、底部径151
275	追加	雪ノ結晶煎茶碗		1	碗：口径86、高台径33、高53、蓋：径90、 高19
276	総編 二 口 61	ガラス碗	ガラス製(無色)、武雄産	1	高62、口径119、高台径41
277	総編 二 口 62	ガラス碗		1	上径148×下径55高さ67
278	総編 二 口 70	ガラス碗		1	上径157下径51高さ53
279	総編 二 口 71	ガラス碗		1	上径178下径62高さ89
280	総編 二 口 74	カットガラス		1	上径127角底径76高さ184
281	総編 二 口 75	把手付ガラス器		1	上径96下径48高さ94
282	総編 二 口 76	ガラス碗		1	上径182高さ59
283	追加	雪ノ結晶煎茶碗			碗：口径86、高台径33、高53、蓋：径90、 高19
284	総編 二 口 40 1	藍絵花文蓋付大皿	陶製(硬質)	1	高178、口径305、高台径156
285	総編 二 口 40 2	藍絵花文蓋付大皿	陶製(硬質)	1	高266、口径222、高台径151
286	総編 二 口 41	藍絵西洋風景図後 花皿	陶製(硬質)	1	高46、口径258、高台径181
287	総編 二 口 64	ガラス手拭掛	ガラス製	1	環径160、吊具長178、吊具幅(最大)41
288	総編 二 口 66	ガラス花瓶	ガラス製(無色)、武雄産	1	高111、口径34、底部径48
289	総編 二 口 82	ガラス花瓶	ガラス製(紫色)	1	高127、口径56、高台径52
290	総編 二 口 81	VOC 鉛筆袋	麻製着色	1	縦793、横512
291	総編 二 口 32	ガラス瓶	ガラス	1	底径76、口径48、高180
292	総編 二 口 33	置時計	表面：銅製鍍金 内部仕掛：真鍮製	1	総高159、幅84、奥行79
293	総編 二 口 34	オルゴール時計	時計部・台座(小)：真鍮製(表飾は銅鍍金)台座 (大)：木製	1	本体高171、本体幅142、本体奥行88
294	総編 二 口 35	尺時計	木箱製	1	53(W)×363(H)×63(D)、吊下用背板52(W)
295	総編 二 口 36	尺時計	木箱製	1	59(W)×395(H)×57(D)
296	総編 二 口 38	石版	青石状	1	巾520、180厚み25
297	総編 二 口 39	石版	青石状	1	巾426、26.8厚み25

重要文化財 武雄鍋島家洋学関係資料保存活用計画書

令和4年10月

武雄市

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10

担当：武雄市こども教育部

文化課 歴史資料係

武雄市図書館・歴史資料館

〒843-0022 佐賀県武雄市武雄町大字武雄5304番地1

0954-28-9105

E-mail：epochal@city.takeo.lg.jp

